

第三次 遊佐町環境基本計画

人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築



第三次 遊佐町環境基本計画

令和五年三月

令和5年3月

山形県遊佐町

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202 番地
遊佐町地域生活課環境係
電話:0234-72-3311(代表)

地球温暖化による気候変動の影響は、「気候危機」として世界中に気象災害や生態系の異常を引き起こしており、「カーボンニュートラル(脱炭素)」に向けた取り組みは、全世界共通の課題となっています。

我が国においても、「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、脱炭素社会をめざす施策・取り組みが加速しています。単に省エネ化や地域環境保全という視点だけではなく、私たちの日常生活や企業活動等社会活動全般、そして価値観そのものの変革が求められていると言っても過言ではありません。



平成25年度に策定した『遊佐町環境基本計画(改定版)』は、私たちの生活を支える基盤である豊かな森林や地下水・湧水、それらが育むさまざまな生物の生息域といった、かけがえのない自然環境の保全と地域の持続的発展をめざすために策定された計画でした。

それから10年が経過し、環境に対する意識・課題は、世界規模で変化しています。2015年に国連総会で採択された持続可能な開発のための17の国際目標「SDGs」の理念のもと、地球温暖化を防止するための、石炭・石油等の化石燃料からの脱却、さらに2011年の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の放射能事故による、原子力発電の見直し、そして太陽光・熱、風力等の自然が持つエネルギーを活用した「再生可能エネルギー」へのシフトが加速し、大規模な太陽光発電(メガソーラー)や洋上風力発電などの研究・開発が進められています。

今回『遊佐町環境基本計画』を改定するにあたり、「人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築」という基本理念はそのままに、SDGsの理念を踏まえたうえで見直しを行いました。町民や事業所のみなさんの地域環境に対する意識も変化している中で、これまで取り組んできた施策を見直し、これからの遊佐町が取り組むべき地域環境施策として構成したものとなっております。

この度の『遊佐町環境基本計画』の改定を機に、町民一人ひとりが地球温暖化やエネルギーと資源等の問題をより身近にとらえ、町民と事業者、そして町が、この遊佐町の環境を次世代に繋いでいくため、互いの役割を確認し、取り組みを進めていきたいと考えております。今後とも、町民の皆さまや関係団体、事業者のご協力と積極的なご参加をお願いいたします。

結びに、本計画の改定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました遊佐町環境審議会をはじめ、町民の皆さま、そして関係各位に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

遊佐町長 時田 博機

はじめに	3
計画の目的・位置づけ	3
計画改定の経緯	4
計画に関わる環境政策の動向	4
計画の期間	7
計画の対象地域	7
1. 遊佐町の概況と課題	9
1-1. 町の概況	9
1-2. 分野別環境施策の現況と課題	10
(1)環境教育・人材育成分野	10
(2)自然共生社会分野	11
(3)脱炭素社会分野	12
(4)循環型社会分野	13
(5)生活環境分野	13
2. めざす環境のすがた	17
3. 具体的な環境施策	19
3-0. 計画の体系	19
3-1. 持続可能な地域づくりを牽引する人材育成	27
3-2. 自然共生社会	30
3-3. 脱炭素社会	35
3-4. 循環型社会	40
3-5. 生活環境の充実	44
4. 計画の進行管理	49
4-1. 推進体制	49
4-2. 目標設定	50
4-3. 進捗管理	51

資料編

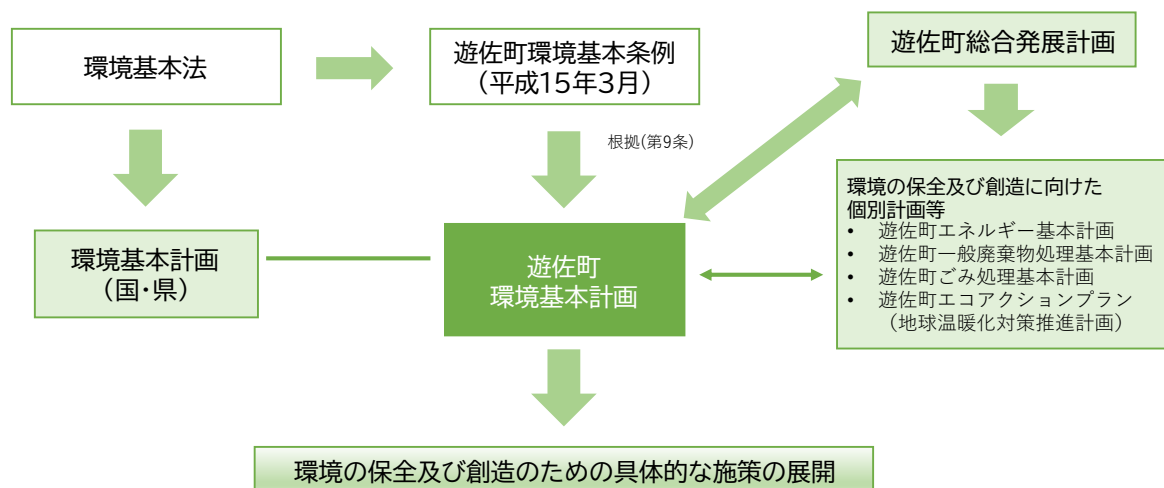
はじめに

計画の目的・位置づけ

遊佐町環境基本計画(以下「環境基本計画」という)は、地域における環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全についての基本理念・方向性を定め、目標や重点実施策などを示すものです。その策定は遊佐町環境基本条例(以下「環境基本条例」という)第9条のなかで定められています。

また、本計画は遊佐町全体の発展に向けた施策の方向性と計画推進の方策を示した遊佐町総合発展計画を環境分野から推進していくものとして位置づけられ、環境保全を前提とした地域の発展を実現するための施策の方向性や、具体的な取り組みの内容について示しています。

本計画のなかで環境保全に関する基本的な計画を示すことにより、環境問題についての意識の共有を図り、町民、事業者、行政が連携して環境保全活動を推進していく体制を築いていきます。



図表 0.1 遊佐町環境基本計画の位置づけ

計画改定の経緯

遊佐町では、平成 11(1999)年に環境基本計画を策定し、地域の抱える環境問題を整理するとともに、「こわさない、ふやさない、こうしたい」を計画のテーマとして掲げ、環境施策を 10 テーマに分類して実施してきました(第1次計画)。

その後、東日本大震災とそれに伴う原発事故の発生や、地球温暖化影響の顕在化、少子高齢化と人口減少など、環境政策や社会情勢に大きな変化があったことから、平成 25(2013)年に環境基本計画の改定を行いました(第2次計画)。この改定計画は、平成 24(2012)年度から平成 33(2021)年度を計画期間とし、環境施策のテーマを5つの基本目標として整理しました。さらに5つの重点プロジェクトを設定して優先的に対応していく課題を明らかにしました。

そして今般、第2次計画の計画期間が満了したこと、また環境政策を取り巻く情勢が国内外で大きく変化したことを受け、計画を改定し「第3次遊佐町環境基本計画」を策定しました。

計画に関わる環境政策の動向

(1)自然との共生

令和4(2022)年 12 月に生物多様性条約締約国会議(COP15)がカナダで開催され、平成 22(2010)年に採択された「愛知目標」の後継となる新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この新たな枠組では、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復傾向へ向かわせる「ネイチャーポジティブ」の達成をめざし、陸域・水域の 30%を保全すること(30 by 30 目標)や、生産と消費のフットプリント(人による環境への負荷)を半減させることなどが目標として掲げられました。これらの目標に関連して、食品ロスやプラスチック、農薬の削減にも言及されています。

国内では、これを受けた次期生物多様性国家戦略のなかで、保護地域や OECM の拡大、自然を活用した社会課題の解決、経済活動における生物多様性の主流化などを掲げることになっています。

(2)気候変動(地球温暖化)

平成 27(2015)年 12 月には、気候変動枠組条約締約国会議(COP21)にて「パリ協定」が採択されました。パリ協定は京都議定書の後継であり、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」、「そのため、できるかぎ

り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と(森林などによる)吸収量のバランスをとる」ことが目標として掲げられました。

その後、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が平成 30(2018)年に公表した「1.5°C 特別報告書」では、地球温暖化を 1.5°C に抑制するには、温室効果ガス排出量が 2030 年までに 45%削減され、2050 年ごろには正味ゼロに達する必要があると指摘されました。このことから、「2050 年カーボンニュートラル(脱炭素)」が世界共通の目標として認識されることとなりました。

このことを受け、日本政府も令和2(2020)年にカーボンニュートラルを宣言し、地球温暖化対策基本法が改正されました。この法改正により、地域資源を活用した再生可能エネルギー利用と、それに際する地域での合意形成がより強力に進められることになりました。自治体レベルでの取り組みも加速しており、令和4(2022)年 12 月現在、823 自治体(45 都道府県、476 市、20 特別区、239 町、43 村)が「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

(3)循環型社会

廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的に問題視されるようになっていきます。国は令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030 年までに使い捨てプラスチックを累積 25%排出抑制、容器包装の6割をリユース・リサイクルなどの目標を掲げました。

令和4(2022)年には、3R+Renewable を進め、サーキュラーエコノミー(循環型経済)への移行を推進することを目的にプラスチック資源循環促進法が施行されました。これにより、事業者による使い捨てプラスチックの削減や、自治体による製品プラスチックごみの収集が求められるようになりました。

また、まだ食べることができるのに捨てられてしまう「食品ロス」の多さが注目され、令和元(2019)年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。国内で発生する食品ロスは年間約 643 万tとされています。環境省では、平成 29(2017)年度から「市区町村食品ロス実態調査支援事業」を実施し、ごみ袋開封調査の実施を通じた食品ロス発生量の調査への支援を行っています。

(4)SDGsと地域循環共生圏

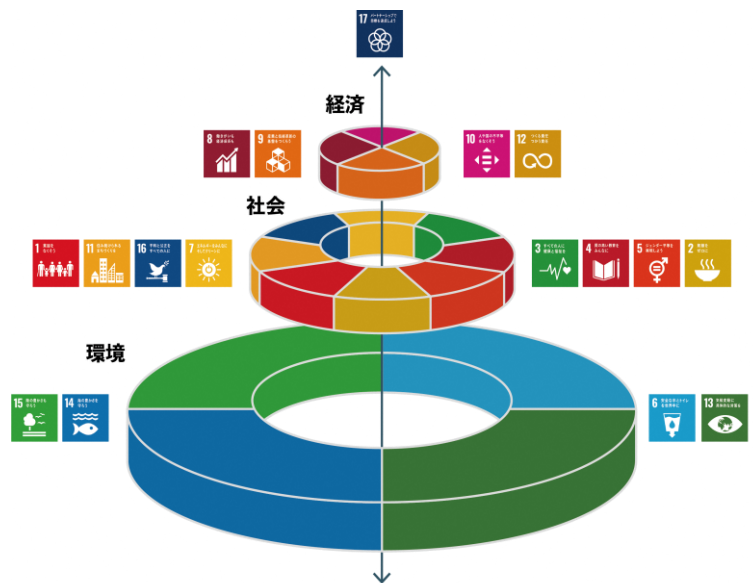
SDGs(Sustainable Development Goals)は、平成 27(2015)年9月に「国連持続可能な開発サミット」にて採択された、2015 年から 2030 年までの長期的な開発の指針です。「No one will be left behind.」(誰一人取り残さない)をコンセプトに、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

環境施策に関連するものとしては、水と衛生(6)、エネルギー(7)、持続可能な消費と生

産(12)、気候変動への適応(13)、陸上・海洋における生物多様性の保全(14・15)について目標が設定されています。各ゴールはそれぞれが繋がっており、特に環境施策と関連が深いゴールは、健全な社会や活発な経済活動の基盤として位置づけられています。

SDGsの登場によって、環境施策の重要性が改めて認識されると共に、あらゆる主体が持続可能な社会づくりに向けて取り組むことへの機運が大きく高まりました。また、様々な課題に個別に取り組むのではなく、環境・経済・社会の3側面が同時に向上するような取り組み方が求められています。

SDGsの理念を日本国内で実践する考え方として、第5次環境基本計画のなかで示されたのが「地域循環共生圏」です。国内の各地域が、地域資源を最大限に活用して自立し、その上で相互に補完し合うことで持続可能な社会を実現していこうとするものです。



図表 0.2 SDGsウエディングケーキモデル



図表 0.3 地域循環共生圏の概念図

計画の期間

令和4(2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10 年間を計画期間とします。また、本町を取り巻く環境や社会状況の変化及び町民意識の変化に対応し、令和8(2026)年度に中間見直しを行うことを前提とします。

計画の対象地域

本計画は遊佐町全域を対象とするものです。

ただし、気候変動(地球温暖化)問題など、町内のみならず地球規模での環境に影響を及ぼす課題に関しては、町内での積極的な取り組みにより、県内・国内の動きをリードしていきます。

第1章 遊佐町の概況と課題

1-1 町の概況

遊佐町は、山形県の最北端に位置し、西に日本海、北に烏海山、そして東に出羽丘陵を望む自然豊かな町です。町のなかには山間、平野、砂丘といった様々な地形が存在し、烏海山を源とする複数の清流が町のなかを流れることで、多様性に富んだ環境を生み出しています。気候としては、日本海と烏海山・出羽丘陵に囲まれていることから、沿岸部に特有の海洋性気候に分類され、多雨多湿が特徴です。また、冬場には日本海から強い季節風が吹き込み、地吹雪にみまわれる強風の寒冷地帯でもあります。町の面積は 208.39km²、人口は 13,032 人(令和2年度国勢調査)です。

遊佐町人口ビジョン(平成27年10月策定)では、令和22年(2040年)の総人口を10,093人、令和42年(2060年)を8,000人と徐々に減少する見込みであると推計しています。現在においても、管理の行き届いていない林地や農地の増加や、町民による地域コミュニティの機能低下など、人口減少を原因とする問題が顕在化しつつあります。

【環境に関する町民意向調査(アンケート)にみる町民等の環境への評価】

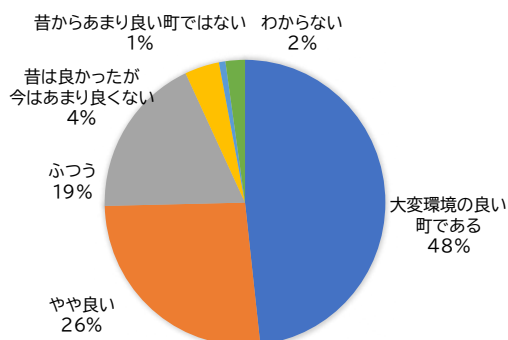
本計画の策定にあたって実施した「環境に関する町民意向調査」(町民、事業者、小・中学生対象：詳細は資料編に掲載)では、町の自然環境への評価を尋ねました。

遊佐町が自然環境の良い町だと感じている割合は、大人74%、子ども84%であり、世代にかかわらず町の自然環境が高く評価されていることが分かりました。また事業者アンケートでは、75%が事業活動に町の豊かな環境の恩恵を受けていると回答していました。

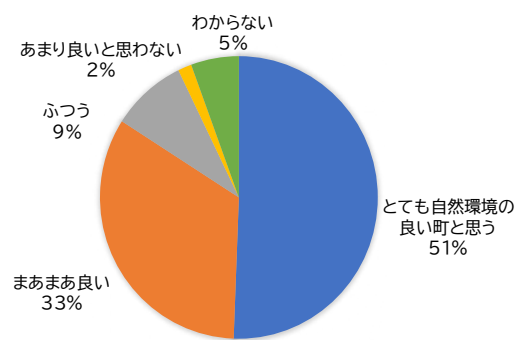
町の自然環境は、暮らしと事業に密接に関わっており、多くの町民に大切にされていることがうかがえます。

Q 遊佐町の自然環境について日頃どう感じていますか？

町民(大人)の集計結果



子ども(小・中学生)の集計結果



1-2 分野別環境施策の現況と課題

環境基本計画(平成25年3月改定版)では、5つの基本目標と重点プロジェクトを設定し、町の環境保全を総合的に進めてきました。ここでは、新たな計画の柱に沿ってこれまでの取り組みを振り返り、達成状況及び課題を整理しました。

【凡例】

- ◇:これまでの取り組みで進展したこと、状況が改善されたこと
- ◆:今後の取り組み課題

(1)環境教育・人材育成分野

- ◇ 学校現場におけるESD活動の定着を図るため、早期から子どもたちの省エネ活動や、遊佐町の自然環境を活かした体験学習を評価する「小・中学校エコチャレンジ事業」を展開してきました。その成果として現在では、毎年子どもたちの自主的な省エネ・3R活動が多数報告されています。
- ◇ 一般町民における環境分野に関する知識を深めるため、研修会や出前講座を開催し、参加・申請を受け付けています。新型コロナウイルスの影響により、開催回数が減少していましたが、令和4(2022)年度は徐々に戻りつつあります。
- ◇ 民間企業・団体による環境関連の活動を支援し、補助金を交付しています。また、積極的に町との共同開催等、行政以外の意見を積極的に取り入れるようにしています。
- ◇ 鳥海山を中心とする環鳥海エリアをジオパークとして整備・活用していくために、町を含めた3市1町(秋田県由利本荘市、にかほ市、山形県酒田市)が共同で取り組みを進めた結果、平成28(2016)年9月「鳥海山・飛鳥ジオパーク」として日本ジオパークに認定されました。現在、世界ジオパークの認定に向けた活動を展開しています。
- ◆ 一方で、民間企業・団体における新規のSDGs活動の情報をうまく収集できておらず、支援ニーズの把握ができていない状況があります。また、町の支援策を民間企業・団体に広報する有効な手段が構築できていません。活動に意欲的な団体の掘り起こし方法や支援の在り方を検討する必要があります。
- ◆ 各学校では、学区近隣の自然・歴史・文化的資源や地域の人材を生かして、独自性の高い学習活動が継続されてきました。小学校の統合に伴い、地域で積み上げられた学習の在り方を、今後どのように引き継いでいくのか、環境学習の側面からも重要な課題です。

(2)自然共生社会分野

- ◇ 海岸漂着物に対する関心が高くなっており、毎年、多くの民間企業やボランティア団体が清掃活動に取り組んでいます。町も活動を支援するため、清掃用具の提供や、ごみ収集協力、分別方法の指導等を行っています。
- ◇ ナラ枯れや松くい虫被害が発生しているエリアについて、被害木の調査や薬剤散布、伐倒処理を実施しています。
- ◇ 町は、森林等の開発行為が健全な水循環に重大な影響を及ぼすことを未然に防止するため、施策の基本となる事項及び土地の利用、地下水の利用などについて定める「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例(平成25年6月 遊佐町条例第27号)」(以下「水循環保全条例」という)を制定しました。さらに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25(2013)年12月、「遊佐町水循環保全計画」を策定しました。

このことにより、環境基本計画で定める清流涵養域(資料編 64・65 ページ)としている地域のうち、水源涵養機能の維持のために土地の適正な利用を図る必要がある地域を水源涵養保全地域に指定し、開発行為の事前協議制度を定め、開発行為が森林等の水源涵養機能を著しく阻害したり、地下水等の水質悪化等、町民生活に支障を及ぼすおそれがあると認定した場合、予防原則に基づき当該開発行為の着手を禁止するとしています。
- ◇ 岩石採取跡地を「共存の森」と名付け、生活クラブ・遊佐町民共同による水源涵養林としての育成に取り組んでいます。森林の再生を図ると同時に、学生や町民の林業体験の場として活用されています。
- ◇ 河川・湧水の定期的なモニタリング調査を実施し、町の水環境の状態把握を行っています。水質については概ね良好な状態が継続しています。調査結果については、環境審議会に報告し審議しています。
- ◆ 山間部の土地について、土地の所有権が細かく分かれているため、所有者であっても自分の土地がどこにあるのか分からない状況が生まれています。また、相続等に伴う所有者の変更手続きが行われず、管理者が不在・不明となる状況が増えています。それにより、かなりの面積の森林が管理されていない状態となっています。
- ◆ 森林が適切に整備されCO₂吸収効果を発揮するには、伐期に達した木を伐採し、木材を活用することが必要です。民有林の手入れを促すためにも、間伐材等の受け皿を拡大する必要があります。森林整備で得られる材について、町内公共施設で積極的に活用する他、薪ストーブの燃料として、また将来的にはバイオマス発電の燃料として活用することも視野に入れ、様々な活用方法を検討していく必要があります。
- ◆ 町内で見られる希少な動植物の保護に取り組む団体では、会員の高齢化が進んでおり、活動の維持が困難になっています。今後、会員を増やすための施策を講じる必要があります。

- ◆ 比子海岸における砂浜の浸食が進み、将来的に海岸地域の住民生活に影響を及ぼすおそれがあります。国・県など関係機関と協議しながら、対策について検討していく必要があります。

(3)脱炭素社会分野

- ◇ 令和元(2019)年度の町全体の温室効果ガスの排出量は、80,000t-CO₂であり、平成27(2015)年度の90,000t-CO₂と比較すると11%の削減が達成されています(環境省・自治体排出量カルテ)。家庭における省エネ・再エネ設備の導入支援や、エコドライブ等の普及啓発に取り組んできた成果が表れています。
- ◇ 役場庁舎・防災センターにおける温室効果ガス排出量は、令和2(2020)年度が177t-CO₂に対し、令和3(2021)年度は136t-CO₂であり、役場庁舎の建替により約23%の削減に成功しています。町内すべての公共施設で環境マネジメントシステムを導入し、省エネルギー・省資源や環境保全活動を継続しており、町の事務事業による温室効果ガス排出などの環境負荷を最小限に抑えています。
- ◇ 各家庭における温室効果ガス排出量削減策として、太陽光パネルや薪ストーブ等の導入補助制度を継続実施しています。住居の新築・建替えに伴い申請するケースが多く、年間申請件数自体はあまり多くありませんが、着実に利用実績を増やしています。
- ◆ 町の温室効果ガス排出の特性として、運輸部門(自動車利用)からの排出量が40%と最多の割合であることが挙げられます。ゼロカーボンに向けて、公用自動車や公共交通車両の電気自動車(EV)化を積極的に進めるとともに、町民がEVを利用しやすい環境整備にも取り組んでいく必要があります。
- ◆ 町民アンケートより、電力会社の再エネ由来の電気へのプラン変更について、まだ十分に浸透していないことがわかりました。家庭における温室効果ガスの削減策として、継続して周知していく必要があります。
- ◆ 一方で、民間企業に対する温室効果ガスの削減に向けた取り組みは、実効性のある施策が展開できず、十分に実施できませんでした。
- ◆ 「2050 カーボンニュートラル」に向けた具体的な施策を講じ、着実に実行していく必要があります。令和4(2022)年度には、そのための第一歩として、町全体におけるエネルギー需要量とCO₂排出量の数値化調査事業を行いました。今後はその結果に基づき、カーボンニュートラルまでの具体的な道筋をまとめた「エネルギー基本計画」を策定し、運用していく必要があります。
- ◆ 家の断熱改修等、省エネに繋がる国・県の事業についても、積極的に広報していく必要があります。

(4)循環型社会分野

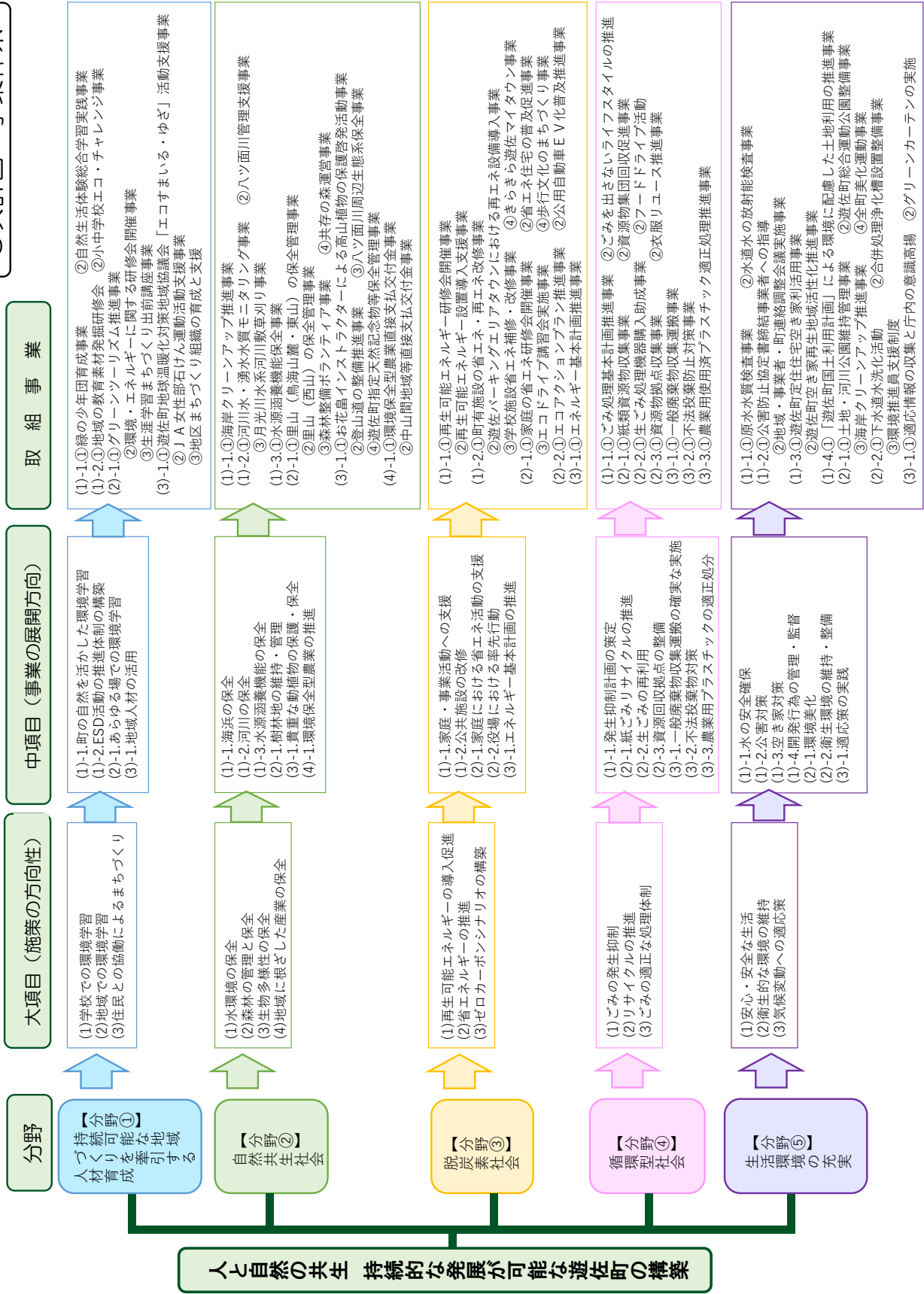
- ◆ 現在の最終処分場は、平成3(1991)年4月より利用され、既に30年以上が経過しています。残余容量から、令和12(2030)年には埋立てが完了する見込みであるため、現在、次の処分場候補地を選定しています。
- ◇ ごみ総排出量については、平成27(2015)年度が4,139tに対して、令和2(2020)年度は3,780tと、着実に減少しています。
- ◇ しかし、1人1日あたりの排出量をみるとほぼ横這い傾向であり、更なるごみ減量とリサイクル率の向上に向けた取り組みが求められます。
- ◆ 婦人会やPTAによる集団回収については、資源物取引価格の下落や少子高齢化により、回収事業を維持できなくなっている状況があります。事業協力謝礼の増額等により、現在の取り組み団体を維持しつつ、新しく集団回収事業に取り組む団体の掘り起こしが必要です。
- ◆ 不法投棄防止対策として、各地区の住民より不法投棄監視人を任命し、監視パトロールを実施しています。監視人より報告された不法投棄箇所については、県や警察にも情報共有し、連携をしながら不法投棄の抑止に努めています。
- ◆ 食品ロス対策について、生ごみ処理機器購入助成事業のようなハード普及事業は継続しつつ、町内イベント時におけるフードドライブの実施や、生ごみたい肥の有効活用を広報する等、能動的な対応を進めていく必要があります。
- ◆ 世界的なゼロカーボンへの流れのなかで、プラスチックの使用量を削減していくことが求められています。容器包装プラスチックの分別や削減への意識は浸透してきていますが、製品プラスチック削減への動きはこれから加速していくと考えられます。事業者による売り方の工夫、消費者としての町民の意識向上の両面からアプローチしていく必要があります。

(5)生活環境分野

- ◇ 町民の憩いの場である公園や、河川敷、その他公共用地の管理に大きな変化はありません。
- ◇ 上水道・公共下水道・合併処理浄化槽等、町民の安心・安全な衛生環境を守るための基盤となるインフラ事業は確実に実施されています。
- ◆ 環境推進員支援について、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、連携しての活動が難しい状況がありましたが、令和4年度より徐々に再開しています。交代時の引継ぎが十分になされていない状況が見受けられるため、マニュアルの作成等、活動を持続していくための対応が必要です。
- ◆ 現在のような温室効果ガスの排出状況が継続する場合、令和32(2050)年頃には年間平均気温が1~3℃上昇、熱中症患者の搬送数は最大5倍、熱ストレスによる死亡者

は最大3倍などの予測が出ています(気候変動適応情報プラットフォーム・山形県の予測データ)。特に高齢者の生活や、児童の体育や野外活動におけるリスクの増大が懸念されます。より長期的には、米の品質低下、高気温の長期化等も予測されており、気候が変わることを前提にした暮らし・コミュニティや産業の在り方について、多様な関係者が参加した情報共有・検討の場づくりが必要です。

3次計画 事業体系



各施策とSDGsの関連性

分野	大項目(施策の方向性)	中項目(事業の展開方向)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
【分野①】 持続可能な地域づくりを 牽引する人材育成	(1) 学校での環境学習	(1)-1. 町の自然を活かした環境学習																			
		(1)-2. ESD活動の推進体制の構築																			
		(2)-1. あらゆる場での環境学習																			
	(3) 住民との協働によるまちづくり	(3)-1. 地域人材の活用																			
【分野②】 自然共生社会	(1) 水環境の保全	(1)-1. 海浜の保全																			
		(1)-2. 河川の保全																			
		(1)-3. 水源涵養機能の保全																			
	(2) 森林の管理と保全	(2)-1. 樹林地の維持・管理																			
【分野③】 脱炭素社会	(3) 生物多様性の保全	(3)-1. 貴重な動植物の保護・保全																			
	(4) 地域に根ざした産業の保全	(4)-1. 環境保全型農業の推進																			
	(1) 再生可能エネルギーの導入促進	(1)-1. 家庭・事業活動への支援																			
		(1)-2. 公共施設の改修																			
【分野④】 循環型社会	(2) 省エネルギーの推進	(2)-1. 家庭における省エネ活動の支援																			
		(2)-2. 役場における率先行動																			
	(3) ゼロカーボンシナリオの構築	(3)-1. エネルギー基本計画の推進																			
	(1) ごみの発生抑制	(1)-1. 発生抑制計画の策定																			
【分野⑤】 生活環境の充実	(2) リサイクルの推進	(2)-1. 紙リサイクルの推進																			
		(2)-2. 生ごみの再利用																			
		(2)-3. 資源回収拠点の整備																			
	(3) ごみの適正な処理体制	(3)-1. 一般廃棄物収集運搬の確実な実施																			
【分野⑤】 生活環境の充実		(3)-2. 不法投棄物対策																			
		(3)-3. 農業用プラスチックの適正処分																			
	(1) 安心・安全な生活	(1)-1. 水の安全確保																			
		(1)-2. 公害対策																			
【分野⑤】 生活環境の充実		(1)-3. 空き家対策																			
	(2) 衛生的な環境の維持	(1)-4. 開発行為の管理・監督																			
		(2)-1. 環境美化																			
	(3) 気候変動への適応策	(2)-2. 衛生環境の維持・整備																			
		(3)-1. 適応策の実践																			

第2章 めざす環境のすがた

人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築

第2次計画で定めた環境基本計画の基本理念である「人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築」は、将来にわたり、豊かな自然環境と共存し、発展していくという本町の環境政策における基本的姿勢として、これからも堅持していくべきものです。本計画では、基本理念はそのままに、SDGsや地域循環共生圏の考えを取り入れ、遊佐町らしさを残したまま、世界のなかの遊佐町として、持続可能な世界のために遊佐町がすべきことを考え、「持続可能なまちづくり」をめざしていきます。

【遊佐町のめざす「持続可能なまちづくり」】

◎「遊佐町らしさ」を残し、後世に引き継いでいく

遊佐町は豊かな自然環境に恵まれています。特に、美しい森林や、湧水の存在は水路から豊かな里海にいたるまで、様々な生物の生息域になっているとともに、私たちの生活や文化を支える基盤になっています。町の持続可能な発展のためには、こうした自然環境を保全し、適切に活用し共生していく必要があります。私たちが先代から受け継いできた町の良さを大切に、自然との関わり方を含めて未来に継承していきます。

◎自然と共に暮らす価値を磨き直す

平成 27(2015)年は、パリ協定やSDGsの採択があり、持続可能な社会、ゼロカーボンに向けて世界が大きく動き出しました。さらに令和4(2022)年には、生物多様性についての新たな目標が合意されました。このことは、社会・経済活動を安定的に営むためには、環境への取り組みが基盤になるということが、世界全体で共通の認識とされたと言っても過言ではありません。

一方、令和2(2020)年から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中を混乱に陥れました。また、諸外国の政情不安が資源・エネルギーの確保に大きな障害をもたらすことを、私たちは改めて実感せざるを得ない状況になっています。

経済的・物理的な発展を追い求めることが、世界の「持続不可能性」を招いていることを直視し、そこから脱却しなければなりません。幸いにも遊佐町は、自然の恵みを享受しながら

ら食・エネルギーを確保することや、地域の繋がりといった側面で大きな強みを有しています。私たちがこれまで紡いできた暮らしそのものが大きな価値であることを認識し、世界がめざす方向性を見据えた上で、守るべきもの・変えるべきものを見極めます。

◎町民の誰もが社会転換の主体である

将来にわたって豊かな自然を引き継ぎ、暮らし続けていくためには、現在の取り組みの延長では足りません。社会を転換する大胆な動きも求められます。それは、時には従来のやり方を変えることであったり、痛みや喪失を伴うものであるかもしれません。本町の現在の住民、将来世代にとって大切なことを、対話を重ねて見出し、一つずつ進めていかななくてはなりません。

そのためには、本町に在住・在勤するすべての人が、それぞれの立場で遊佐町なりの持続可能性について考え行動し続けること、そしてその上で対話を重ねていくことが重要です。本町や世界の現状と課題について、一人ひとりが積極的に学び、自然のなかで豊かな体験をすること、本質を見極め、議論し、責任ある行動力と繋げていくことに努めていきます。

環境政策と関連するすべての行政の取り組みと住民・事業者の取り組みのなかで、この理念を大切に、本町ならではの「持続可能なまちづくり」を実現していきます。

第3章 具体的な環境施策

3-0. 計画の体系

本計画では、環境施策の分野を「自然共生社会」「脱炭素社会」「循環型社会」「生活環境の充実」の4つに大別し、その基盤として「持続可能な地域づくりを牽引する人材育成」を加えた5つの分野で事業を展開します。

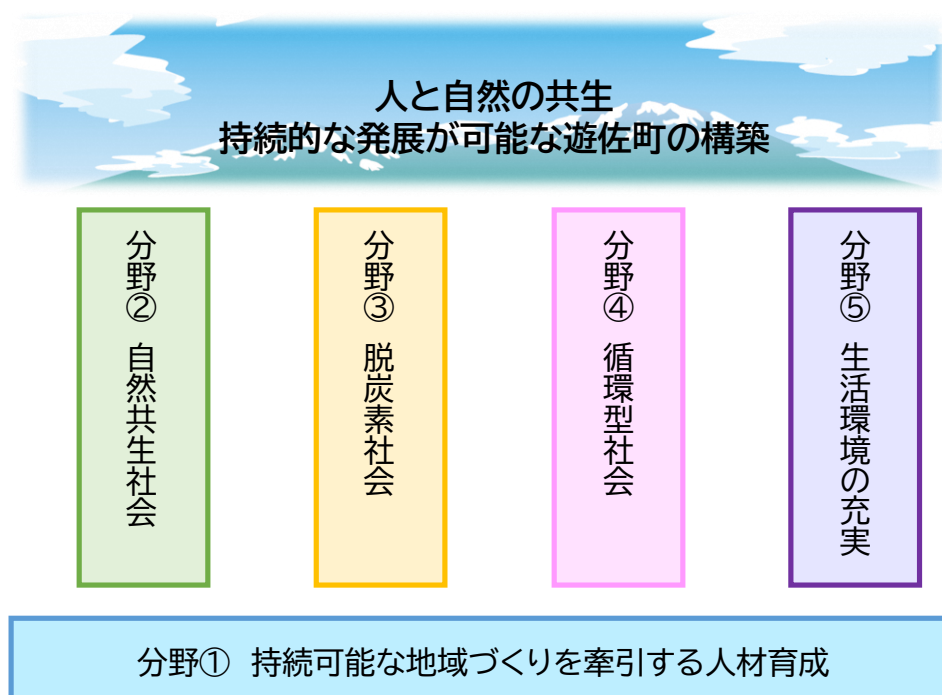


図 3.0 計画の体系

分野① 持続可能な地域づくりを牽引する人材育成

【基本的な考え方】

持続可能な地域づくりを行うためには、身の回りの生活環境から自然環境、地球環境のことを考え、その保全・改善のための行動を主体的に取れる住民を育てる必要があります。遊佐町には豊かな自然環境があり、それを活かした保全活動や体験学習を体験してもらうことで、遊佐町の自然環境への愛着を育てるとともに、SDGsへの関心を高めていきます。

【施策の方向性】

(1) 学校での環境学習

小・中学校の環境学習として、枝打ち体験や海岸清掃活動等、身近な地域の自然環境の保全活動や体験学習を行い、地元の自然への愛着を高めると同時に、SDGs活動への理解と関心を高めます。また、児童・生徒の自主的な環境に関する取り組みを評価する体制づくりを行います。

(2) 地域での環境学習

町民や来町者を対象とした環境学習・体験の場を整備・提供することで、遊佐の自然や文化を内外に発信するとともに、交流人口の拡大を促します。また、フィールドワークだけではなく、町民の誰もが自由に参加することができる研修会やセミナーを開催し、環境への知識を深めることができますようにします。

(3) 住民との協働によるまちづくり

町内での環境活動や、保全活動を牽引してきた人材を指導役として、次の世代に知識や経験を伝えていく場やしくみを作ります。また、世代を超えた町民同士の交流の機会を創出することで、町民同士のパートナーシップを高めます。

【5年後の到達目標】

- ・ 小・中学校における授業としてのESD活動が定着し、地域色を活かした活動が実施されている。
- ・ 子どもから大人まで、学習段階や興味関心に応じて、環境学習・体験ができる機会がある。
- ・ 地域で活躍する人材を繋ぎ、積極的に協力しあえる体制が構築されている。

シンボル指標	現況	目標
小・中学校におけるESD活動の実績件数	1校あたり平均2.17件 (令和2年度)	1校あたり平均5件 (令和8年度)
環境保全活動・体験学習への参加者数	5,211人 (令和2年度)	5,700人 (令和8年度)

分野② 自然共生社会

【基本的な考え方】

豊かな自然環境に恵まれている遊佐町は、美しい森林や、湧水の存在により、水路から豊かな里海にいたるまで、様々な生物の生息域になっていると共に、私達の生活を支える基盤となっています。地域の持続的な発展のためには、こうした自然環境を保全していくことが欠かせません。

【施策の方向性】

(1)水環境の保全

遊佐町は、全国的に見ても有数の湧水の宝庫であると共に、町のなかをいく筋もの清流が流れる水の町です。そのことは、「里の名水・やまがた百選」にも多くのスポットが選定されていることにも表れています。人々は古くから湧水とともに暮らし、湧水の存在は地域の生活を支えてきました。また、湧水や河川は水資源を供給するだけでなく、地域の美しい景観を形づくる非常に重要な要素にもなっています。人と自然が共存しながら発展していけるまちづくりを行っていくためにも、これらの大切な水資源を各管理者だけではなく、地域全体で守っていく必要があります。

(2)森林の管理と保全

遊佐町にはクロマツやカシワ、杉、ブナ、ナラなどの豊かな森林資源が存在しています。これらは生物の貴重な生息域となっているだけでなく、清らかな水の流れや湧水を生み出す源にもなっています。また、森林は風や砂から地域の暮らしを守る役割も果たしています。遊佐町の環境の基盤となっている森林を、町民・事業者・町が協力して保護し、次世代に引き継いでいく必要があります。

(3)生物多様性の保全

遊佐町は、海岸のクロマツやタブ林、平野部の屋敷林、鎮守の森、そして、山腹のブナ、高山植物と変化に富んだ植生があることに加え、カモシカやヤマネ、ハッチョウトンボなどの貴重な生物が生息し、多様で豊かな生態系が形成されています。しかし、このような生態系は、一度失われてしまうと、元通りに復元することは非常に困難です。そのため、生態系のバランスを乱すような開発行為は、未然に防がなくてはなりません。地域の生物多様性を保全していくことが必要です。

(4)地域に根ざした産業の保全

遊佐町では、古くから農業が盛んにおこなわれており、町全体の土地利用の内、農用地

の構成比は森林に次いで 19.1%(第5次遊佐町土地利用計画)を占めています。農用地は農作物を生産するだけでなく、地域の自然環境作りにも大きな役割を果たしています。農薬や化学肥料の多用による地力の低下や残留農薬の河川流入等、生産活動における環境影響を低減するため、減農薬・減化学肥料、有機農業など、環境保全型農業を推進していく必要があります。また、担い手不足による耕作放棄地の増加を抑制するため、交付金事業等を活用し、区域内の農業生産活動の維持・継続していく必要があります。

【5年後の到達目標】

- ・ 森林の保全活動が継続的に続けられ適切に管理されている。
- ・ 海岸、河川における住民やボランティアによる保全活動が活発に行われている。
- ・ 河川や山に生息する貴重な動植物への理解が深まり、保全活動が実施されている。
- ・ 耕作放棄地が少なく、環境保全型農業に取り組む農地が増えている。

シンボル指標	現況	目標
緑地率(樹林地・農地)	36.5% (令和2年度)	現状維持 (令和8年度)
ボランティア清掃の実施件数	年間 135 件 (令和2年度)	年間 150 件以上 (令和8年度)

分野③ 脱炭素社会

【基本的な考え方】

現在、「2050年カーボンニュートラル」に向けて、国内外の政策が大きく変化しています。温室効果ガスの排出量は国全体のエネルギー消費量やエネルギーミックスの変化に大きく影響されますが、本町としても再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの推進に最大限取り組むことで、脱炭素社会の構築に地域から貢献していきます。

【施策の方向性】

(1)再生可能エネルギーの導入促進

地球温暖化は、災害の激甚化や、動植物の生息域の変化等、様々なリスクを引き起こします。私たちの暮らしを守るためにも、CO₂排出量に歯止めをかけ、再生可能エネルギーを中心としたクリーンなエネルギーの利用を推進していく必要があります。

また、洋上風力発電等の大規模な発電事業が導入された場合、設備の保守・メンテナンスが必要となるため、管理事業所の地元設置や、地元企業への保守委託が考えられます。地元企業の活性化や雇用拡大に繋がることが期待できます。

(2)省エネルギーの推進

脱炭素社会を築いていくためには、再生可能エネルギーの導入を推進するだけでなく、エネルギー消費量を削減していく必要があります。省エネルギーの実践は、環境負荷を低減させるだけでなく、エネルギー需給のひっ迫を解消し、エネルギーの地産地消を実現することにも貢献します。

また、近年では高気密・高断熱住宅等、暮らしの快適性を高めながら省エネを達成できる技術が開発されています。そうした技術の紹介や、導入促進に向けた取り組みを検討していきます。

(3)ゼロカーボンシナリオの構築

再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進の両輪を回し、カーボンニュートラルを達成するためには、町としてエネルギー問題に対し、どう向き合っていくのかを明らかにした計画の構築が必要不可欠です。町では、その計画に基づいて定期的に進捗確認を行い、各時点における必要な取り組みを見直し実践していきます。

【5年後の到達目標】

- ・ ゼロカーボンシティ宣言がされている。
- ・ カーボンニュートラルに向けた計画が完成し、適切に運用・更新されている。
- ・ 一般家庭における再生可能エネルギーの導入や、再エネ由来による電力への切り替えが進んでいる。
- ・ 老朽化の進んだ公共施設の整備・更新時に、積極的に再エネ・省エネ機器の導入がなされている。

シンボル指標	現況	目標
公共施設におけるCO ₂ 排出量	1.3 千t (令和2年度)	1.0 千t (令和8年度)
町内におけるCO ₂ 排出量	80 千t (令和元年度)	49 千t (令和8年度)
町内における再生可能エネルギーの導入量	68,495kW (令和2年度)	※新エネルギー基本計画 (令和5年度)で設定

分野④ 循環型社会

【基本的な考え方】

私たちは日々大量の資源を消費し、そして多くのごみを排出しています。環境への負荷を抑制するために、資源の消費量を抑制し、ごみとして捨てられるものの量を減らす「リデュース(Reduce)」、まだ使えるものを有効活用する「リユース(Reuse)」、ごみを再資源化し、新しい製品に生まれ変わらせる「リサイクル(Recycle)」の3R活動を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

(1)ごみの発生抑制

本町におけるごみの総排出量は、人口減少に伴い、緩やかな減少傾向にあります。一方で1人1日あたりのごみ量で見ると、ほぼ横這いの状態が続いており、より一層の抑制対策を講じる必要があります。

消費行動としては、ラベルレスボトルや詰め替えパック等の商品を選択する、買い物袋を持参するなど、資源を消費しない行動を周知・促進します。

また、令和4(2022)年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)」に基づき、将来的なプラスチックの分別回収について検討を進めていく必要があります。

(2)リサイクルの推進

ごみの組成分析により、本町では燃やすごみに含まれる「紙ごみ」と「生ごみ」の量がまだまだ多いことが分かっています。この2品目について、特に重点的に分別・資源化を進めていく必要があります。

また、資源回収の機会を増やすため、各地区のリサイクルステーションを整備し、分別収集を促進します。

(3)ごみの適正な処理体制

一般廃棄物の処理については、酒田市、庄内町の1市2町で酒田地区広域行政組合を構成し、合同でごみ処理を行っています。収集については、本町では収集車両を所有していないため、町と契約した委託業者による収集を行っています。一般廃棄物の適正な処理のためには、この収集と処分の体制を安定的に維持していく必要があります。

また、ごみのなかにはその性質上、リサイクルを行うことが適当でないものも存在します。そのようなごみに対しては、環境への負荷を極力減らした形で適正に処理を行う必要があ

ります。ごみの不適正処理を抑制し、適正処理を徹底していきます。

【5年後の到達目標】

- ・ ごみ処理基本計画に基づき、総ごみ量の減少とリサイクル率の向上が図られている。
- ・ 紙ごみの資源化と食品廃棄物の減量化が進み、ごみの発生量が大きく減少している。
- ・ ごみの適正な収集・処理体制が維持されるとともに、時代に合わせた新しい分別回収についても検討・整備されている。

シンボル指標	現況	目標
ごみ総排出量	4,189t (令和2年度)	3,632t (令和8年度)
リサイクル率	18.1% (令和2年度)	21.0% (令和8年度)

分野⑤ 生活環境の充実

【基本的な考え方】

豊かな自然環境を基盤として、将来にわたってすべての町民が安心して快適な生活を続けられることが、持続可能な地域の必須要件です。

【施策の方向性】

(1)安心・安全な生活

安心な暮らしの前提としては、安全な食と水が確保され、公害や環境汚染がないことが求められます。海岸や公園、集落の景観が美しくあることは、地域の愛着に繋がります。昨今増加しつつある放置空き家は、野生動物の住み家や、不法投棄の常習箇所となる他、飛散・倒壊のリスクもあり、町民の安心・安全な生活を脅かすものとなります。事業者による行き過ぎた開発行為を抑止することは、安心な生活を送る上で欠くことができません。

(2)衛生的な環境の維持

町による公共用地の整備・維持活動を始め、集落や学校、ボランティア団体や個人、民間企業による自主的な清掃活動を支援し、衛生的な環境の維持に取り組みます。また、研修等を通し、各集落における環境衛生の維持や清掃活動のリーダーとして、環境推進員の質の向上に努めます。

また、衛生的な環境のためには、汚水処理環境が整っている公共下水道への接続や、合併処理浄化槽への切り替えを促進していく必要があります。

(3)気候変動への適応策

近年では、気候変動(地球温暖化)を背景とする気象災害の激甚化や健康への影響が顕著になっており、気候の変化に合わせて暮らし方や働き方、災害への備えも変えていかざるを得ません。まずは、身近な所からできる気候変動への適応策を検討し、情報共有・実践していく必要があります。







【5年後の到達目標】

- ・ 公害や環境汚染がなく、食と水の安全が守られている。
- ・ 上下水道の適切な維持更新により衛生的な生活が守られている。
- ・ 環境負荷の小さい保全型／循環型農業へのシフトが進められている。
- ・ 気候変動を背景とする災害などに対する理解や備えが進んでいる。

シンボル指標	現況	目標
公害苦情の報告件数	0件 (令和2年度)	現状維持 (令和8年度)
気候変動適応策の取り組み数	1件 (令和2年度)	5件 (令和8年度)

3-1. 持続可能な地域づくりを牽引する人材育成

大項目1 学校での環境学習

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 町の自然を活かした環境学習	遊佐町の自然を体験しながら、環境学習を行うことで、遊佐町への愛着心とSDGsへの理解を高めます。	   
2. ESD活動の推進体制の構築	小・中学校におけるエコチャレンジ事業により、生徒の自主的なESD活動を評価する体制を構築します。	 

【具体的な事業】

【凡例】

- : 町行政が単独で実施する事業
- : 町が他の主体と連携して実施する事業
または町行政以外による取り組みを町が支援する事業

●緑の少年団育成事業

地元小学校を対象に、枝打ち作業や、松枯れ防止薬剤注入作業など地域で取り組んでいる森林環境保全活動への参加を促し、森林の果たす役割、森林整備の歴史的な背景を学ぶ場を設けます。令和5年度の小学校統合による、今後の活動の在り方について検討します。

●自然生活体験総合学習実践事業

町内小学校4・5学年の児童を対象に、フィールドワークを中心とした宿泊研修を行い、町の自然や地域の人々とのふれ合いを通じて、町の環境への愛着心を育てます。

●地域の教育素材発掘研修会

町内の小・中学校と高等学校の教員等が参加し、町内の歴史や文化、自然や環境等に関する教育素材を発掘し実践化を図る目的で行われています。遊佐町の魅力・素材を再発見

することに役立っています。

●小・中学校エコ・チャレンジ事業

小・中学生による自主的な環境配慮行動や、学校におけるESD活動を評価し、報奨金を出すしくみです。報奨金は生徒の学習環境整備のために使うこととしているため、生徒の自主的な取り組みを促します。各種取り組みとSDGsとの関連についても意識しながら、身近な活動から地域、世界の持続可能性について考えを巡らせ、行動できる人材の育成に繋がります。

令和5年度から小学校が1小学校に統合されるため、これまで各地域の環境を活かして取り組んできた活動を、今後どう学習活動に取り入れていくのかを検討し、ESD活動の充実に活かします。

大項目2 地域での環境学習

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. あらゆる場での環境学習	町民や来町者が遊佐町の自然や文化を活かした体験学習や保全活動に参加できる場を創出します。 また、より気軽に環境学習が受けられるような研修・講座の充実を図ります。	

【具体的な事業】

●グリーンツーリズム推進事業

しらい自然館や町内のジオサイト等を活用した教育旅行を企画し、県内外の小・中学校の宿泊研修先として誘致を行います。現在、教育旅行における民泊の需要に対して、新型コロナウイルス感染症の影響や民泊受け入れ家庭の高齢化など、民泊の受け入れ体制の在り方が課題となっていることから、町内での課題と解決策の整理を進めながら利用拡大を図ります。

●環境・エネルギーに関する研修会開催事業




町民が参加できる研修会や、環境に関する情報提供を実施していきます。

温室効果ガスの排出抑制のためには、自治体や民間企業だけではなく、一般家庭においても省エネや環境保全の取り組みが求められます。生活のなかでの行動変容が実現するように、企画・検討していきます。

●生涯学習まちづくり出前講座事業

出前講座のメニューのなかに環境分野も設けており、「ごみの減量」や「3R」等のテーマで毎年数件の利用実績があります。新型コロナウイルス感染症の影響により開催回数が減少しましたが、徐々に回復傾向にあります。「再生可能エネルギーの導入」や「カーボンニュートラル」など、環境情勢の変化に合わせた新たなメニューの提供に努めます。

大項目3 住民との協働によるまちづくり

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 地域人材の活用	町内には様々な環境活動に係わる団体や人材があります。それらの団体や個人と協力したり、団体同士をマッチングすることで、住民との共同・住民主導によるまちづくりを応援します。	  

【具体的な事業】

●遊佐町地球温暖化対策地域協議会「エコすまいる・ゆざ」活動支援事業

家庭における地球温暖化対策や省エネ行動の推進を目的とした団体である「エコすまいる・ゆざ」の活動を支援します。特に、移動手段の低炭素化(自動車の賢い使い方、電気自動車など)など、本町として脱炭素に向けて強化する必要がある取り組みについて情報収集し、発信していくための活動を重点的に支援します。

●JA女性部石けん運動活動支援業務



石けん研究会の協力のもと、小学生親子を対象とした「石けんづくり教室」を開催します。石けんの材料は学校給食調理の際に出た廃油を利用しており、ものづくりを通して、子どもたちが3Rについて考える環境入門教材としての役割を果たしています。昨今、担い手不足が課題となっていることから、若い世代の参加を拡大できる方策を検討し試行します。

●地区まちづくり組織の育成と支援

各地区のまちづくり協会による自主的な活動を支援します。近年では、SDGs学習会を開催し、『持続可能なまちづくり』に関する理解を深めた事例もあります。今後も、地区住民による活気のあるまちづくりを支援していきます。

3-2. 自然共生社会

大項目1 水環境の保全

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 海浜の保全	海岸清掃ボランティアの支援を行い、個人・団体による保全活動を推進します。 また、海ごみ問題を通じた学習教材として、小・中学校による海岸清掃活動に協力します。	  
2. 河川の保全	河川敷における草刈りや定期的な水質調査等を実施することにより、河川における生態系や景観も含む水辺環境の保全を支援します。	  
3. 水源涵養機能の保全	水循環保全条例に基づく水源涵養保全地域の指定及び開発行為の管理を行います。	  

【具体的な事業】

● 海岸クリーンアップ推進事業

本町には毎年、大量の海岸漂着物が年間を通して流れ着いています。町は、業者委託により清掃を行っていますが、オールシーズンの清掃を実施することは財政的にも難しく、ボランティア団体を積極的に受け入れることで不足を補っています。そのため、ボランティア清掃にかかる物品の支給や、ごみの収集協力等、ボランティア団体が活動しやすい環境を作ります。

また、ボランティア清掃以外でも、遊佐中学校・遊佐高等学校が協力して清掃を行う中・高海岸清掃の実施や小学校の学習活動としての海岸清掃等、子どもたちの環境学習の場としての活動も増えつつあります。アンケートでも、「海ごみ問題」についてかなりの関心

が寄せられていますので、子どもたちの意見も取り入れながら、事業をより効果的に見直していきます。

○河川水・湧水水質モニタリング事業

河川水・湧水の水質調査を定期的実施し、結果の分析を行います。気温・水温の上昇する夏季に大腸菌群類の検出は見られるものの、その他の環境基準はほぼクリアできています。水質変化・異常を見逃さないよう、今後も継続して調査していきます。

●八ツ面川管理支援事業

流域集落から構成された「八ツ面川朝日堰水路管理組合」に管理を委託し、清掃・草刈りなどの環境維持活動を実施しています。環境整備事業から 20 年以上経過しており、保全池等の老朽化が目立つ箇所が散見されるため、管理組合と要整備箇所について協議しながら整備・改修等に取り組んでいきます。



○月光川水系河川敷草刈り事業

管理団体であった月光川水害予防組合の解散により、令和4(2022)年度からは、事業を継承した町が草刈りを実施しています。河川管理者である山形県と連携を図りながら、今後も河川環境の保全に取り組んでいきます。

●水源涵養機能保全事業

水循環保全条例に基づき、健全な水循環の保全に関する長期的な目標及び施策を定め、森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策を進めます。広く事業者及び町民等の理解の促進を図るため、関係機関と連携して森林保全の活動や研修会の開催等に取り組めます。また、健全な水環境の保全について一人ひとりが理解し、身近なところから行動できる人材育成を推進するとともに、関係者、町民等の協働による森林再生に取り組んでいきます。

大項目2 森林の管理と保全

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 樹林地の維持・管理	ナラ枯れや、松くい虫の被害などにより、樹林地が枯れていくことの無いように薬剤の散布、注入、被害木の伐採等、適切な管理を行います。	 

【具体的な事業】

○里山(烏海山麓・東山)の保全管理事業

定期的な現場巡視により、ナラ枯れ被害が起きていないか確認を行います。被害の兆候が確認された際には薬剤を注入する等、迅速に被害の予防に努めます。

○里山(西山)の保全管理事業

薬剤の地上散布、ラジコンヘリ散布、樹幹注入、伐倒処理等を実施し、松くい虫被害の抑制に努めます。林地外の枯松に対する対応が今後の課題となっていることから、先行事例を調査するなどして適切な対応策を検討します。




●森林整備ボランティア事業

地元関係団体により構成される「遊佐町砂丘地砂防林環境整備推進協議会」が主体となって、地区住民参加型の森林整備ボランティア活動を実施します。地区住民が森林保全に参加し、地元の森林の大切さを学ぶ貴重な機会となっています。

●共存の森運営事業

烏海山麓の岩石採取跡地を町が取得して「共存の森」と名付け、整備活動を実施しています。多様な主体と連携した環境保全活動のモデルとして、庄内みどり農協・生活クラブ生協・町の3者協定に基づく植林や枝打ち、下草刈りなどの活動を継続し、その経過を発信していきます。

大項目3 生物多様性の保全

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 貴重な動植物の保護・保全	遊佐町には貴重な動植物の生息域が多数存在しています。町内の団体が行う動植物の保護啓発活動を支援します。	  

【具体的な事業】

●お花畠インストラクターによる高山植物の保護啓発活動事業

「鳥海山の高山植物、その他の植物で構成されるお花畠保護条例」に基づき、登録されたお花畠インストラクターによる保護啓発活動を支援します。

インストラクターの高齢化が進んでおり、活動の維持が難しくなっています。一般登山者への啓発体制づくりのため、山形県、鳥海山登山ガイド協会、鳥海山岳会、鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会等の関係機関との連携を強化します。

●登山道の整備推進事業

登山道の刈払い・倒木処理を行うことで、登山者の安全性・快適性を維持します。しかし、委託者の高齢化により活動が困難になっていることから、持続した活動ができるよう関係団体と検討していきます。

●ハツ面川周辺生態系保全事業

ハツ面川は豊富な湧水の流入により、希少種の「イバラトミヨ」をはじめ、多くの魚類や水生昆虫が生息しています。こうした水生生物の保護及び希少動植物に係る研修会を、ハツ面川朝日堰水路管理組合や研究者、関係団体と連携し実施します。これまで、地元管理組合の自主事業として研修活動を行ってきましたが、町としての関わり方について管理組合を含めた協議を行い、より有効な研修を実施します。

また、遊佐高等学校では総合的な学習の取り組みとして、河川流域の環境調査活動を行っています。そうした活動と連携し、取り組みを充実させることを検討します。



●遊佐町指定天然記念物等保全管理事業

町指定天然記念物「ハツチョウトンボ」の棲息地の環境保全、観察会等に取り組むハツチョウトンボ保護の会による活動を支援します。会員の高齢化が課題となっており、活動の継続のために会員増を図ります。

○事業者に対する活動の働きかけ

町の自然環境を活かした事業を営む事業者に対し、環境・生物多様性の保全に貢献する活動をしてもらうよう働きかけていきます。

大項目4 地域に根ざした産業の保全

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 環境保全型農業の推進	遊佐町の主要産業である農業において、環境保全型の環境に優しい農業の推進に取り組めます。	 

【具体的な事業】

●環境保全型農業直接支払交付金事業






化学肥料・農薬を5割以上削減し、同時に地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取り組みを実施する農業者の団体を支援します。本町では全国に先駆けて環境保全型農業を広く展開してきましたが、農業分野でも脱炭素化に向けた一層の取り組みが求められているため、農業者と情報共有しながら新たな取り組み手法についても検討します。

●中山間地域等直接支払交付金事業

中山間地域では農業生産を行うのに不利な条件が多くありますが、こうした地域で農業生産が継続されることは、農業の多面的機能を確保し地域全体の環境を保全することに大きな効果を発揮します。このことから、中山間地域等における適切な農業生産活動の継続のため、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。

3-3. 脱炭素社会

大項目1 再生可能エネルギーの導入促進

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 家庭・事業活動への支援	再エネ・省エネ設備に関する知識を深め、家庭や民間企業による自主的な導入検討に繋げるため、誰でも参加しやすい研修会等を開催します。 また、一般家庭における再エネ・省エネ設備の導入を促進するため、設備費用の補助制度を継続して運用します。	 
2. 公共施設の改修	一般家庭や民間企業の見本となるため、公共施設における再エネ・省エネ改修を促進します。	  

【具体的な事業】

●再生可能エネルギー研修会開催事業

国の脱炭素に向けた取り組みが進められていくなかで、町民・事業者向けの研修会等を開催し、省エネ・再エネに対する意識の醸成、各種制度の情報提供を積極的に進める必要があります。

特に本町では、今後大規模な再生可能エネルギー設備の導入が計画されており、町民の関心を一層高めていく必要があります。再生可能エネルギーに関する理解を深め、疑問や不安を解消し、本町にとってふさわしい導入方法について合意形成を図るための場としても、研修等の機会を活用していきます。

●再生可能エネルギー設備導入支援事業

一般家庭における再生可能エネルギー設備の普及促進を図るため、導入費の一部を補助します。町のカーボンニュートラルに取り組む上で、各家庭における設備導入は重要な課題となるため、国・県等の動向を見つつ、町の状況に即した設備の導入が図られるよう補助していきます。

○町有施設の省エネ・再エネ改修事業

「地域脱炭素ロードマップ」でも、自治体の取り組みとして公共施設の可能な限りのZEB化や徹底した省エネが求められています。一般家庭や民間企業の見本となるためにも、町有施設における省エネ・再エネ設備の導入又は改修を積極的に進めます。

○遊佐パーキングエリアタウンにおける再エネ設備導入事業

遊佐町の新たなシンボル施設となりうる、遊佐パーキングエリアタウンにおける、再エネ・省エネ設備の積極的導入を検討します。

○学校施設省エネ補修・改修事業




遊佐町の未来を担う子ども達の学習の場である学校施設における、積極的な再エネ・省エネ設備の導入を推進します。学校施設は、子ども達にとって身近な再エネ・省エネに関する学習教材となり、環境に対する意識醸成にも繋がります。


これまで、学校施設の省エネ改修としては、庁舎内照明のLED化に取り組んできました。統合遊佐小学校では令和4年度にステージ照明の改修を実施、遊佐中学校では令和5年度に図書室のLED化工事を実施します。このほか、施設の修繕・改修等に合わせ計画的に省エネ化を進める必要があります。

●きらきら遊佐マイタウン事業

集落における様々な地域づくり活動を支援する事業です。集落の集会場である公民館の修繕など、ハード部分の整備に多く利用されています。修繕においては、ただ直すだけではなく、再エネ・省エネに繋がる形での利用を推進していきます。

大項目2 省エネルギーの推進

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 家庭における省エネ活動の支援	研修会や講習会を開催し、家庭でも取り組める省エネ活動の周知・浸透を図ります。	  

<p>2. 役場における率先行動</p>	<p>遊佐町エコアクションプランに則り、町として環境配慮行動に取り組みます。</p> <p>また、「奥の細道鳥海ツーデーマーチ」を開催し、町民の健康増進と歩行文化の定着、地域の活性化を図ります。</p>	
----------------------	---	---

【具体的な事業】

●家庭の省エネ研修会開催事業

関係団体と協力しながら、家庭でも取り組める省エネ活動を企画し、実施します。

これまで、JA女性部石けん研究会による手づくり石けん教室、エコすまいる・ゆざによるエコクッキング教室の他、小学校へのエコポスター、省エネ標語・川柳、エコアイデアの募集事業等に取り組んできました。今後は住宅の快適性と省エネ性能を同時に高めるコツや、買い物の際の商品選択の仕方など、家庭における、より効果的な省エネ活動を促進するための啓発活動について、関係団体と協議しながら展開していきます。

○省エネ住宅の普及促進事業

住宅の断熱性・気密性・遮熱性を高めた「省エネ住宅」は、家庭部門のCO₂排出削減にとって重要な課題です。省エネ住宅は、ヒートショックや血圧上昇を回避する効果も認められており、健康・福祉の面からも注目されています。特に、山形県では住宅における「健康寿命の延伸対策」及び「地球温暖化対策」として、県民向けに『やまがた健康住宅』普及活動を行っています。省エネの有効性について理解を広めるとともに、省エネリフォームなどの際に活用可能な助成制度を紹介するなどにより、既築住宅における対策を促進します。

●エコドライブ講習会実施事業

自動車によるCO₂排出を抑制するため、町民向けにエコドライブ講習会を実施し、周知啓発を図ります。あわせて、太陽光発電との同時導入や充放電設備の設置など、町民がEV車を利用しやすい環境整備について、国・県の動向を見ながら検討していきます。

●歩行文化のまちづくり事業

「奥の細道鳥海ツーデーマーチ」を開催し、遊佐町の自然環境や歴史文化に触れ合い、子どもから大人まで日常的に運動するよう、ウォーキング活動の普及・啓発を図ります。また、全国各地のウォーカーが参加することで、交流人口の拡大と地域の活性化にも寄与していきます。

○エコアクションプラン推進事業




町には、事業者の責務として省エネ行動に取り組むとともに、町民・事業者へ取り組み

の輪を広げる広報としての役割があります。庁内における取り組みは一定の成果が表れていますが、一方で町民・事業者への浸透については課題が残っています。日々の事業活動のなかで実践できる省エネ・省資源活動に関する情報を積極的に発信していきます。

○公用自動車EV化普及推進事業

町で使用する公用車について、EV(電気自動車)の導入を積極的に推進することでCO₂排出量の削減を図ります。また、町が率先してEVの導入を行うことで、町民や事業者への意識啓発にも繋がります。

大項目3 ゼロカーボンシナリオの構築

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
エネルギー基本計画の推進	カーボンニュートラルの達成に向けた具体的な取り組みと目標をまとめたエネルギー基本計画を策定し、運用していきます。	  

【具体的な事業】

○エネルギー基本計画推進事業

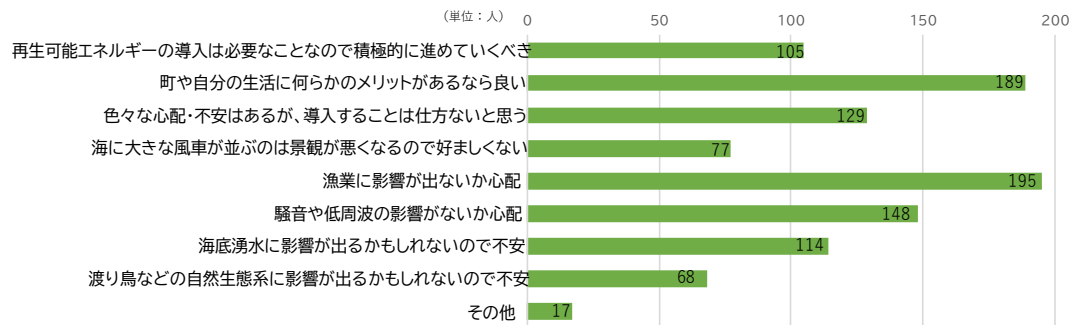
2050年カーボンニュートラル達成に向け、具体的な取り組みと目標設定を行うため、令和4(2022)年度には、CO₂等温室効果ガス排出量と再生可能エネルギー生産量等を数値化する「見える化」事業を実施し、町としての現状を確認しました。それを受け、令和5(2023)年度にエネルギー基本計画を改定します。

町民アンケートでは、再生可能エネルギーに関する情報を住民に知らせて意識を高めるべき、町の自然環境や景観が損なわれないよう慎重にすべき、といった意見が多くありました。また、地域経済・雇用を活性化する形で再生可能エネルギーを導入することが望ましいとする意見が多く、また国の脱炭素施策でも地域の課題解決に資する再生可能エネルギー導入のあり方が重視されています。

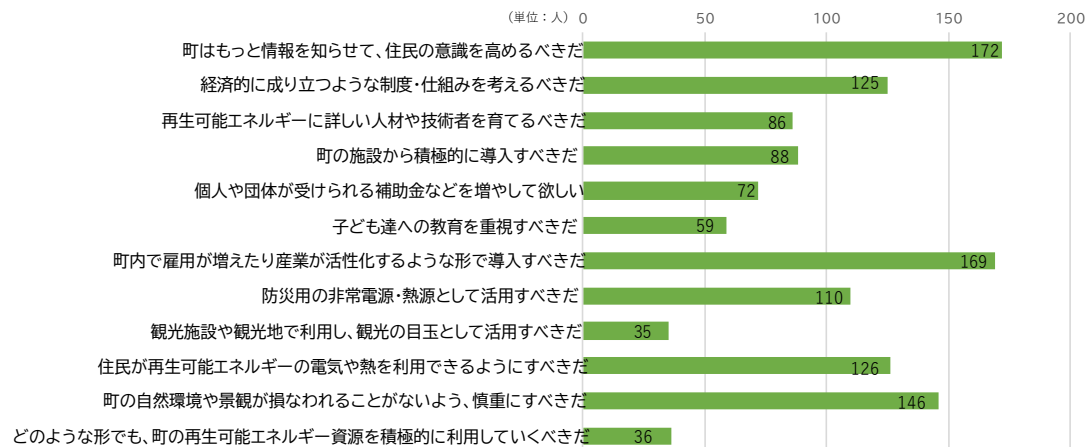
こうしたことから、エネルギー基本計画を改定する過程で情報の周知と対話を進め、重要な自然環境は確固として守りつつ、町民の生活利便性を向上や、地域産業の活性化に資するよう形で、町の取り組みや関わり方を再度見直していきます。

【町民アンケートにみる再生可能エネルギーに対する考え方】

Q あなたは、遊佐町沖に「洋上風力発電事業」が導入されるとした場合、どう思いますか？





Q 再生可能エネルギーを導入するために必要なことは何ですか？



3-4. 循環型社会

大項目1 ごみの発生抑制

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 発生抑制計画の策定	ごみ処理基本計画を策定し、計画的にごみ量の減量と資源化の推進を行います。	 

【具体的な事業】






○ごみ処理基本計画推進事業



一般廃棄物に関する計画的な回収・処理体制の構築、将来を見据えたごみの抑止・資源化対策をまとめた、ごみ処理基本計画を策定し、適正に運用します。そのなかで、ごみの発生抑制策として、町・町民・事業者がそれぞれの視点から取り組むべきことを提案しています。

●ごみを出さないライフスタイルの推進

町民が日常生活のなかでごみの発生抑制に取り組むには、ごみをなるべく出さないような買い物の仕方ができるようになることが重要です。関係団体や町内小売店と協力し、容器包装類や使用後のごみが少ない商品選択、無駄を生まない消費行動のあり方について検討し、キャンペーン活動等を通じて町民の行動変容を図ります。

大項目2 リユース・リサイクルの推進

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 紙ごみリサイクルの推進	紙ごみの資源化を促進することで、燃やすごみ量の削減に努めます。	 
2. 生ごみの再利用	燃やすごみのなかでも特に多くの水分を含む、生ごみの量を削減することで、ごみの量を削減するとともに、ごみの燃焼効率を向上させます。	  

3. 資源回収拠点の整備	資源物の回収を推進するため、回収拠点としてリサイクルステーションの整備を行います。	 
--------------	---	---

【具体的な事業】

○紙類資源物収集事業

本町における燃やすごみの組成分析によると、紙ごみが全体の約4割を占めています。つまり、紙ごみの資源化事業を推進することは、リサイクル率の向上を進めつつ排出ごみ量の削減にも繋がります。回収事業を安定的に運用していくとともに、リサイクル方法の広報に努めます。

●資源物集団回収促進事業

PTAや婦人会による資源物の自主回収事業に報奨金を出し、活動を支援します。コロナ禍による集団活動の自粛や、回収した資源物の取引価格の下落等により、各団体における活動体制の維持が難しくなっています。町からの報奨金増額や、新しい団体の掘り起こしを行うなど、集団回収事業自体を継続していけるような取り組みが必要です。

●生ごみ処理機器購入助成事業

本町の燃やすごみの3成分を見ると、その約5割が水分であり、ごみが水分を多く含んだ状態で出されていることがわかります。また、組成分析を見ると、生ごみ(厨芥類)は燃やすごみ全体の約1割を占めており、紙ごみ同様に、資源化した場合のごみ量の削減量が高い品目でもあります。生ごみ処理機の購入助成を行うことで、ごみの減量とリサイクル率の向上に努めます。あわせて、自宅での生ごみたい肥化に関する情報を発信し、生ごみの有効利用を働きかけます。

●フードドライブ活動

まだ食べられる食品を、必要とする人の元に届ける「フードドライブ活動」が全国的に活発になっています。町民から自宅で消費しきれない食品の提供を受け、福祉団体等と連携して支援が必要な世帯に届ける取り組みを、まずはイベント開催時等に取り組みます。実施状況を見ながら、恒常的なしくみの構築についても検討します。

○資源物拠点収集事業











住民が随時利用可能な資源ごみの回収拠点として、各地区にリサイクルステーションを整備・運用し、町内のリサイクル率の向上に努めます。また、リサイクルステーションの利用を促進するための広報活動を行います。

●衣類リユース推進事業

町内の小・中学校では、卒業生から制服や体操着を提供してもらい、希望する新入生・在

校生に譲るという制服リユースに取り組んでいます。また、町では衣類回収事業を通じて、不要な洋服を回収し、その一部を衣類が必要とされている海外に送る取り組みを行っています。こうした衣類リユース活動の情報を発信するなどの支援を行い、事業に多くの町民が参加できるよう働きかけます。

大項目3 ごみの適正な処理体制

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 一般廃棄物収集運搬の確実な実施	一般廃棄物の収集運搬体制を安定的に維持します。	   
2. 不法投棄物対策	不法投棄物抑止対策として、パトロールやポイ捨てゴミの回収、看板設置等を行います。	   
3. 農業用プラスチックの適正処分	家庭ごみとして処分できない農業用プラスチックの適正処分について広報・啓発し、不法投棄を減少させます。	 

【具体的な事業】

○一般廃棄物収集運搬事業

遊佐町では、一般廃棄物を収集運搬するための専用の車両を所有していないので、車両を所有している事業者と委託契約を結び、収集・運搬体制を滞ることなく維持する必要があります。

●不法投棄防止対策事業

遊佐町では、町内の不法投棄の抑止体制として、土地勘のある町民を「不法投棄監視人」に任命し、監視パトロール等に取り組んでいます。また、県や市町などの各種関係機関と、「庄内地区不法投棄防止対策協議会」を構成し、合同パトロールや全戸チラシによる啓発

活動に取り組んでいます。今後も、町内の監視体制を維持しつつ、他団体との連携を深め、不法投棄の抑止に努めます。また、悪質な不法投棄箇所においては、看板や防犯カメラの設置など、関係機関と協議の上、対策に取り組んでいきます。

●農業用使用済プラスチック適正処理推進事業

農業用のプラスチックごみについては、一般家庭から出るプラスチックごみとは異なり、大型のものが大量に排出されます。不適切な処理がなされないよう、JAによる回収事業を広報する等、適正処理に関する対策等を検討し、回収・処理の一層の推進を図る必要があります。

3-5. 生活環境の充実

大項目1 安心・安全な生活

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 水の安全確保	水源の定期的な検査により水道水の安全性を確保します。	 
2. 公害対策	大気・水質・騒音・振動等、関係地区・事業者・町による定期的な調査を実施します。	  
3. 空き家対策	放置空き家は、野生動物の住み家や、不法投棄の常習箇所になる等、周辺的生活環境を脅かしかねない場所となります。また、損壊状況が酷ければ、強風による飛散や、倒壊する危険も生じます。空き家の管理や利活用、危険空き家の自主解体を促していきます。	 
4. 開発行為の管理・監督	行き過ぎた開発行為を抑止するため、県と連携した監視体制を構築し、監督していきます。	 

【具体的な事業】

○原水水質検査事業

良質な水の安定供給のため、年1回、町内 13 箇所の水源において、水質検査(原水全 39 項目)を実施しています。また、白井水源については、水源上流部での岩石採取の影響を測定するため、月1回、39 項目検査を実施しています。

○水道水の放射能検査事業

平成 23(2011)年3月に発生した、東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質漏洩事故による水道水への影響調査を年4回実施しています。

○公害防止協定書締結事業者への指導

関係地区・事業者・町による定期的な調査を継続的に実施しています。

○地域・事業者・町連絡調整会議実施事業

大規模開発行為が行われる際に、公害防止など地域への対応が確実に行われるように締結する3者協定(地域・事業者・町)に基づき、関係者による協議の場における定期的な情報交換を行っています。

○遊佐町定住住宅空き家利活用事業

町内の空き家をリフォームし、そこに町外からの移住者を呼び込み、定住人口の拡大と地域活性化を図ります。令和3年度より、町借上げ・賃貸方式から、空き家活用賃貸住宅経営希望の所有者への補助方式に変更しました。今後、広報やHP、空き家相談等の機会を捉え、更なる事業周知を行います。

○遊佐町空き家再生地域活性化推進事業







移住定住促進と地域活性化を目的に、町内の空き家を購入・賃貸して起業等事業を行う移住者を対象に、事業を行うための空き家改修工事費用・設備費用等の補助を行っています。今後も移住相談等で周知を図りながら、移住者の定住に繋がるよう支援します。

○「遊佐町国土利用計画」による環境に配慮した土地利用の推進事業※

過去に、国土利用計画法に基づく土地売買等届出を契機に、無許可の林地開発が行われた事案がありました。今後、そのようなことが起こらないように、県と連携し、不適切な土地利用について指導していきます。

※ただし、当該事業は山形県からの権限移譲事務であり、あくまでも町は県に対し意見を述べることしかできません。

大項目2 衛生的な環境の維持

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 環境美化	町による公有地の清掃活動のほか、ボランティアによる清掃活動の支援を行います。	   
2. 衛生環境の維持・整備	公共下水道への接続率向上を啓発するとともに、公共下水道が敷設されていない地域での合併処理浄化槽への切り替えを促します。	 

【具体的な事業】

○都市・河川公園維持管理事業

令和2(2020)年度までで公園の再整備事業は完了しています。今後は適切な維持管理に努めていきます。

○遊佐町総合運動公園整備事業

定期的な芝管理と遊具の点検を行い安全で快適な利用に供してきました。町外からの利用者も多く、イベント等で占有する場合は申請手続きをしてもらい、掲示板で占有状況を周知しています。一方で、利用者の増加につれ、ゴミや喫煙等の利用者マナーの問題が出てきているため、看板・ポスター等で利用マナーの周知に努めます。

●海岸クリーンアップ推進事業<重複事業>

●全町美化運動事業

毎年、7月の第1日曜日に町内の全集落が参加する一斉清掃活動を開催し、集落に参加協力を要請しています。一斉に実施することで、町民の環境に対する意識啓発にも繋がっています。一方で、集落ごとに環境や活動状況が異なるので、集落の実情に合わせた活動支援の在り方を検討し、美化運動の継続を図っていきます。

○下水道水洗化活動

令和3(2021)年度末現在、公共下水道及び地域集落排水の世帯接続率は77.45%であり近年横ばい傾向となっています。今後も接続率を向上するため啓発活動内容を工夫していく必要があります。


●合併処理浄化槽設置設備事業

合併処理浄化槽への切り替えについて、補助制度の有効活用を周知しながら、対象区域の住民への普及促進を図っていきます。

●環境推進員支援制度

集落による清掃活動や、集落内の衛生環境の維持のため、各集落において環境推進員を選出し、町が活動の支援を行っています。環境推進員は、町が行う粗大ゴミ回収イベントなどの事業にも協力しています。コロナ禍による集団行動の自粛により、環境推進員間での情報交換や全体での連携が取りにくい状態が続いているため、活動の活性化を図ります。

大項目3 気候変動への適応

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 適応策の実践	気候変動に関する情報収集、情報共有に努めると共に、グリーンカーテンを始めとした具体的な適応策の実践を支援します。	

【具体的な事業】

○適応情報の収集と庁内の意識高揚

気候変動の影響は、気温の上昇による熱中症などの健康影響だけでなく、農林水産業や自然災害、産業・経済活動など多岐にわたります。将来的に町内にどのような影響が生じるのか、どのような対策が必要なのか、国や県が提供する情報を積極的に収集・活用し、庁内関係課と共有し対策の事業化を検討します。

●グリーンカーテンの実施

比較的簡単に取り組むことができる気候変動適応策ということで、町の関係施設や小・中学校にグリーンカーテンの設置を呼び掛けています。施設により取り組み姿勢に温度差があるので、積極的に取り組むよう働きかけをしていきます。

第4章 計画の進行管理

4-1. 推進体制

本計画の実践には、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、行動していくことが必要です。なかでも、複数の主体が連携・協力することで事業や活動の成果を高めるような取り組み方がより重要です。これは、SDGs実施のための主要原則のうち「統合性」と「参画性」を反映したものです。「統合性」は複数の課題を同時に解決すること、「参画性」は多様な関係者が事業・活動に関わることを表しています。統合性や参画性の高い取り組みは、本町の持続可能な地域づくりに対するインパクトが大きいと考えられます。

計画の推進には次のような主体が関わります。

①行政(担当課)

計画に位置づけられた各事業の主担当として、予算化と実行計画の設定、関連する他課及び町民・事業者等との調整、事業の実施(町民・事業者等との共同実施を含む)、実施結果の自己評価を行います。

なお、推進体制全体の事務局は、地域生活課環境係とします。

②町民・事業者

日々の生活や事業活動のなかで、環境保全・持続可能な地域づくりに関する様々な活動に取り組みます。一個人や事業者単体で実施するもののほか、本計画で定める連携事業の実施主体となることもあります。

③LAS-E監査チーム

住民、事業者及び町職員で構成します。本計画に位置づけられた事業のうち主に「重点事業」を対象として、年度ごとの実行計画の設定と事業の実施結果に対する評価を行います。

④環境審議会

事業の実施結果に対して、委員それぞれの専門的知見と社会情勢等を踏まえて評価すると共に、計画全体の進捗について総合的に評価します。

4-2. 目標設定

計画の着実な進行を図るため、2種類の目標を設定して管理していきます。

【シンボル指標】

本計画期間5年間で到達すべき象徴的な目標として「シンボル指標」を設定します。

シンボル指標は、分野ごとに設定され、各分野の施策の総合的な成果を象徴する代表的な指標です。可能な限り年度ごとの進捗を把握するようにしますが、データの特性や制約がある場合は、少なくとも5年後に実施する計画の達成度評価(中間評価)の際にデータ収集を行うこととします。

シンボル指標は、毎年度明けに環境審議会において状況を把握し評価します。

【事業目標】

町の施策・事業の結果を評価するため、「事業目標」を設定します。

事業目標は、各分野に位置づけられた個別の施策・事業の実施結果を表すものです。行政の取り組みまたは行政と町民・事業者等の共同実施の結果として、直接得られた効果を明らかにします。事業ごと・年度ごとに目標設定し、毎年度末に達成状況を評価します。

事業目標は、年度初めに行政(担当課)が設定し、年度末に自己評価を実施、さらに「重点事業」についてはLAS-E監査チームが評価します。

個別の事業を実施して毎年度の事業目標が達成されていくことで、その総合的な成果としてシンボル指標、つまり各分野の環境状態の改善に繋がっていくという関係です。しかし、シンボル指標により各分野の環境状態が漏れなく評価できるわけではありません。事業目標の設定にあたっては、その事業が位置づけられている分野の「5年後の到達目標」を踏まえ、目標や取り組み方を計画する必要があります。

4-3. 進捗管理

計画の着実な進捗を図るため、以下の手順で管理します。

①年度実行計画の作成

各担当課は、本計画の分野別「施策の方向性」に紐づく施策・事業について、年度ごとに実施する内容をまとめた「実行計画」を作成します。実行計画の作成にあたっては、本計画の目標を達成するために必要な取り組みを5年間で着実に遂行することを想定して、当年度の実施内容を検討します。

実行計画には、分野・大項目・中項目・施策の方向性と事業内容、担当課、当年度における具体的な事業実施内容、当年度の事業目標を記入します。

事務局は、各担当課が作成した年度実行計画を取りまとめます。

《重点事業の設定》

本計画に位置づけられる事業のうち、特に重要性の高いものを「重点事業」に設定し、LAS-E監査チームが進捗評価に関わります。(重点事業の設定方法は次ページに記載)

重点事業は行政以外の主体が関わるが多いため、関係先と十分に協議した上で実行計画を作成します。また、LAS-E監査チームによる評価の対象とし、行政のみならず町民・事業者の視点も入れて計画・実施・評価・改善を図っていきます。

②事業の実施(上半期)

各担当課は、①で作成した年度実行計画に基づき、事業を実施します。

③LAS-E監査

「重点事業」の担当課は、実行計画に基づく事業の実績を事務局に報告します。この資料を基に、LAS-E監査チームは「重点事業」の進捗状況进行评估します。

④事業実績の報告

各担当課は、年度明けに前年度実行計画に基づく事業の実績について整理します。実績報告には、当年度の事業実施結果、事業目標の達成状況、当年度事業の計画を記入します。「重点事業」については、LAS-E監査チームによる評価コメントを参考に、事業計画の改善を検討し反映します。

事務局は各担当課が作成した実績報告を取りまとめ、環境審議会に諮ります。

⑤年度評価

環境審議会において、前年度実績報告を評価します。

事務局は、評価結果を担当課にフィードバックし、各担当課は評価コメントを元に当年度実行計画を修正します。

重点事業の設定方法

A:統合性・参画性の評価

SDGsの考え方を反映するため、各事業の統合性と参画性を評価し、両項目の配点を掛け合わせた評価点が6点以上の事業を「重点事業」とします。

各項目の配点の考え方は以下の通りです。

統合性

- ・当該施策についてのみ成果が得られる →1点
- ・本計画の他分野にも成果が得られる →2点（例：自然共生と脱炭素など）
- ・環境以外の政策課題（社会・経済）にも成果が得られる
→3点（例：環境と地域交通など）

参画性

- ・行政が実施する →1点（審議会等に諮るものを含む）
- ・行政以外の参加がある →2点（行政の主催行事に住民が参加するなど）
- ・行政以外が主体的に活動する
→3点（企画段階から住民団体等が主体で実施するなど）

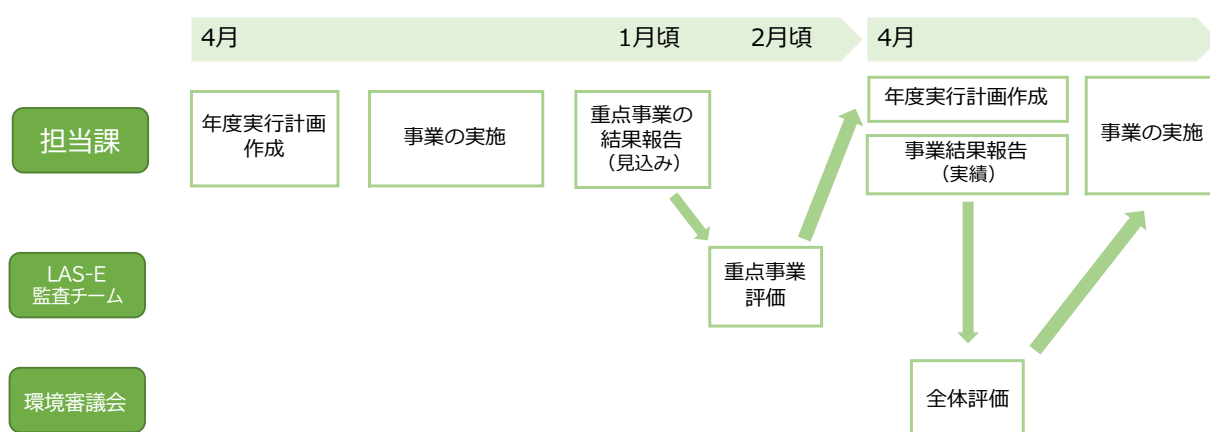
B:町の施策全体に対する影響の評価

町総合発展計画及び本計画との関連が深い個別計画において、重点的に取り組むこととされている施策に該当する事業を「重点事業」とします。

⑥結果の公開

事務局は、本計画に基づく主要な事業の実施状況やシンボル指標の状態について取りまとめ、公開します。

また事務局は、計画の進捗状況に関する住民等からの意見を受け付け、関係課などにこれを通知して施策・事業の改善に繋がります。



図表 4.1 進捗管理フロー

第3次遊佐町環境基本計画

資料編

遊佐町環境基本条例	56
遊佐町環境審議会委員名簿	62
遊佐町環境基本計画改定検討委員会委員名簿	62
遊佐町環境基本計画改定検討委員会設置要綱	63
清流涵養域図	64
湧水影響域図	65
遊佐町環境に関する町民意向調査【住民】 集計結果	66
0. アンケート概要	66
1. 回答者属性	66
2. 生活スタイルや環境との関わり方について	67
3. 遊佐町の環境について	71
4. 環境政策・施策について	75
5. 自由筆記	81
遊佐町環境に関する町民意向調査【事業者】 集計結果	82
0. アンケート概要	82
1. 集計結果	82
遊佐町の環境に関するアンケート【小中学生】 集計結果	88
0. アンケート概要	88
1. 集計結果	88
シンボル指標の設定・計算方法	95
用語解説一覧	101

遊佐町環境基本条例

平成15年3月17日

条例第9号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第8条—第23条)

第3章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制(第24条・第25条)

第4章 環境審議会(第26条—第30条)

第5章 雑則(第31条)

附則

私たちの遊佐町は、鳥海山に象徴される美しく雄大な自然に抱かれて、永い伝統にはぐくまれた歴史や文化が息づくまちである。四季折々の変化と月光川や日向川が潤す肥沃な田園、日本海と緑に囲まれた砂丘は、古来より私たちの暮らしに様々な恵みをもたらしてきた。

しかしながら、利便性と物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを消費してきたこれまでの社会経済活動は、オゾン層の破壊や地球温暖化、化学物質による汚染など、自然の自浄能力を超えた環境への負荷をもたらした。この影響は、もはや一地域、一国のみならず、すべての生命の生存基盤である地球環境にも及んでおり、その解決に向けて大きな役割が求められている。

今こそ私たちは、安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる豊かな環境の恵沢を享受するだけでなく、将来の世代に良好な環境を引き継いでいく責務を認識し、町民、事業者、町及び町を訪れた者の互いの協働により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

私たちはこの認識の下、人と自然が共生し、持続的な発展が可能な遊佐町の構築を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町民、事業者、町及び町を訪れた者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来にわたつて町民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに町民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承できるように適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、町民、事業者、町及び町を訪れた者がそれぞれの責務を自覚し、協働して推進されなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(町民の責務)

- 第4条 町民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うにあつては、これに伴つて生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町の責務)

- 第6条 町は、基本理念にのつとり、環境の保全及び創造に関し、本町の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。

(町を訪れた者の責務)

- 第7条 町を訪れた者は、基本理念にのつとり、環境への負荷の低減に自ら努めるとと

もに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 町は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を確保するため施策を策定し、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、町民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 高山、森林、里山、農地、海浜、河川及び湧水地域等における多様な自然環境の保全を図ることにより、野生生物の種の保存をはじめ生態系の多様性の確保に努め、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが保たれ、良好な景観並びに永い伝統にはぐくまれた歴史や文化とが調和した快適な環境を確保すること。
- (4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量及び再生可能エネルギーの有効活用等を促進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
- (5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。
- (6) 広域的な環境の保全対策を推進すること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、遊佐町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるにあつては、遊佐町環境審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 町長は、毎年、環境の状況、町が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施等を明らかにした年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策の策定等にあつての配慮)

第11条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあつては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(財政上の措置)

第12条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境影響評価等の推進)

第13条 環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業を行い又は行おうとする者が、その事業の実施に当たり適切な段階において、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるように、町は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第14条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第15条 町長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(資源・エネルギーの循環的な利用等の促進)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの効率的利用及び再生可能エネルギーの活用、資源の循環的な利用等が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境保全型農業の促進)

第17条 町は、安全な農産物を生産する農地の環境を保全する機能を維持するため、有機物資源を活用した土づくり、化学肥料及び農薬の使用の低減、使用済みの農業用資材の適正な処理等の環境への負荷を低減する営農活動の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全と自然とのふれあい環境づくり)

第18条 町は、湧水地域及び河川における良好な水環境の保全に努めるとともに、自然と調和した身近な緑や水辺とのふれあいづくりのため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習等の推進)

第19条 町は、町民、事業者及び町を訪れた者(以下「町民等」という。)が人と環境の関わりについて基本的な知識を習得し理解を深め、環境の保全及び創造に関する自発

的な活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の自発的な活動の促進)

第20条 町は、町民等又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 町は、第19条に定める環境学習等の推進及び前条に定める町民等の自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(調査、研究、監視等)

第22条 町は、環境の状況の把握に関する調査その他環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、研究及び監視等の体制整備に努めるものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第23条 町は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制

(推進体制の整備)

第24条 町長は、町の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、町民等及び民間団体が協働することのできる体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 町は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第26条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、遊佐町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第27条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境行政に関する事項

- 2 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に答申するとともに、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第28条 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 第1項に定めるもののほか、特別な事項を調査審議する必要があるときは、審議会に臨時の委員を置くことができる。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項の委員は、特別な事項に関する調査審議が終了したときに、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(月光川の清流を守る基本条例の一部改正)

2 月光川の清流を守る基本条例(平成2年条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

遊佐町環境審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

No.	所 属 等	役 職	氏 名	任 期	
1	東北公益文化大学	公益学部長	三 木 潤 一	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	
2	胴腹滝周辺環境保全協議会	会長	佐 藤 仁	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	審議会会長
3	遊佐町婦人会連絡協議会	会長	真 嶋 敦 子	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	
4	大阪有機化学工業株式会社	酒田工場 環境保安課長	佐 藤 慶 明	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	
5	J A遊佐地区女性部 石けん研究会	会長	高 橋 アイ子	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	
6	砂丘地砂防林環境 整備推進協議会	会長	佐 藤 豊 昭	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	審議会副会長
7	学識経験者		佐 藤 源 市	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	
8	月光川の魚出版会	代表	本 間 正 明	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	
9	学識経験者		小野寺 きぬ子	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	
10	環境推進員連合会	会長	小 澤 徹	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	

◎遊佐町環境基本条例第27条に基づき、遊佐町の環境の保全及び創造に関する事項を調査審議する機関として設置。

遊佐町環境基本計画改定検討委員会委員名簿

No.	役 職	課 名	職 名	氏 名	備 考
1	委 員 長	地 域 生 活 課	課長	太 田 智 光	座長
2	委 員	企 画 課	課長補佐兼企画係長	荒 木 茂	企画部門
3	〃	〃	観光物産係長	阿 部 直 人	観光・自然公園部門
4	〃	〃	定住促進係長	本 間 裕 行	定住部門
5	〃	総 務 課	課長補佐兼総務係長	土 門 良 則	総務部門
6	〃	産 業 課	水産林業係長	佐 藤 陽 紀	森林法担当部門
7	〃	〃	農業振興係長	友 野 毅	農業振興部門
8	〃	教 育 課	課長補佐兼文化係長	洪 谷 志 保	文化財部門
9	〃	〃	総務学事係長	菅 原 潤	学校教育部門
10	〃	〃	社会教育係長	斎 藤 浩 一	社会教育部門
11	〃	地 域 生 活 課	課長補佐兼管理係長	渡 部 智 恵	都市計画部門
12	〃	〃	下水道係長	阿 部 真 喜 子	下水道部門
13	〃	〃	土木係長	伊 藤 涉	土木部門
14	〃	〃	上水道係長	高 橋 司	上水道部門
15	事 務 局	地 域 生 活 課	環境係長	佐 藤 修	環境部門
16	〃	〃	環境係主任	伊 藤 真 吾	〃

◎遊佐町環境基本計画改定検討委員会設置要綱に基づき、計画改定の調査や立案を行う機関として設置。

遊佐町環境基本計画改定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 遊佐町環境基本条例（平成15年条例第9号）第9条第1項に規定する遊佐町環境基本計画（以下「基本計画」という。）を改定するにあたり、遊佐町環境基本計画改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の基本方針策定等計画の立案に関すること。
- (2) 資料の収集その他計画の策定に必要な調査に関すること。
- (3) 基本計画の推進に係る各所属の調整に関すること。
- (4) その他基本計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、委員長代理及び委員により組織する。

- 2 委員長は、地域生活課長をもってあて、委員長代理は委員から委員長が予め指名するものとする。
- 3 委員は町の職員のうちから町長が命ずる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、遊佐町地域生活課において処理する。

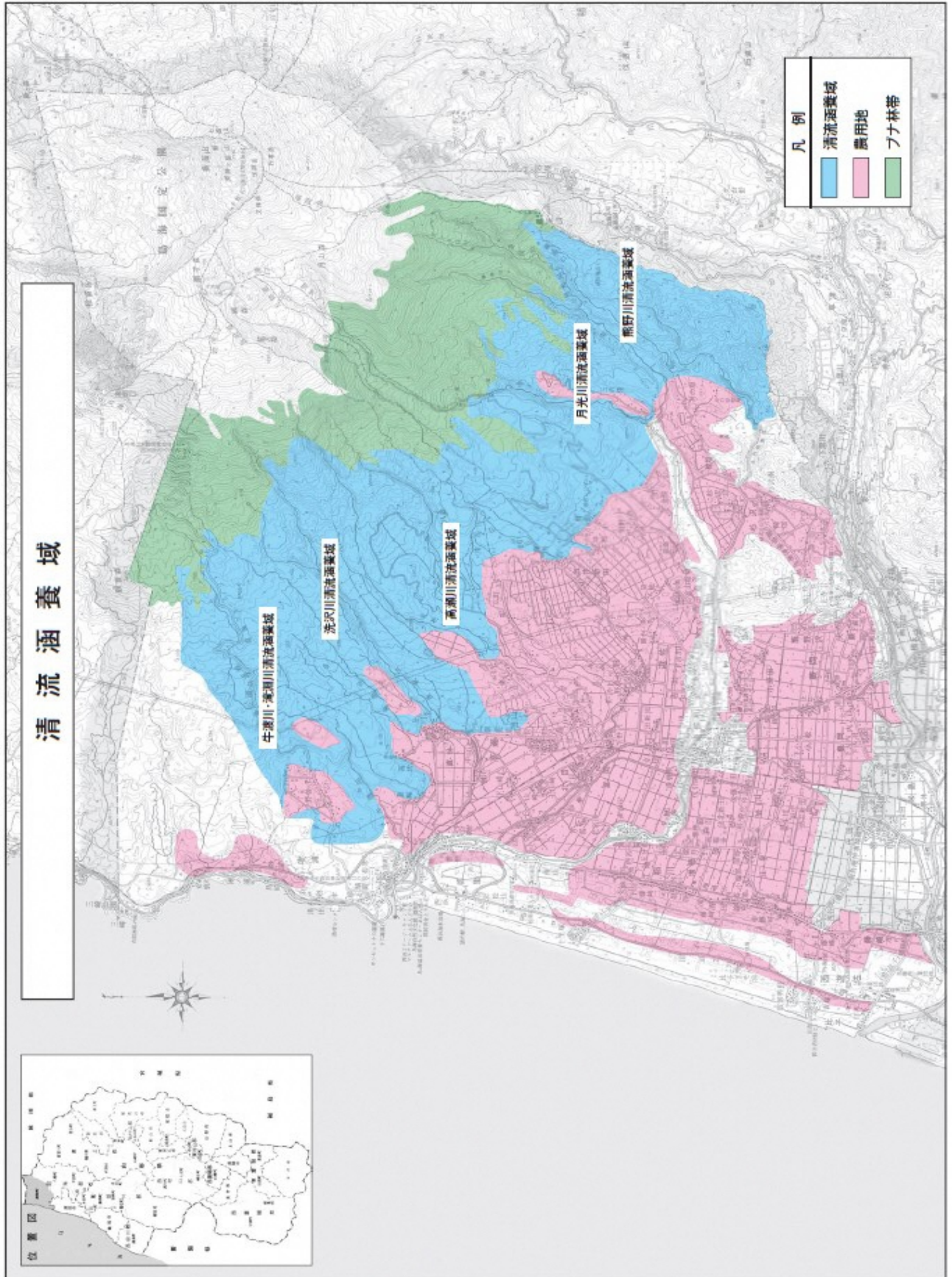
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

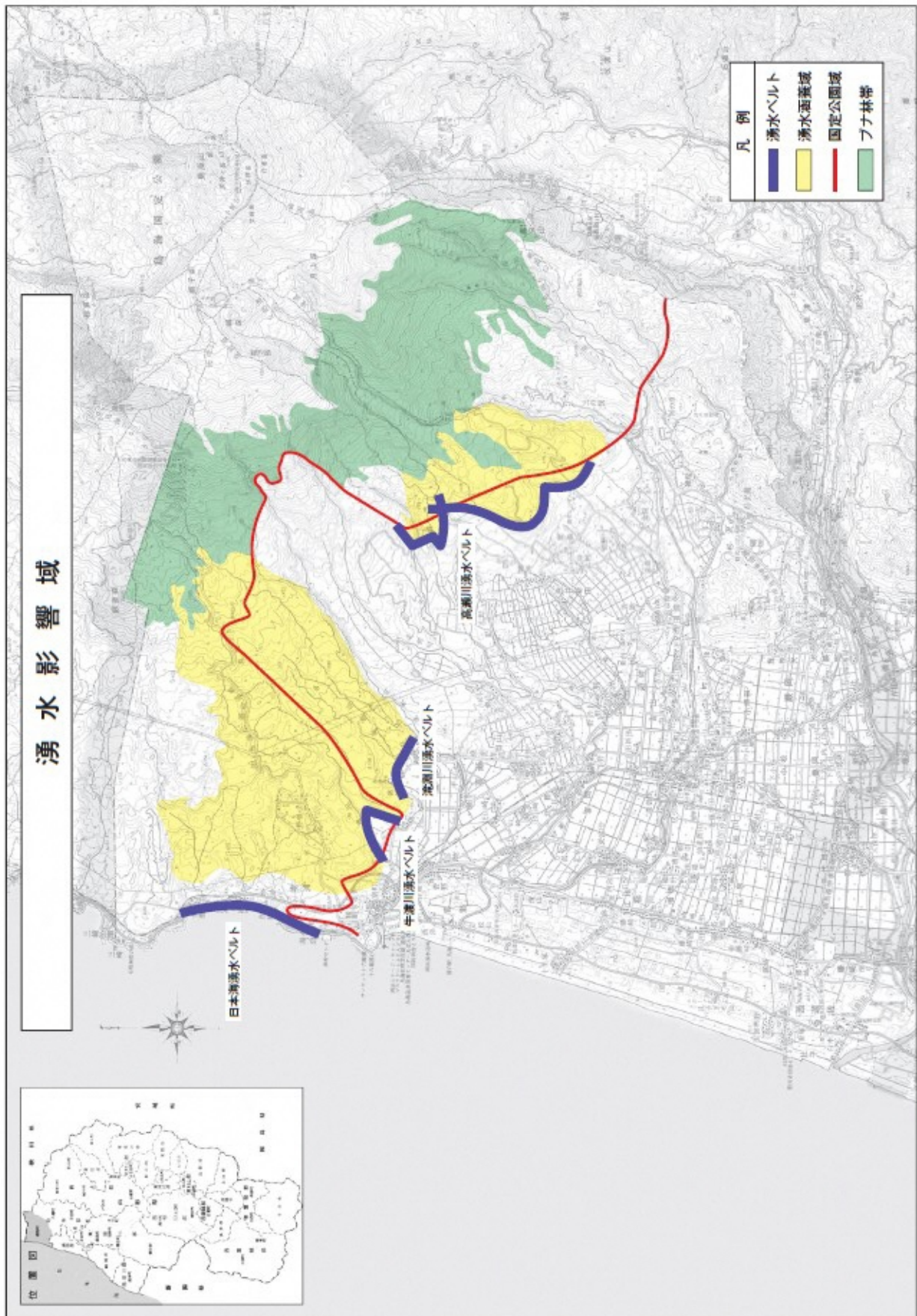
附 則

この要綱は、平成24年4月13日から施行する。

清流涵養域図



湧水影響域図



遊佐町環境に関する町民意向調査【住民】 集計結果

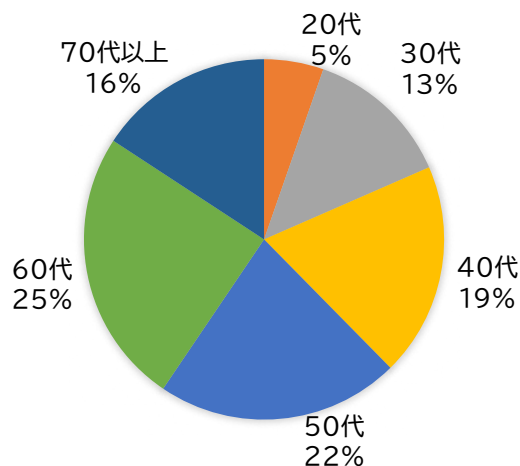
0. アンケート概要

- (1) 対象 18歳以上の遊佐町民 1,000人
- (2) 方法 郵送配布・回答
- (3) 期間 令和4年6月15日（発送）～7月1日（最終締め切り）
- (4) 回収状況
 - ① 発送数：1,000件
 - ② 転居・回答不能等による返送数：0件
 - ③ 回収数：412件（回答率 41.2%）

1. 回答者属性

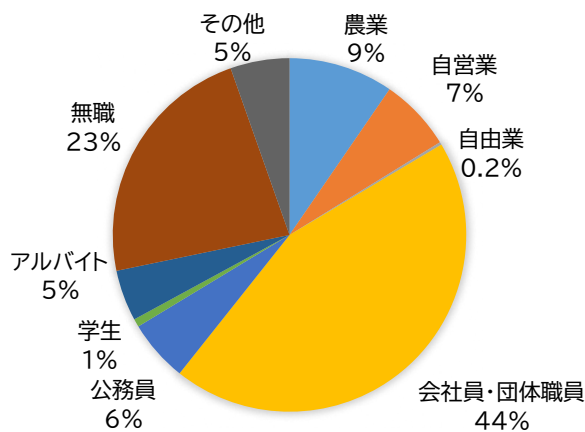
(1) 年代

10代	0
20代	22
30代	54
40代	79
50代	90
60代	102
70代以上	65



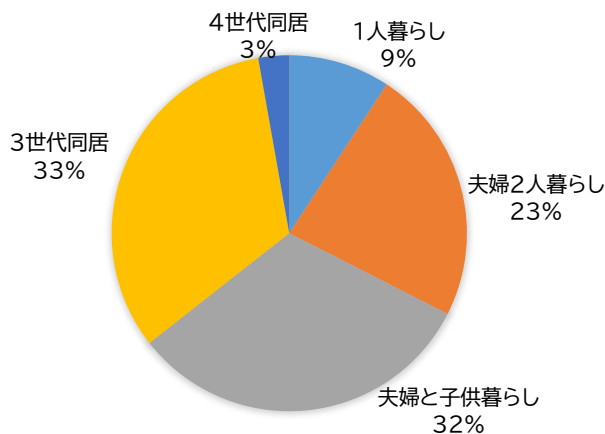
(2) 職業

農業	39
自営業	27
自由業	1
会社員・団体職員	180
公務員	23
学生	3
アルバイト	19
無職	93
その他	22



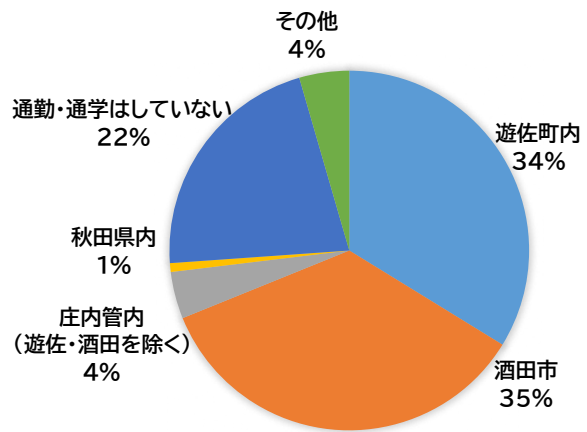
(3) 家族構成

1人暮らし	33
夫婦2人暮らし	83
夫婦と子供暮らし	114
3世代同居	117
4世代同居	10



(4) 通勤・通学先

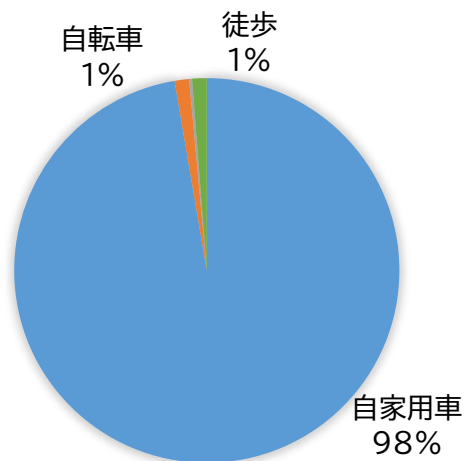
遊佐町内	128
酒田市	133
庄内管内（遊佐・酒田をのぞく）	16
秋田県内	3
通勤・通学はしていない	82
その他	17



2. 生活スタイルや環境との関わり方について

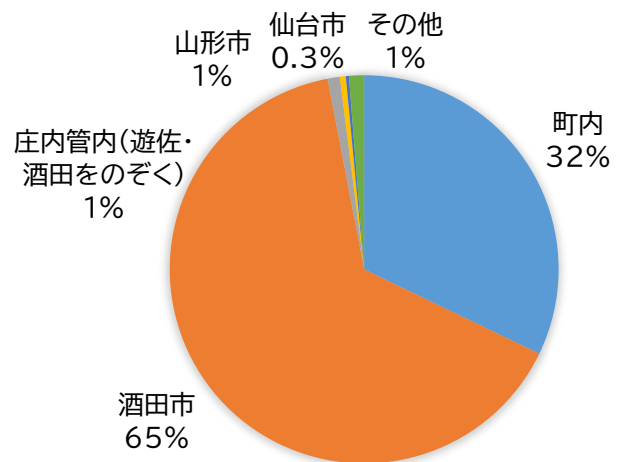
問1. 日常の買い物などに利用する交通手段は何ですか。主なものを1つ選んで下さい。

自家用車	399
自転車	5
バス・タクシー	1
電車	0
オートバイ	0
徒歩	5
その他	0



問2. 休日などに主に買い物などに行く場所はどこが多いですか。主な場所を1つ選んで下さい。

町内	128
酒田市	258
庄内管内（遊佐・酒田をのぞく）	4
山形市	2
仙台市	1
その他	5



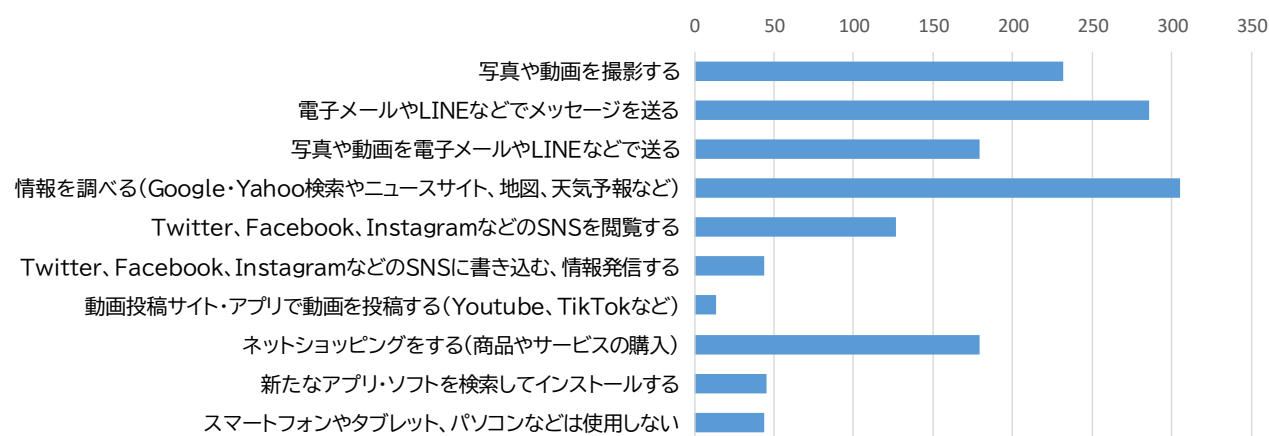
問3. スマートフォンやタブレット、パソコンなどの通信機器を使って、ご自身で日頃されていることは何ですか。(複数回答可)

通信機器の用途として多いのは、「情報を調べる（Google・Yahoo 検索やニュースサイト、地図、天気予報など）」、「電子メールや LINE などメッセージを送る」、「写真や動画を電子メールや LINE など送る」などです。

「Twitter、Facebook、Instagram などの SNS に書き込む、情報発信する」、「動画投稿サイト・アプリで動画を投稿する（Youtube、TikTok など）」といった情報の発信については、利用者が比較的少ないようです。

「スマートフォンやタブレット、パソコンなどは使用しない（通話のみの利用も含む）」のは回答者の11%程度でした。

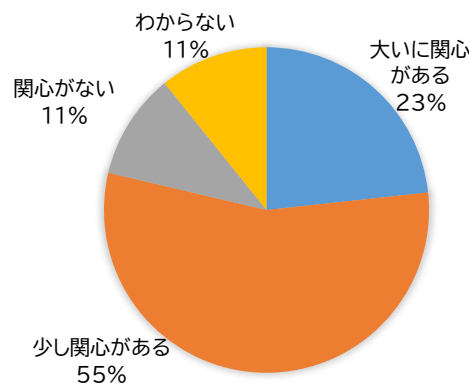
1. 写真や動画を撮影する	56%
2. 電子メールや LINE などメッセージを送る	69%
3. 写真や動画を電子メールや LINE など送る	43%
4. 情報を調べる（Google・Yahoo 検索やニュースサイト、地図、天気予報など）	74%
5. Twitter、Facebook、Instagram などの SNS を閲覧する	31%
6. Twitter、Facebook、Instagram などの SNS に書き込む、情報発信する	11%
7. 動画投稿サイト・アプリで動画を投稿する（Youtube、TikTok など）	3%
8. ネットショッピングをする（商品やサービスの購入）	43%
9. 新たなアプリ・ソフトを検索してインストールする	11%
10. スマートフォンやタブレット、パソコンなどは使用しない（通話のみの利用も含む）	11%



問4. あなたは再生可能エネルギーに関心がありますか。

「大いに興味がある」「少し興味がある」を合わせると78%と、多くの住民が再生可能エネルギーに対して興味を持っていることが分かります。

大いに興味がある	95
少し興味がある	226
興味がない	43
わからない	44



問5. あなたの家に再生可能エネルギー設備を導入していますか。

再生可能エネルギー設備を導入している家庭は8%と少数です。

導入している設備は、太陽光発電(34)、木質バイオマス(薪・ペレットなど、11)でした。

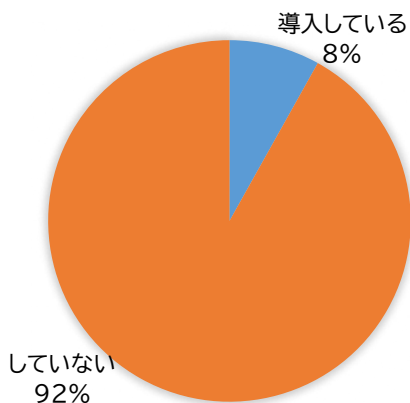
導入している	32
導入していない	363

問6. 問5で「2. していない」とお答えの方にお尋ねします。今後導入する予定はありますか。

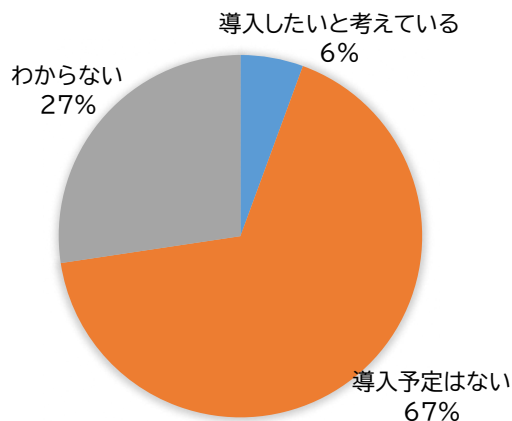
再生可能エネルギーを導入したいと考えている家庭は6%と少数です。十分な情報がなく判断できない(わからない)家庭も多いことがうかがえます。

導入したいと考えている	20
導入予定はない	240
わからない	98

問5 再エネ導入状況



問6 再エネ導入意向

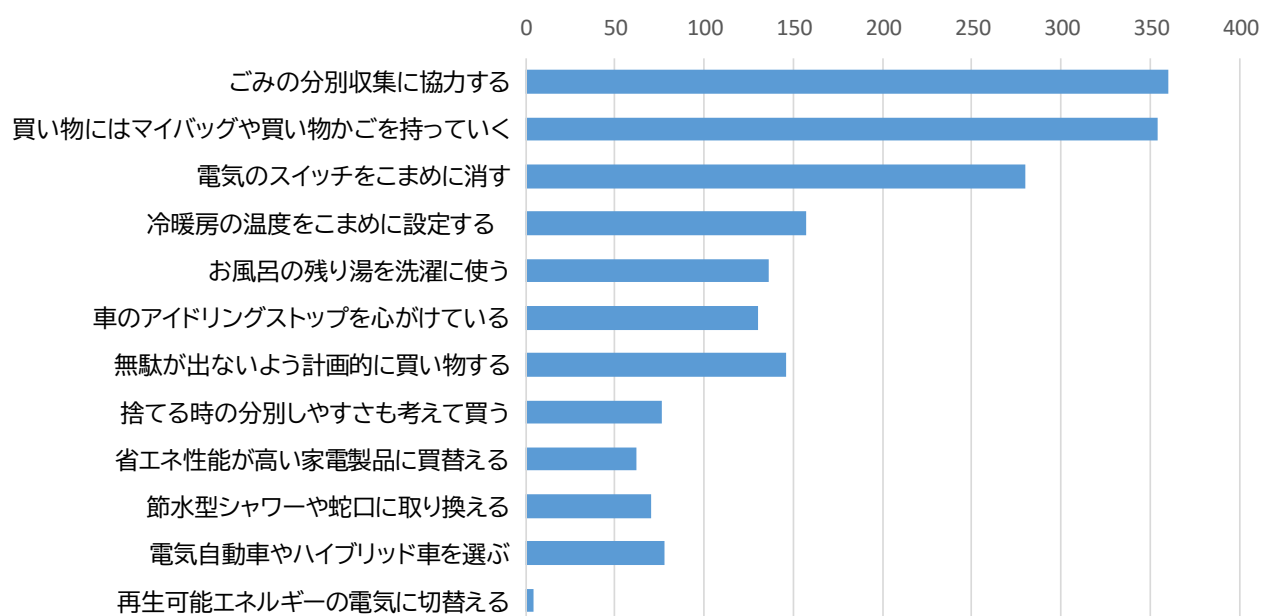


問7. あなたのご家庭では日頃、節電など省エネルギーのためにどのようなことに心がけていますか。

8割以上の住民が実践しているのは「ごみの分別収集に協力する(87%)」、「買い物にはマイバッグや買い物かごを持っていく(86%)」です。

「再生可能エネルギーの電気に切替える」を選択したのは4人(1%)でした。

ごみの分別収集に協力する	87%
買い物にはマイバッグや買い物かごを持っていく	86%
電気のスイッチをこまめに消す	68%
冷暖房の温度をこまめに設定する	38%
お風呂の残り湯を洗濯に使う	33%
車のアイドリングストップを心がけている	32%
無駄が出ないように計画的に買い物する	35%
捨てる時の分別しやすさも考えて買う	18%
省エネ性能が高い家電製品に買替える	15%
節水型シャワーや蛇口に取り換える	17%
電気自動車やハイブリッド車を選ぶ	19%
再生可能エネルギーの電気に切替える	1%

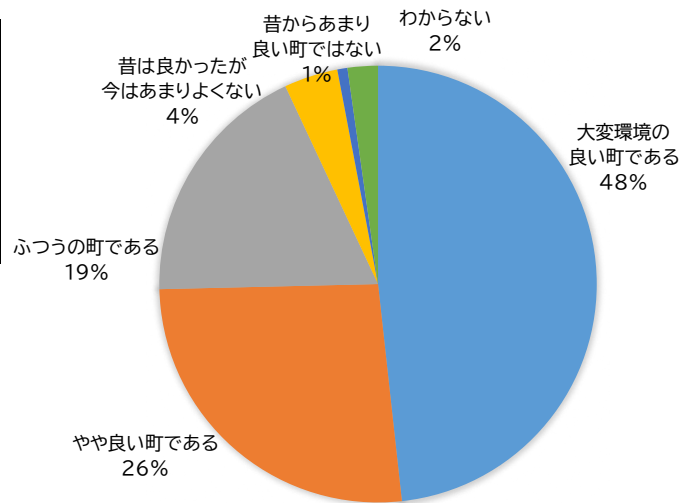


3. 遊佐町の環境について

問1. 遊佐町の自然環境について日頃どう感じていますか。

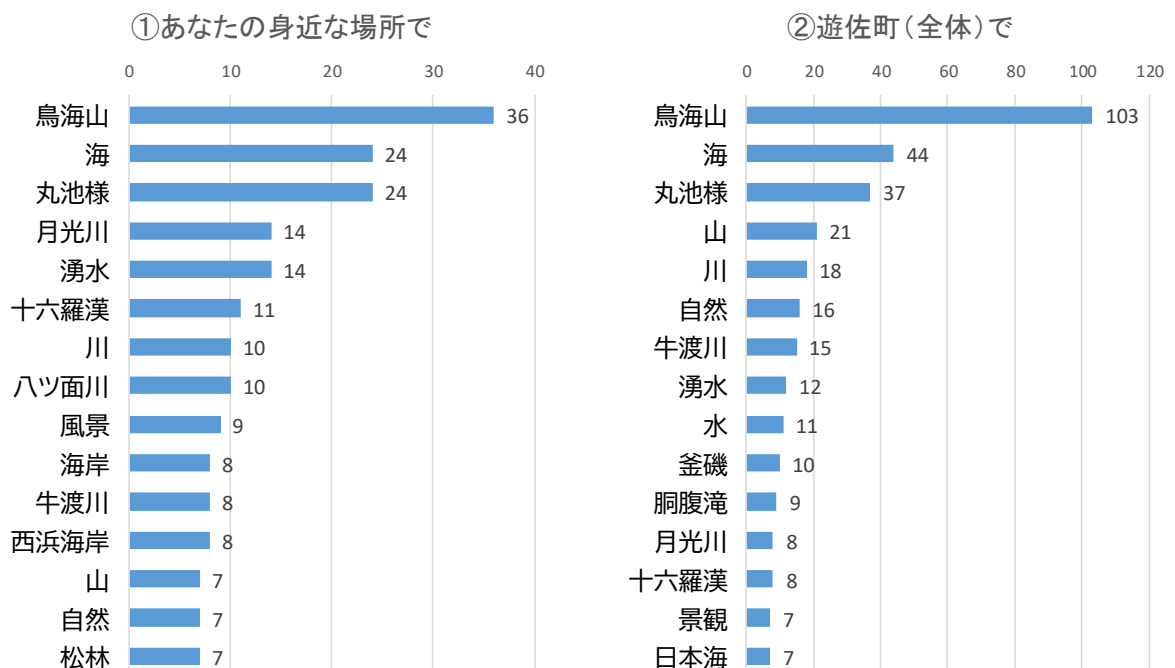
半数近くが「大変環境の良い町である」と回答しており、「やや良い町である」と合わせると自然環境に対する評価が高い住民が多いことが分かります。

大変環境の良い町である	194
やや良い町である	106
ふつうの町である	74
昔は良かったが今はあまりよくない	16
昔からあまり良い町ではない	3



問2. あなたが遊佐町の自然環境の中で思い出の場所や大切にしたいところ、残していきたいところがありましたらその場所を具体的におこたえ下さい。

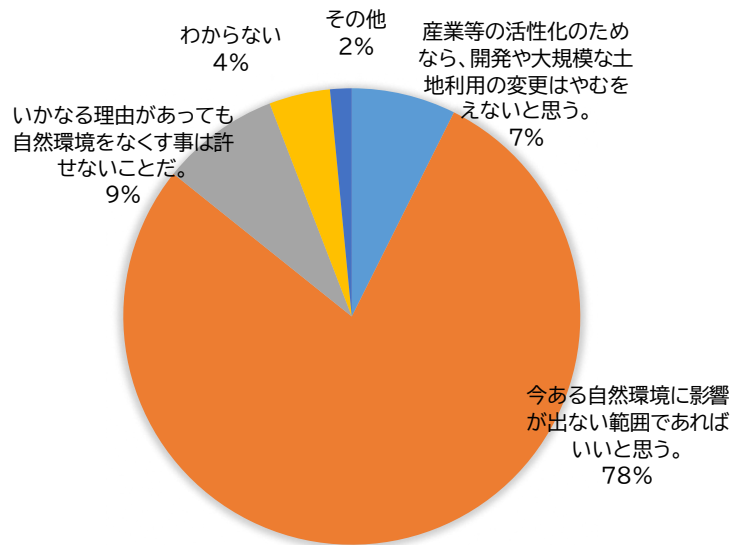
テキストマイニングツール (KH Coder) を利用して、記入された内容に含まれる場所 (語) を抽出し、カウントしました。「あなたの身近な場所で」「遊佐町 (全体) で」いずれにおいても、最も多く記入されたのは「鳥海山」次いで「海」「丸池様」でした。「月光川」「八ツ面川」「牛渡川」や「湧水」といった水資源に関するもの、「海岸」「釜磯」「西浜海岸」など海辺の景観に関するものも多く見られました。



問3. 遊佐町においても、開発等により昔と比べて身近にある大切な自然環境が減っていると言われますが、そのことに対してどう思いますか。

自然環境よりも開発を優先する姿勢を持つ住民は少なく、「今ある自然環境に影響が出ない範囲であればいいと思う」と、現状の自然環境を維持したい意向を持つ住民が大多数を占めています。

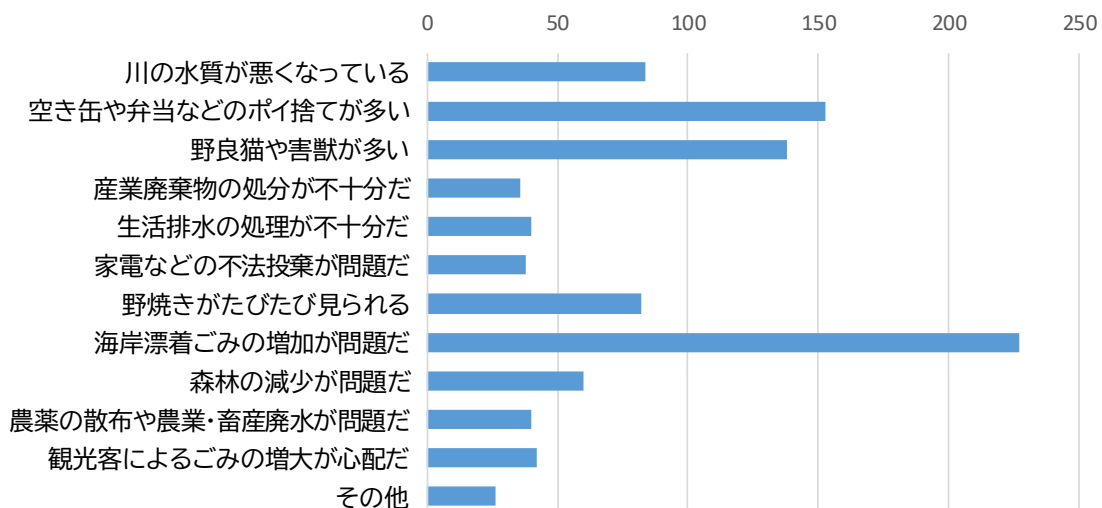
産業等の活性化のためなら、開発や大規模な土地利用の変更はやむをえないと思う。	29
今ある自然環境に影響が出ない範囲であればいいと思う。	308
いかなる理由があっても自然環境をなくす事は許せないことだ。	33
わからない	17
その他	6



問4. 遊佐町の環境について不安に思うことに○をつけて下さい。(いくつでも可)

半数以上が「海岸漂着ごみの増加が問題だ」を選択しており、海岸漂着ごみについては多くの住民にとって関心が高いことが分かります。「空き缶や弁当などのポイ捨てが多い」「野良猫や害獣が多い」についても課題視している住民が比較的多いようです。

川の水質が悪くなっている	20%
空き缶や弁当などのポイ捨てが多い	37%
野良猫や害獣が多い	33%
産業廃棄物の処分が不十分だ	9%
生活排水の処理が不十分だ	10%
家電などの不法投棄が問題だ	9%
野焼きがたびたび見られる	20%
海岸漂着ごみの増加が問題だ	55%
森林の減少が問題だ	15%
農薬の散布や農業・畜産廃水が問題だ	10%
観光客によるごみの増大が心配だ	10%
その他	6%



問5. あなたの周りで不法投棄やポイ捨てが気になる箇所はありますか。

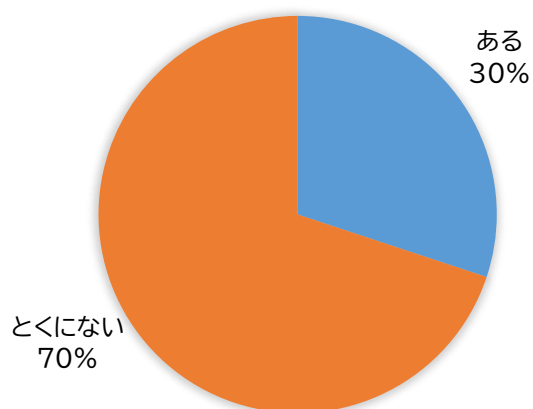
30%が不法投棄やポイ捨てが気になる場所が「ある」と回答しています。

気になる場所として多く挙げられていたのは道路沿い、海岸などで具体的な地点名に関する情報も多く寄せられました。

ある	115
とくにない	267

気になる場所：

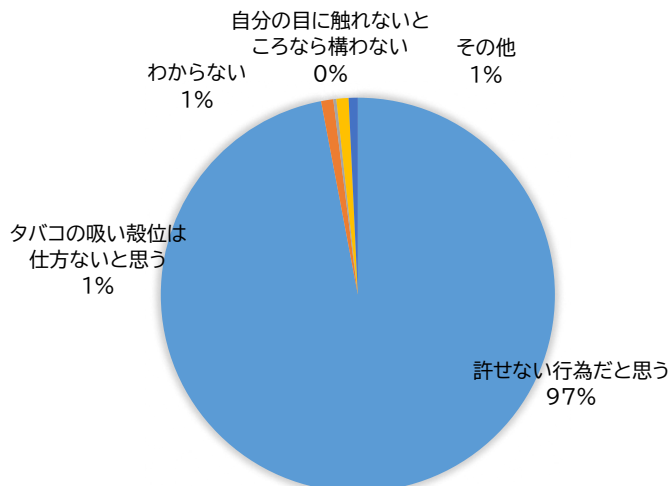
- 道路（国道、県道、農道） 42 件
- 海岸 12 件
- 農地 9 件
- 山中 4 件



問6. ごみの不法投棄やポイ捨てについてどう思いますか。

97%が「許せない行為だと思う」と回答しており、ほとんどの住民がごみの不法投棄やポイ捨てに対して厳しい目を持っていることが分かります。

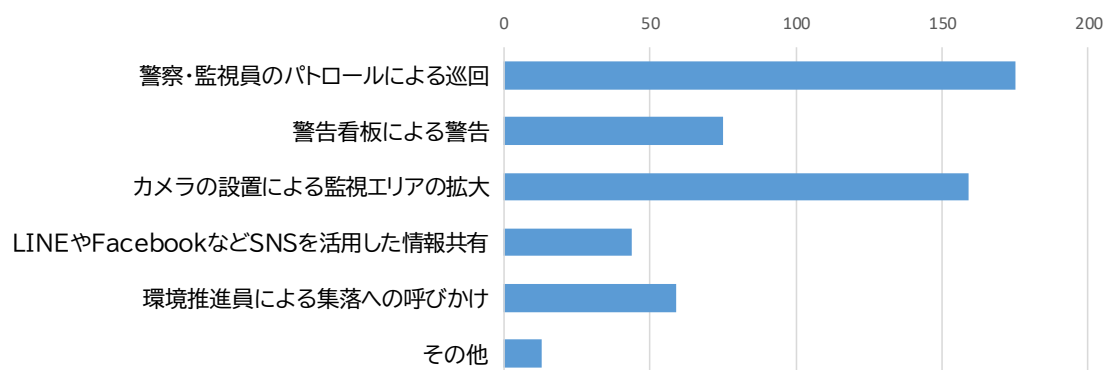
許せない行為だと思う	389
タバコの吸い殻位は仕方ないと思う	4
自分の目に触れないところなら構わない	1
わからない	4
その他	3



問7. 不法投棄物対策として有効だと思うものはどれですか。

「警察・監視員のパトロールによる巡回」というこれまで取り組まれてきた対策と、「カメラの設置による監視エリアの拡大」に期待する住民が多いようです。

警察・監視員のパトロールによる巡回	175
警告看板による警告	75
カメラの設置による監視エリアの拡大	159
LINE や Facebook など SNS を活用した情報共有	44
環境推進員による集落への呼びかけ	59
その他	13



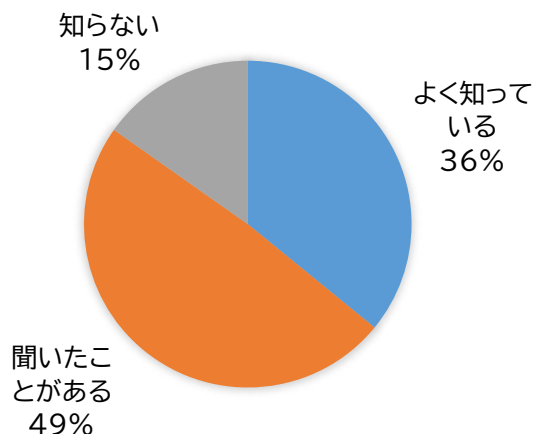
4. 環境政策・施策について

問1. あなたは「持続可能な開発目標SDGs（エス ディー ジーズ）」という言葉を知っていますか。

「よく知っている」「聞いたことがある」を合わせると83%がSDGsを認知していることになります。

これは全国的な傾向（79.8%）¹よりやや高い割合です。

よく知っている	144
聞いたことがある	196
知らない	61



問2. あなたが、SDGsを意識して、日頃行っている取り組みはありますか。（複数選択可）

SDGsの17ゴールに対応する、日常で実施できる行動をリスト化して設問にしました。

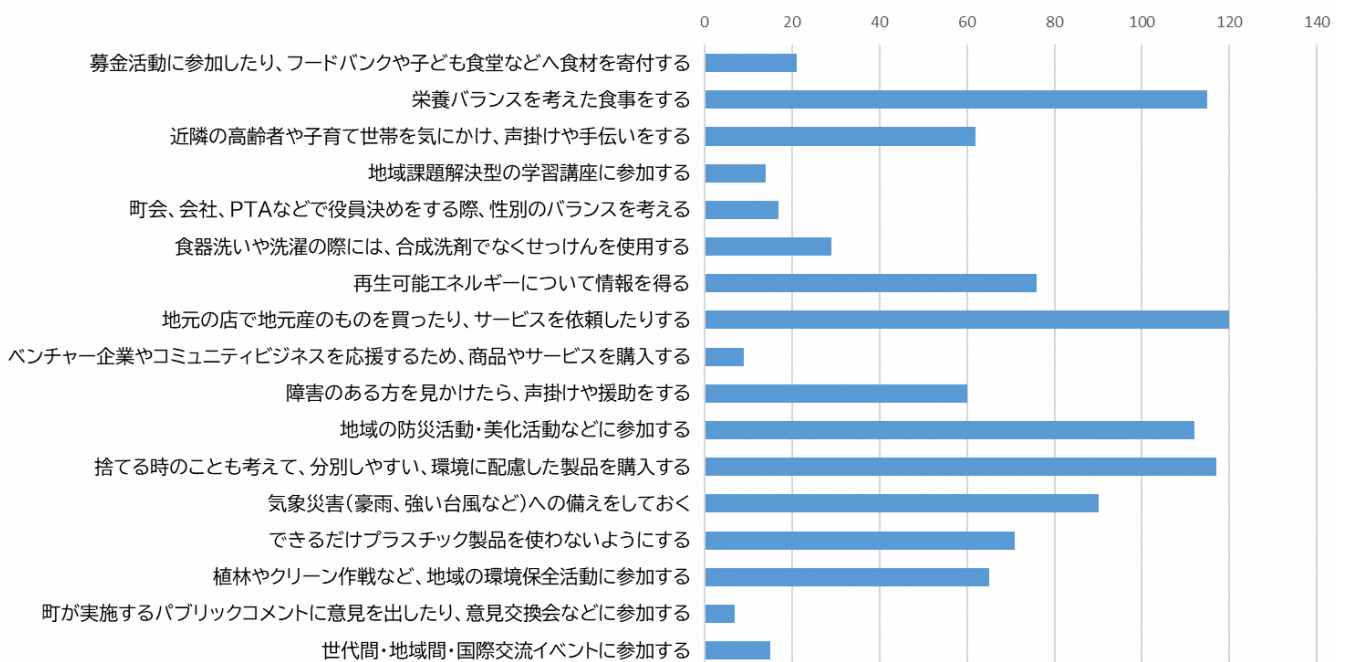
多くの住民が選択したのは「地元の店で地元産のものを買ったり、サービスを依頼したりする（ゴール8：働きがい）」、「捨てる時のことも考えて、分別しやすい、環境に配慮した製品を購入する（ゴール12：生産と消費）」、「栄養バランスを考えた食事をする（ゴール2：飢餓）」、「地域の防災活動・美化活動などに参加する（ゴール11：都市基盤）」であり、これらは30%弱が実施しているようです。

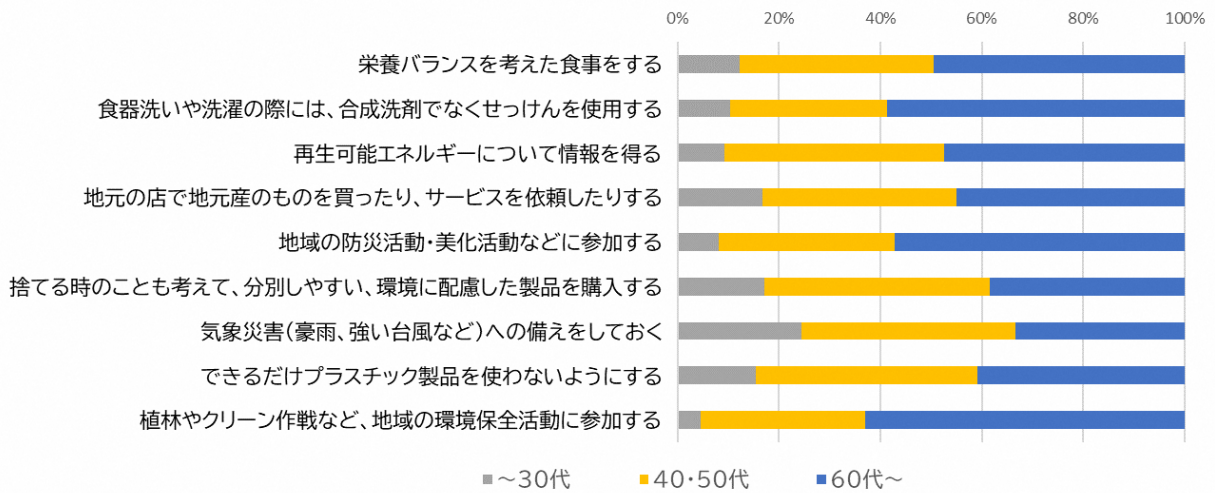
選択（実施）率が5%に満たなかったのは、「町が実施するパブリックコメントに意見を出したり、意見交換会などに参加する（ゴール16：平和と公正）」、「ベンチャー企業やコミュニティビジネスを応援するため、商品やサービスを購入する（ゴール9：産業）」、「地域課題解決型の学習講座に参加する（ゴール4：教育）」、「世代間・地域間・国際交流イベントに参加する（ゴール17：協働）」、「町会、会社、PTAなどで役員決めをする際、性別のバランスを考える（ゴール5：ジェンダー平等）」、「募金活動に参加したり、フードバンクや子ども食堂などへ食材を寄付する（ゴール1：貧困）」、「食器洗いや洗濯の際には、合成洗剤でなくせっけんを使用する（ゴール6：水と衛生）」でした。

選択（実施）率の高い項目と環境分野の項目について、年代ごとに集計をした結果、いずれの項目も高い年代ほど選択（実施）率が高いことが分かりました。

¹ 株式会社インテージプレスリリース「SDGs認知率は8割、2年間で約3倍に」
https://www.intage.co.jp/news_events/news/2022/20220209.html

募金活動に参加したり、フードバンクや子ども食堂などへ食材を寄付する	21
栄養バランスを考えた食事をする	115
近隣の高齢者や子育て世帯を気かけ、声掛けや手伝いをする	62
地域課題解決型の学習講座に参加する	14
町会、会社、PTAなどで役員決めをする際、性別のバランスを考える	17
食器洗いや洗濯の際には、合成洗剤でなくせっけんを使用する	29
再生可能エネルギーについて情報を得る	76
地元の店で地元産のものを買ったり、サービスを依頼したりする	120
ベンチャー企業やコミュニティビジネスを応援するため、商品やサービスを購入する	9
障害のある方を見かけたら、声掛けや援助をする	60
地域の防災活動・美化活動などに参加する	112
捨てる時のことも考えて、分別しやすい、環境に配慮した製品を購入する	117
気象災害（豪雨、強い台風など）への備えをしておく	90
できるだけプラスチック製品を使わないようにする	71
植林やクリーン作戦など、地域の環境保全活動に参加する	65
町が実施するパブリックコメントに意見を出したり、意見交換会などに参加する	7
世代間・地域間・国際交流イベントに参加する	15

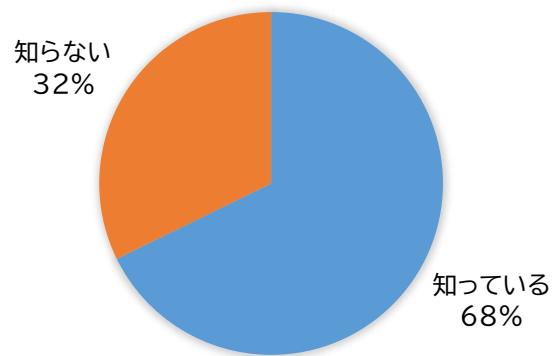




問3. あなたは、国が「2050年に向けてカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」ことを宣言していることを知っていますか。

68%が「知っている」と回答しており、多くの住民が脱炭素へ向かう社会の潮流を意識していることが分かります。

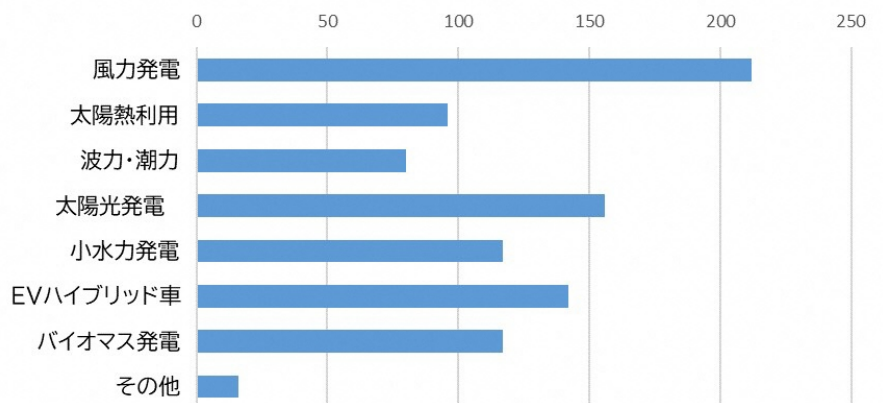
知っている	144
知らない	61



問4. 今後、町内で開発・普及した方が良いエネルギーは何ですか？ 3つまで選んで下さい。

多くの住民が期待しているのは「風力発電」であり、次いで「太陽光発電」、「電気自動車・ハイブリッド車」です。

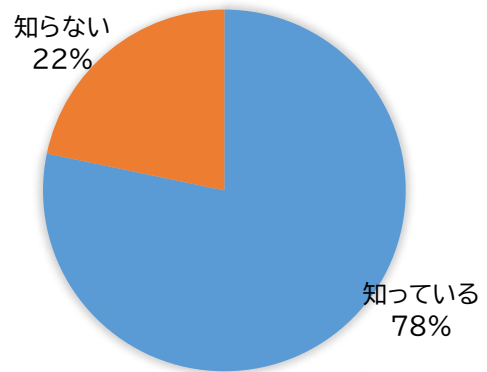
風力発電	212
太陽熱利用	96
波力・潮力	80
太陽光発電	156
小水力発電	117
EVハイブリッド車	142
バイオマス発電	117
その他	16



問5. 現在遊佐町沖で、「洋上風力発電事業」の導入が検討されていることを知っていますか。

78%が「知っている」と回答しており、洋上風力発電事業の認知度は高いようです。

知っている	317
知らない	88



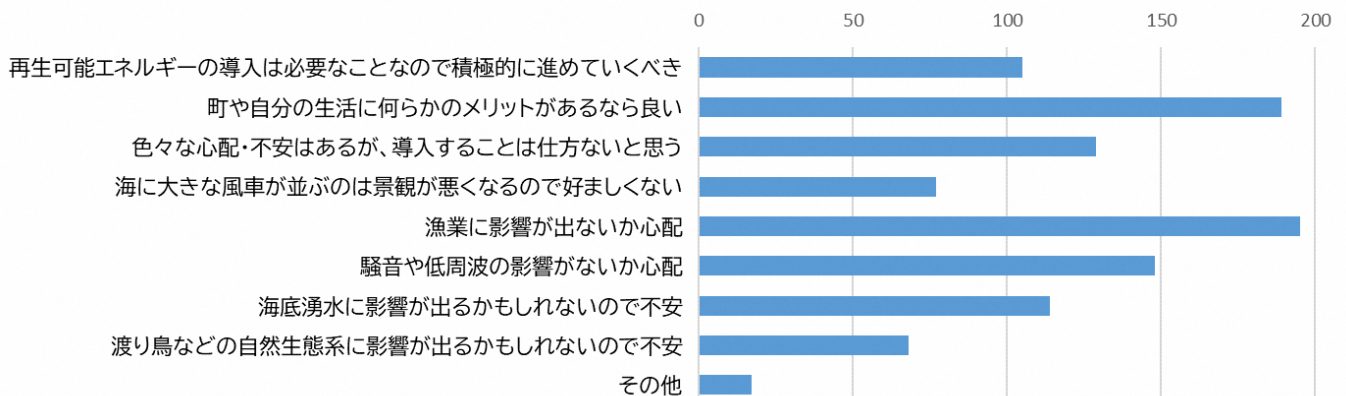
問6. あなたは、遊佐町沖に「洋上風力発電事業」が導入されるとした場合、どう思いますか。

(あてはまるもの3つに○をつけて下さい。)

「海に大きな風車が並ぶのは景観が悪くなるので好ましくない」という反対意見を、「再生可能エネルギーの導入は必要なことなので積極的に進めていくべき」という賛成意見が、さらに「町や自分の生活に何らかのメリットがあるなら良い」という条件付き賛成が上回っています。

一方で、「色々な心配・不安はあるが、導入することは仕方ないと思う」という消極的な容認意見を持つ住民も多く、様々な不安があることも明らかになりました。特に「漁業」や「騒音や低周波」の影響について懸念する住民が多いようです。

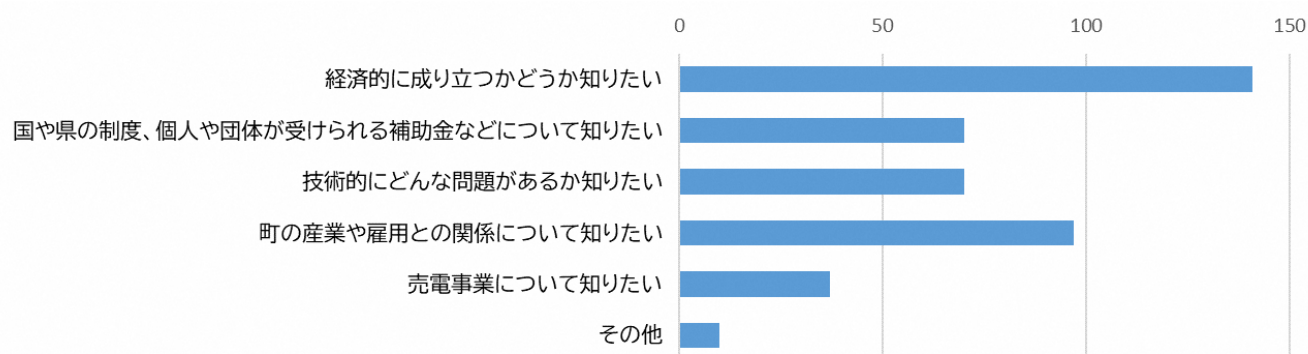
再生可能エネルギーの導入は必要なことなので積極的に進めていくべき	105
町や自分の生活に何らかのメリットがあるなら良い	189
色々な心配・不安はあるが、導入することは仕方ないと思う	129
海に大きな風車が並ぶのは景観が悪くなるので好ましくない	77
漁業に影響が出ないか心配	195
騒音や低周波の影響がないか心配	148
海底湧水に影響が出るかもしれないので不安	114
渡り鳥などの自然生態系に影響が出るかもしれないので不安	68
その他	17



問7. 再生可能エネルギーについて知りたいことはありますか。(複数回答可)

最も多く選択されたのは「経済的に成り立つかどうか知りたい」、次いで「町の産業や雇用との関係について知りたい」であり、再生可能エネルギーと地域の産業・経済を結び付けて関心を持っている住民が多いことがうかがえます。

経済的に成り立つかどうか知りたい	141
国や県の制度、個人や団体が受けられる補助金などについて知りたい	70
技術的にどんな問題があるか知りたい	70
町の産業や雇用との関係について知りたい	97
売電事業について知りたい	37
その他	10



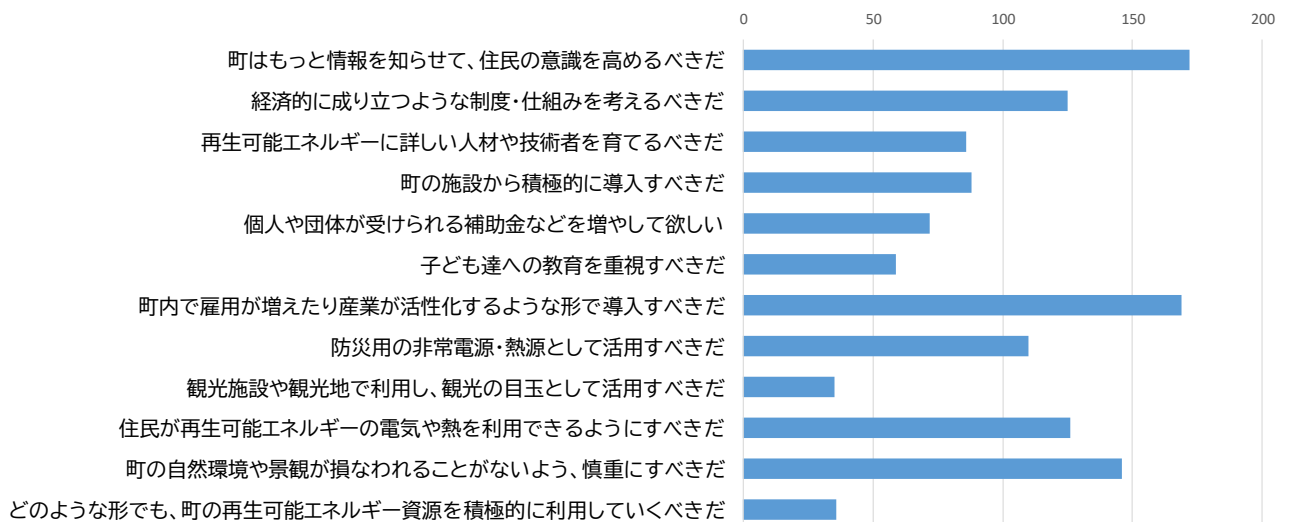
問8. 再生可能エネルギーを導入するために必要なことは何ですか。(複数回答可)

最も多い42%が選択したのは「町はもっと情報を知らせて、住民の意識を高めるべきだ」であり、積極的な情報開示が求められていることが分かります。

「町内で雇用が増えたり産業が活性化するような形で導入すべきだ(41%)」、「経済的に成り立つような制度・仕組みを考えるべきだ(30%)」、「住民が再生可能エネルギーの電気や熱を利用できるようにすべきだ(31%)」といった、産業や地域経済への波及、住民のメリットが得られる形での実施を望む意見も多いようです。

また、35%が「町の自然環境や景観が損なわれないよう、慎重にすべきだ」を選択しており、自然環境・景観の保全を前提とした再生可能エネルギー導入が望まれているようです。

町はもっと情報を知らせて、住民の意識を高めるべきだ	172
経済的に成り立つような制度・仕組みを考えるべきだ	125
再生可能エネルギーに詳しい人材や技術者を育てるべきだ	86
町の施設から積極的に導入すべきだ	88
個人や団体が受けられる補助金などを増やして欲しい	72
子ども達への教育を重視すべきだ	59
町内で雇用が増えたり産業が活性化するような形で導入すべきだ	169
防災用の非常電源・熱源として活用すべきだ	110
観光施設や観光地で利用し、観光の目玉として活用すべきだ	35
住民が再生可能エネルギーの電気や熱を利用できるようにすべきだ	126
町の自然環境や景観が損なわれないよう、慎重にすべきだ	146
どのような形でも、町の再生可能エネルギー資源を積極的に利用していくべきだ	36



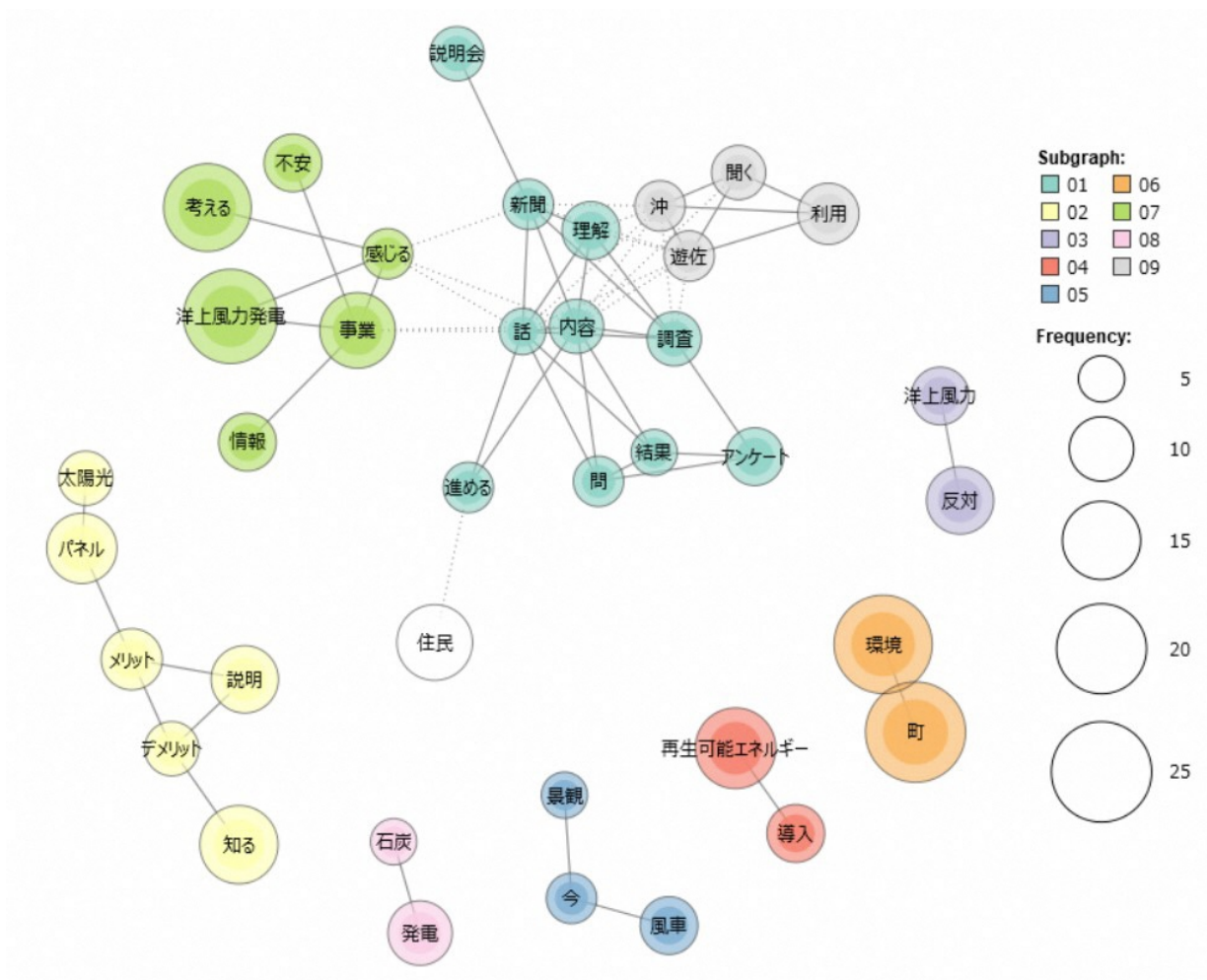
5. 自由筆記

町の環境政策や、再生可能エネルギーに対する不安や疑問、ご要望など自由にお書き下さい。

回答者のうち、86名の記述がありました。テキストマイニングツール（KH Coder）を利用して、記入された内容に含まれる場所（語）の共起構造（一緒に使われている語の関係）を可視化しました。

「洋上風力発電」「不安」「情報」等のグループや「風車」「景観」、「洋上風力」「反対」のグループのように、遊佐沖で検討されている洋上風力発電事業に関して、さまざまな不安や情報開示の必要性についての意見が多くありました。

また「太陽光」「メリット」「デメリット」等のグループや「再生可能エネルギー」「導入」のグループのように、再生可能エネルギー導入の必要性が高まっていること、導入に際してはメリット・デメリットを明確にした上で進めるべきことなど、再生可能エネルギー全般への期待と留意点を指摘する意見も多くありました。



遊佐町環境に関する町民意向調査【事業者】 集計結果

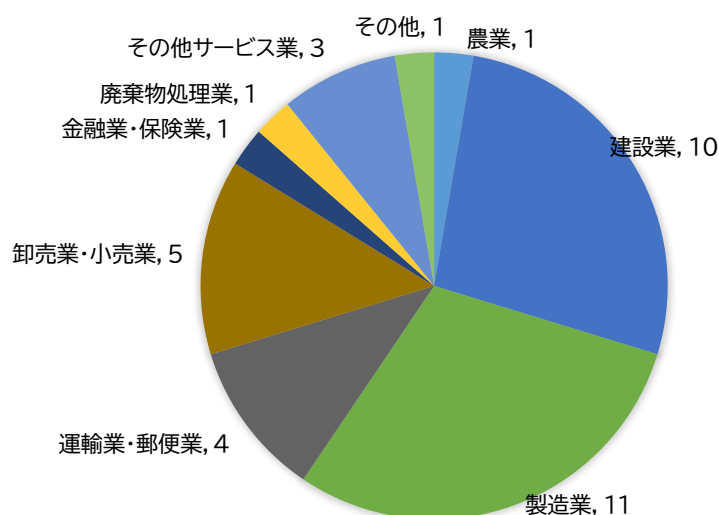
0. アンケート概要

- (1) 対象 町内に住所を有する事業者 60 社
- (2) 方法 郵送配布・回答
- (3) 期間 令和4年6月15日（発送）～7月1日（最終締め切り）
- (4) 回収状況
 - ① 発送数：60 件
 - ② 転居・回答不能等による返送数：0 件
 - ③ 回収数：37 件（回答率 61.7%）

1. 集計結果

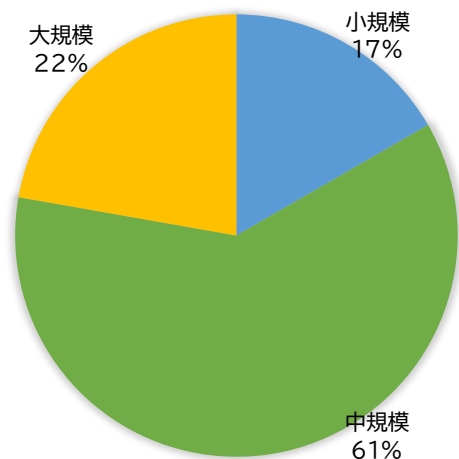
問1. あなたの事業所の業種は下記の分類のどちらですか。

農業	1
建設業	10
製造業	11
運輸業・郵便業	4
卸売業・小売業	5
金融業・保険業	1
廃棄物処理業	1
その他サービス業	3
その他	1



問2. あなたの事業所の規模はどのくらいですか。

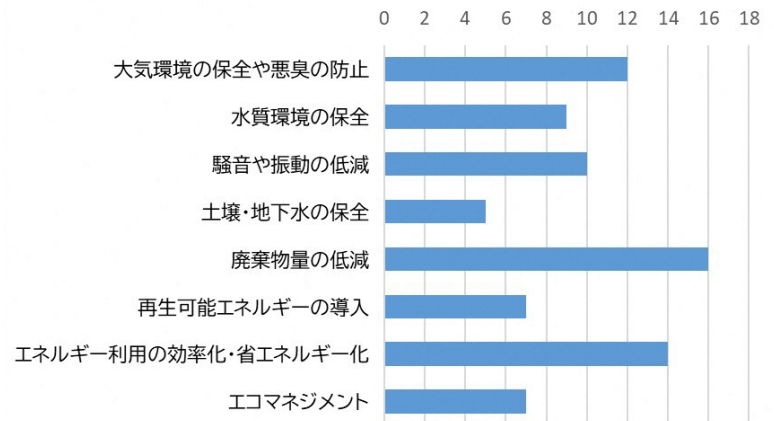
小規模（従業員数2～5人）	6
中規模（従業員数6～50人）	22
大規模（従業員数51人～）	8



問3. 遊佐町の豊かな自然環境を保全していくために、あなたの事業所で特に配慮していることは何ですか（複数回答可）

最も多くが選択したのは「廃棄物量の低減」、次いで「エネルギー利用の効率化・省エネルギー化」、「大気環境の保全や悪臭の防止」でした。

1.大気環境の保全や悪臭の防止	12
2.水質環境の保全	9
3.騒音や振動の低減	10
4.土壌・地下水の保全	5
5.廃棄物量の低減	16
6.再生可能エネルギーの導入	7
7.エネルギー利用の効率化・省エネルギー化	14
8.エコマネジメント	7



問4. 問3で「1.～5.」と答えた方にお聞きします。具体的にはどのような環境保全施設・機器整備や取り組みをしていますか。

各項目に関連して、次の記述がありました。

1. 大気環境の保全や悪臭の防止

- ・ 臭気が発生しにくい手順で製造を行っている
- ・ 特定特殊自動車排ガス 2014 年基準適合車バックホウの導入
- ・ 排ガスを燃焼させ、無害化し大気放出

2. 水質環境の保全

- ・ 省農薬、有機肥料の活用、従業員のためのトイレの設置
- ・ 脱臭装置、排水処理施設の設置及び適正運用
- ・ 地下水使用、毎日水の品質検査
- ・ 排水の管理及び浄化槽管理

3. 騒音や振動の低減

- ・ 新しい車輛及び重機等を導入し、大気の負荷・騒音・振動の低減に努めている
- ・ 作業環境の騒音測定を行い、サイレンサー等の機器を設置
- ・ 対応重機・計測器使用
- ・ 低騒音、低振動型建設機械を使用
- ・ 低騒音や低振動機械を使用土壌・地下水の保全

4. 廃棄物量の低減

- ・ おが粉等のリサイクルへの取り組み
- ・ 規格外品を利用して製品化
- ・ ゴミの減量化
- ・ 再生可能な廃棄物は率先して業者に持っていってもらっている
- ・ 雑紙などもゴミ袋に捨てず廃棄物処理業者にダンボールと一緒に渡している
- ・ 資材の再利用（リサイクル）
- ・ 施設を清潔に保ちゴミの分別をしっかりとやる

- ・ 製品レンタルと使用済み品の再資源化、部品の再利用ができるようにした製品の開発・製造・販売、社内加工で発生した資材の再資源化
- ・ 廃棄物とリサイクル可能材の細かな分類等
- ・ 廃棄物の分別
- ・ 分別処理

5. エネルギー利用の効率化・省エネルギー化

- ・ CO₂排出削減対策、アイドリングストップ・エコ運転
- ・ CO₂排出量削減の為ボイラー更新（A 重油→LPG）、EVトラックの導入検討
- ・ お客様へ環境に配慮したビル管理を提案し、高効率機器への更新など省エネルギーを推進する。
- ・ 工事車輛・重機等のアイドリングストップ
- ・ 省エネルギー機器の導入
- ・ 使用時は必要外のアイドリングを避ける

問5. 問3で「6.」と答えた方にお聞きします。具体的にはどのような再生可能エネルギー設備・機器を導入していますか。

太陽光発電設備を導入している事業所が6件ありました。

うち1件はオール電化を採用しています。

問6. 問3で「8. エコマネジメント」と答えた方にお聞きします。具体的にはどのようなエコマネジメント活動をしていますか。

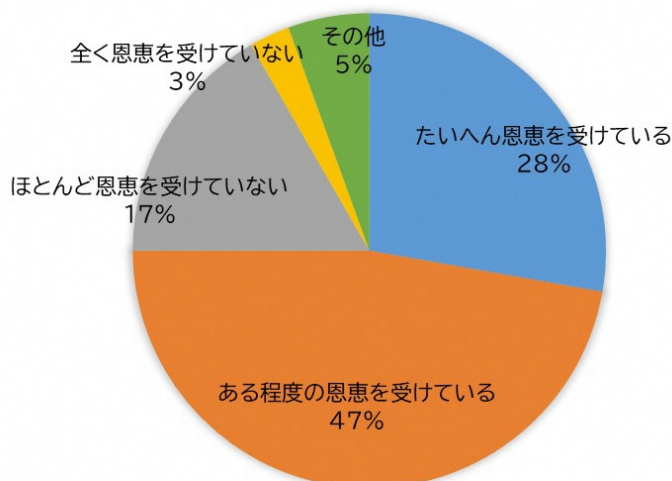
ISO1400、エコアクション 21 の他、グリーン経営認証、エコステージを採用している事業所もありました。

ISO14001	3
エコアクション 21	1
その他	4

問7. あなたの事業所の活動は遊佐町の豊かな環境の恩恵を受けていると思いますか

「たいへん恩恵を受けている」、「ある程度の恩恵を受けている」を合わせて75%となり、多くの事業所が町の自然環境の恩恵を感じているようです。

たいへん恩恵を受けている	10
ある程度の恩恵を受けている	17
ほとんど恩恵を受けていない	6
全く恩恵を受けていない	1
その他	2

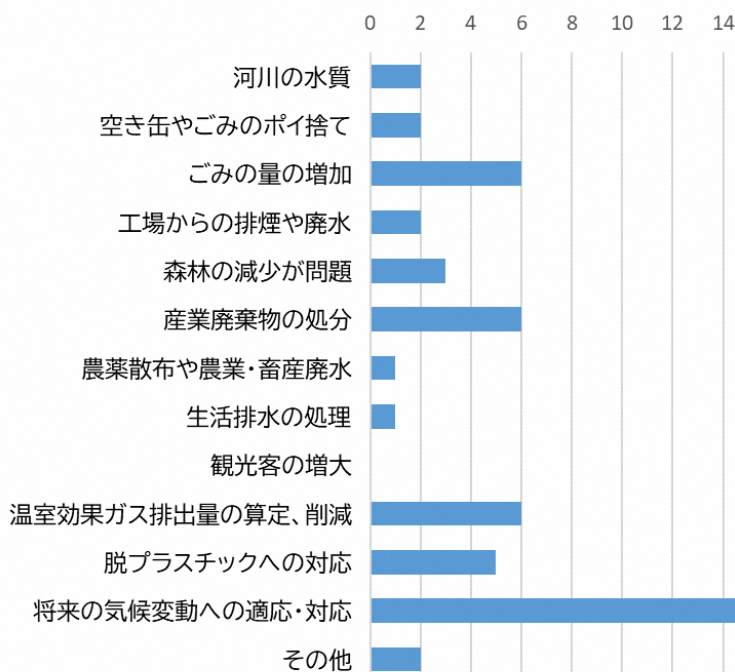


問8. あなたの事業所の活動をするにあたり、不安だと思ふことは何ですか。

突出して選択が多かったのは「将来の気候変動への適応・対応」です。

比較的多くの事業所が不安視していたのは「ごみの量の増加」「産業廃棄物の処分」「温室効果ガス排出量の算定、削減」「脱プラスチックへの対応」でした。事業所が抱える環境面での課題が、廃棄物と脱炭素であることがわかります。

河川の水質	2
空き缶やごみのポイ捨て	2
ごみの量の増加	6
工場からの排煙や廃水	2
森林の減少	3
産業廃棄物の処分	6
農薬散布や農業・畜産廃水	1
生活排水の処理	1
観光客の増大	0
温室効果ガス排出量の算定、削減	6
脱プラスチックへの対応	5
将来の気候変動への適応・対応	15
その他	2



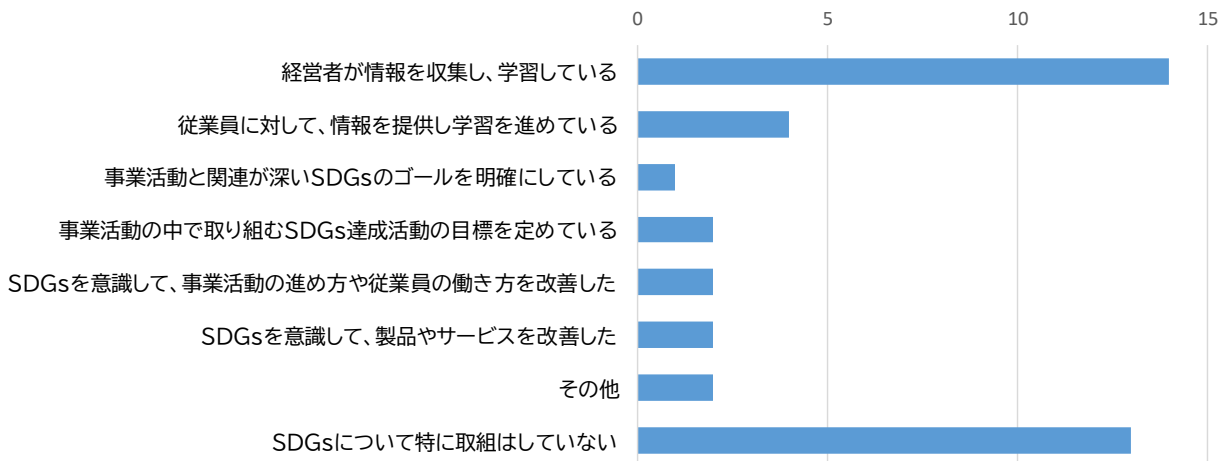
問9. SDGsについて、あなたの事業所ではどのような対応をしていますか。

38%の事業所が「経営者が情報を収集し、学習している」と回答しています。

数は少ないものの、「事業活動の中で取り組むSDGs達成活動の目標を定めている」「SDGsを意識して、事業活動の進め方や従業員の働き方を改善した」「SDGsを意識して、製品やサービスを改善した」と、事業活動の中で踏み込んだ実践をしている事業所も見られます。

一方で「SDGsについて特に取り組みはしていない」という事業所も少なくないようです。

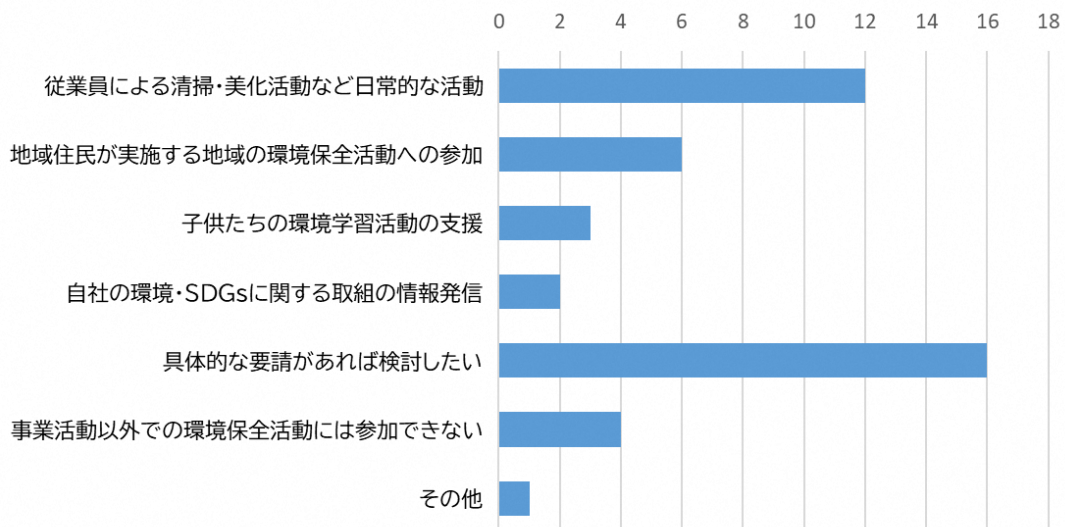
経営者が情報を収集し、学習している	14
従業員に対して、情報を提供し学習を進めている	4
事業活動と関連が深いSDGsのゴールを明確にしている	1
事業活動の中で取り組むSDGs達成活動の目標を定めている	2
SDGsを意識して、事業活動の進め方や従業員の働き方を改善した	2
SDGsを意識して、製品やサービスを改善した	2
その他	2
SDGsについて特に取り組みはしていない	13



問10. あなたの事業所では、どのような形であれば町の環境保全活動に参加していただけますか

半数近くの事業所が「具体的な要請があれば検討したい」と、前向きな姿勢を示しています。「従業員による清掃・美化活動など日常的な活動」を挙げた事業所も多く、事業活動と近いところでの活動も可能性がありそうです。

従業員による清掃・美化活動など日常的な活動	12
地域住民が実施する地域の環境保全活動への参加	6
子供たちの環境学習活動の支援	3
自社の環境・SDGsに関する取組の情報発信	2
具体的な要請があれば検討したい	16
事業活動以外での環境保全活動には参加できない	4
その他	1



問 1 1. あなたの事業所の活動のために必要な環境の情報は何ですか？自由にお書き下さい。

- ・ 社内では分別廃棄を行っているが、実際に廃棄しようとする可燃処理か埋め立て処理のいずれかとなっている。どういう形にすればリサイクルできるのか、或いは、ごみをリサイクルしてくれる業者が分かれば産業廃棄物量を減らせると思うので、そういった情報が欲しい
- ・ 環境保全に係る法律の把握、環境に配慮した機器及び資材の情報
- ・ 天気予報のより正確な情報
- ・ 将来、社会に最も日常的かつ経済的に一般に使用されるエネルギー源
- ・ 省エネルギー対策の情報
- ・ エネルギーや資源の削減目標や効率的な生産目標など
- ・ 地球温暖化を防ぐ
- ・ 森林・農地面積の増減
- ・ 大気中の放射線量
- ・ 積雪時の早急な除排雪での道路確保、豪雨時の路上冠水の処理
- ・ 町や町内の企業が行っている活動の情報
- ・ 何をすればいいか具体的に教えて欲しい

問 1 2. あなたの事業所の活動のために必要な環境施策は何ですか？自由にお書き下さい。

- ・ 道路施設の円滑に利用できる対策・処置
- ・ 地球温暖化を防ぐために、ごみの減量と分別をテーマにして、書類等（紙）をできるだけ少なくして、温室効果ガス削減に取り組みます
- ・ 節電やごみ拾いなどの費用がかからない活動もあるが、長く活動を行っていると、省エネ設備の導入や省エネ改修（遮熱塗装）など、費用がかかる活動が多くなる。こういうものに利用できる補助制度が充実されればありがたい
- ・ 社内教育の徹底（自らの作業、行動が環境に対してどのような影響があるか認識ができるよう環境教育の実施）
- ・ 電力や灯油などの削減目標をクリアする為の行動指針や、QC 活動や提案制度等の活用
- ・ 観光地のトイレ事情は重大なポイントです。農作業をする者にとっても現場のトイレ環境が整っているといないのでは、労働環境に大きな差が生じると思っております。現状ではあまりその点を重視していないのではないのでしょうか？
- ・ 農家が有機肥料を使い易くするための助成金支給
- ・ 燃料費高騰に対する支援
- ・ 環境対策への助成金及び減税、遊佐町で発電した再生エネルギーを安く購入できること
- ・ 工場内で使用する電力低減など
- ・ 温暖化対策、みどりの食料システム戦略

遊佐町の環境に関するアンケート【小中学生】 集計結果

0. アンケート概要

(1) 対象 町内全校の小学5・6年生、中学1年生 計261名

	蕨岡小	遊佐小	藤崎小	高瀬小	吹浦小	遊佐中
5年生	8	26	14	16	12	—
6年生	13	35	16	17	16	—
1年生	—	—	—	—	—	88

(2) 方法 学校にて直接配布・回答

(3) 期間 令和4年6月15日(発送)～7月1日(最終締め切り)

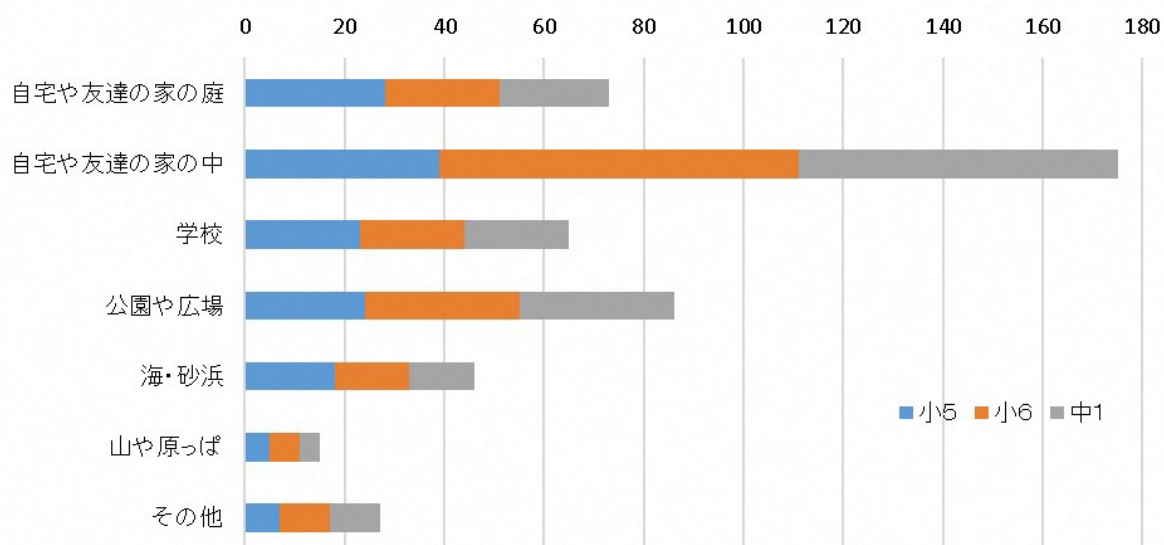
1. 集計結果

問1. あなたが好きな遊び場と遊びの内容を書いてください。(主な場所2か所まで)

最も多くが選択したのは「自宅や友達の家の中」でした。

「海・砂浜」や「山や原っぱ」といった自然の中で遊ぶ子どもは多くないようですが、「公園や広場」の選択は多く、外遊びを好む子どもは多いことがうかがえます。

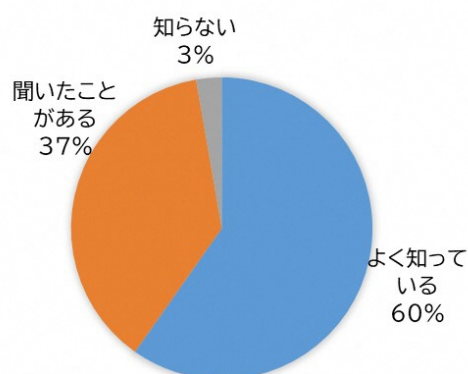
遊び場	回答数	主な遊びの内容
自宅や友達の家の中	175	ゲーム、動画視聴、絵を描く、読書、会話 等
自宅や友達の家の中	73	鬼ごっこ、サッカー・野球・バスケなどのスポーツ 等
学校	65	鬼ごっこ、サッカー・ドッジボールなどのスポーツ、会話 等
公園や広場	86	鬼ごっこ、サッカー・ドッジボールなどのスポーツ、遊具 等
海・砂浜	46	泳ぐ、魚釣り、水遊び、貝殻拾い 等
山や原っぱ	15	鬼ごっこ、虫取り、探検 等
その他	27	(場所) イオン、エルバ、わだ家、町民体育館 等



問2. 問2. あなたは「SDGs（エス ディー ジーズ）」という言葉を知っていますか。

「よく知っている」「聞いたことがある」を合わせると97%になり、ほとんどの子どもがSDGsを認知していることが分かります。

よく知っている	153
聞いたことがある	96
知らない	7

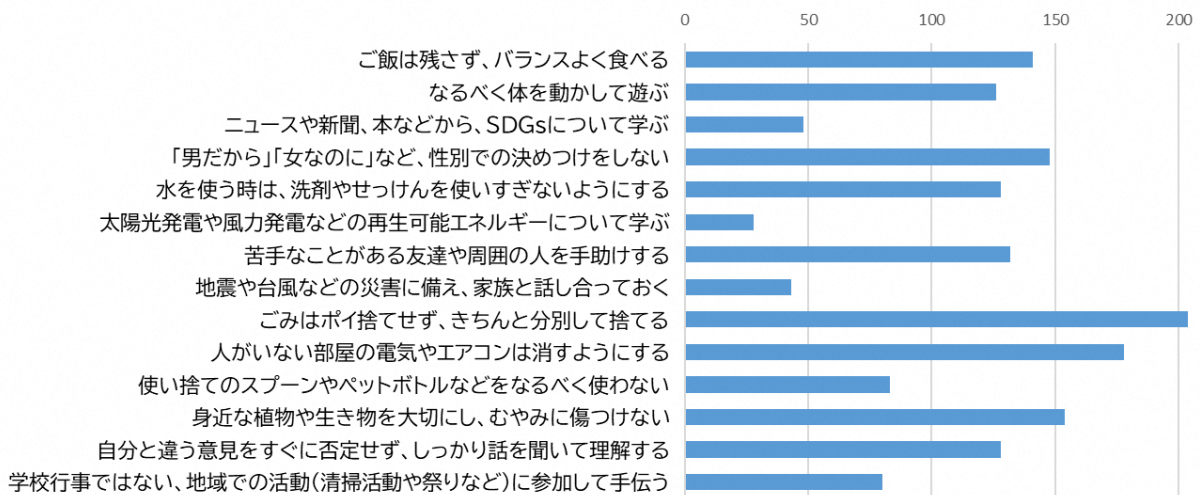


問3. あなたは、「SDGs」を意識して、日頃行っていることはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

SDGsの17ゴールに対応する、日常で実施できる行動をリスト化して設問にしました。

半数以上が選択したのは、「ごみはポイ捨てせず、きちんと分別して捨てる（ゴール12：生産と消費）」、「人がいない部屋の電気やエアコンは消すようにする（ゴール13：気候変動）」、「身近な植物や生き物を大切にし、むやみに傷つけない（ゴール14：陸上生態系）」、「男だから」「女なのに」など、性別での決めつけをしない（ゴール5：ジェンダー平等）」、「ご飯は残さず、バランスよく食べる（ゴール1：飢餓）」、「苦手なことがある友達や周囲の人を手助けする（ゴール10：平等）」でした。

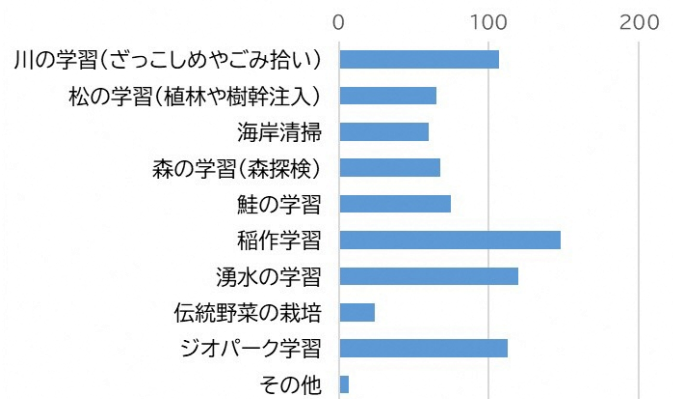
ご飯は残さず、バランスよく食べる	141
なるべく体を動かして遊ぶ	126
ニュースや新聞、本などから、SDGsについて学ぶ	48
「男だから」「女なのに」など、性別での決めつけをしない	148
水を使う時は、洗剤やせっけんを使いすぎないようにする	128
太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーについて学ぶ	28
苦手なことがある友達や周囲の人を手助けする	132
地震や台風などの災害に備え、家族と話し合っておく	43
ごみはポイ捨てせず、きちんと分別して捨てる	204
人がいない部屋の電気やエアコンは消すようにする	178
使い捨てのスプーンやペットボトルなどをなるべく使わない	83
身近な植物や生き物を大切にし、むやみに傷つけない	154
自分と違う意見をすぐに否定せず、しっかり話を聞いて理解する	128
学校行事ではない、地域での活動（清掃活動や祭りなど）に参加して手伝う	80



問4. これまでに、あなたが学校で学んだり、活動したりした環境に関する授業や行事の中で、楽しかったことや思い出深いことは何ですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

最も多くが選択したのは「稲作学習」でした。「湧水の学習」「ジオパーク学習」「川の学習」も印象に残っている子どもが多いようです。

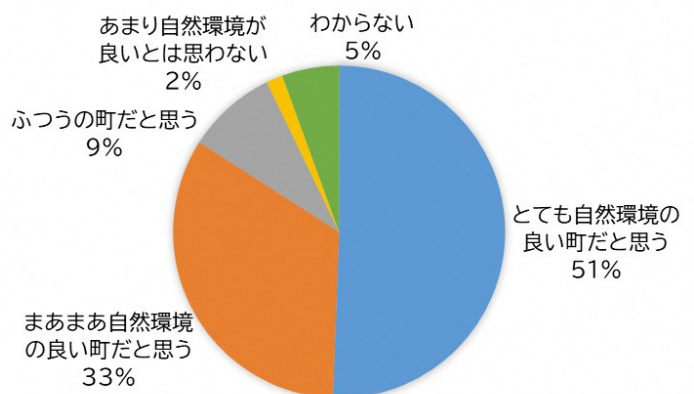
川の学習（ざっこしめやごみ拾い）	107
松の学習（植林や樹幹注入）	65
海岸清掃	60
森の学習（森探検）	68
鮭の学習	75
稲作学習	148
湧水の学習	120
伝統野菜の栽培	24
ジオパーク学習	113
その他	7



問5. あなたは遊佐町の自然環境についてどう思いますか。

最も多くが選択したのは「とても自然環境の良い町だと思う」であり、「まあまあ自然環境の良い町だと思う」とあわせると84%が町の自然環境に高い評価をしていることが分かります。

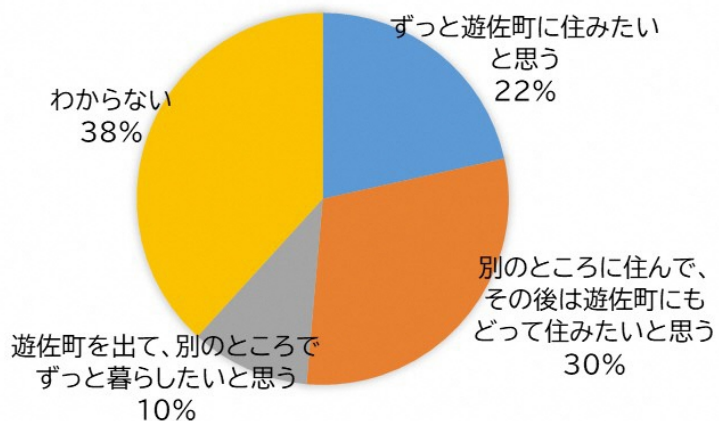
とても自然環境の良い町だと思う	127
まあまあ自然環境の良い町だと思う	84
ふつうの町だと思う	22
あまり自然環境が良いとは思わない	4
自然環境が悪いと思う	0
わからない	14



問6. 大人になっても、遊佐町に住みたいと思いますか。

最も多くが選択したのは「別のところに住んで、その後は遊佐町にもどって住みたいと思う」であり、次いで「ずっと遊佐町に住みたいと思う」でした。これらを合わせると、約半数の子どもが大人になっても遊佐町に住みたい意向を有していることが分かります。

ずっと遊佐町に住みたいと思う	54
別のところに住んで、その後は遊佐町にもどって住みたいと思う	75
遊佐町を出て、別のところでずっと暮らしたいと思う	26
わからない	96



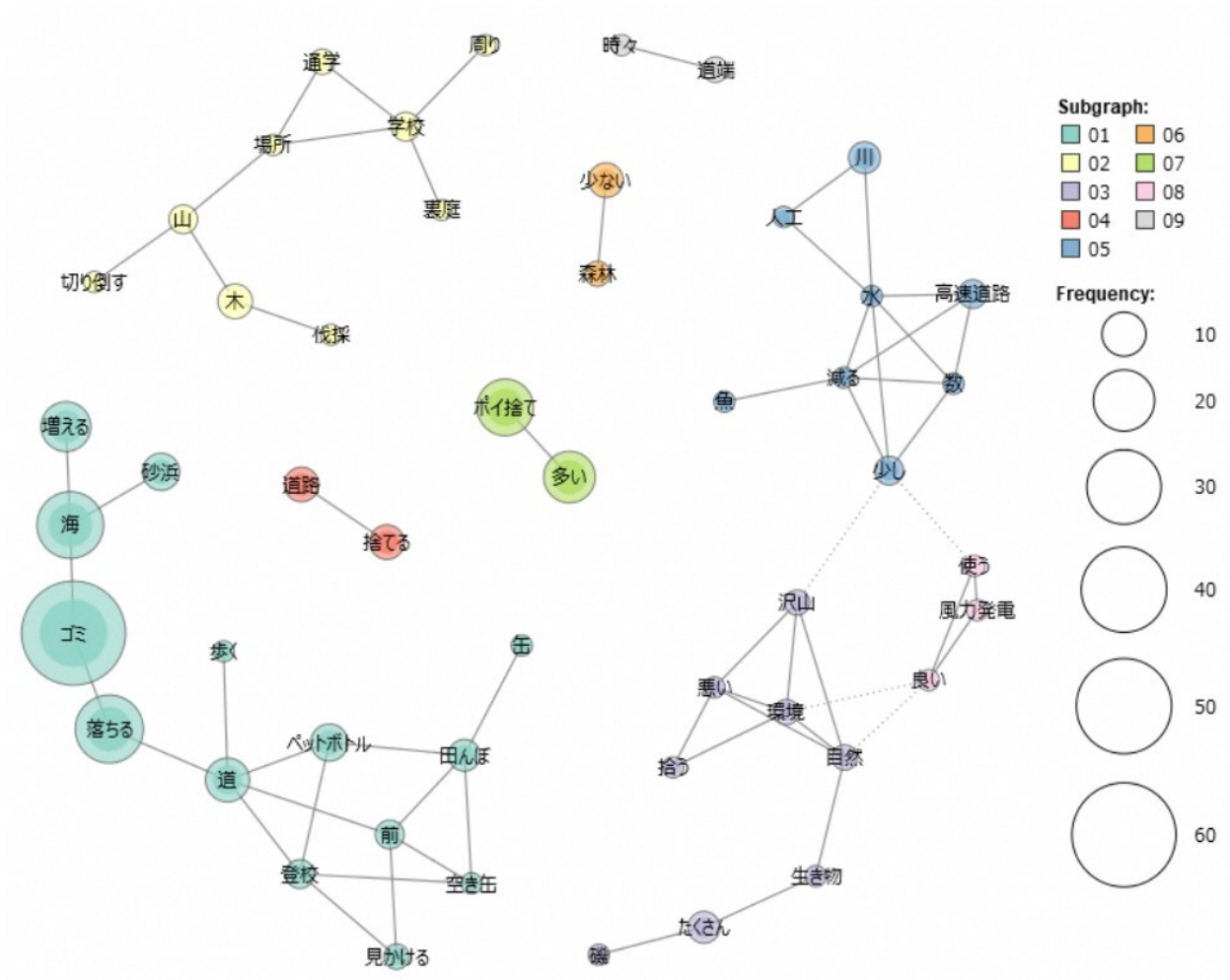
問7. 以前より自然環境が悪くなっていると思ったことはありますか。それは、どんなこと（または場所）ですか。

テキストマイニングツール（KH Coder）を利用して、記入された内容に含まれる場所（語）の共起構造（一緒に使われている語の関係）を可視化しました。

多くの言及があったのが「ゴミ」「海」「海岸」「道」「田んぼ」などのグループで、海岸にゴミが増えていること、道路沿いや田んぼへのポイ捨てを指摘する意見が多くありました。

「木」「伐採」「山」などのグループは、森林などの木が伐採され少なくなっていることに触れたものです。

その他、「高速道路（高速道路ができた）」、「風力発電（風力発電のために土地を使うのは良くない、洋上風力発電には反対）」などの意見がありました。

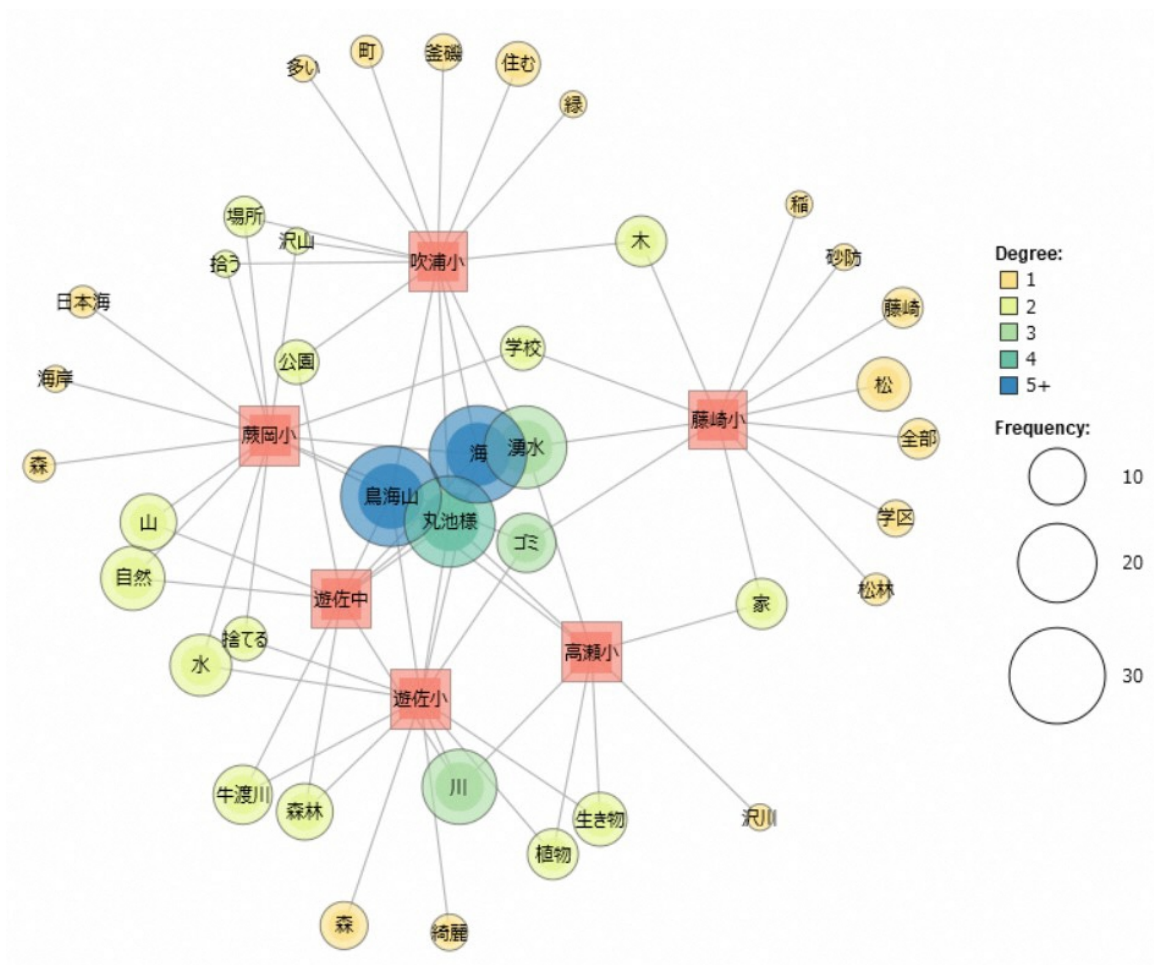
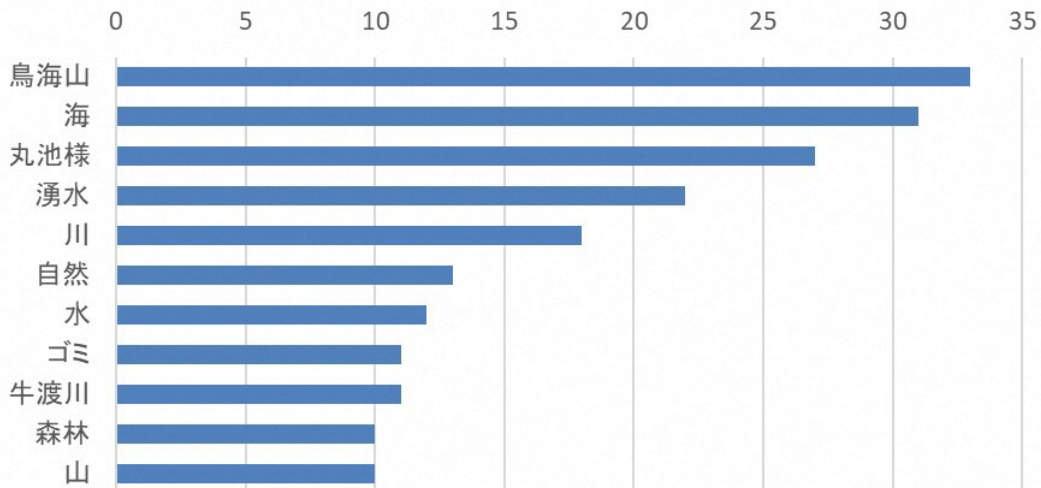


問8. 身のまわりの自然の中でこれからもあなたが大切にしたいと思うことや場所がありますか。

テキストマイニングツール (KH Coder) を利用して、記入された内容に含まれる場所 (語) を抽出してカウントし、上位 10 語をグラフ化しました。

最も多く記入されたのは「鳥海山」であり、次いで「海」「丸池様」「湧水 (湧き水)」でした。

学校ごとに記述内容を見ると、「鳥海山」「海」「丸池様」「湧水」はどの学校からも多くの記述がありました。「牛渡川」は遊佐小と遊佐中のみ、「釜磯」は吹浦小のみ、「松」「松林」は藤崎小のみと、地域特性や学習活動との関連がうかがえる語も挙がっていました。



問9. 遊佐町の環境について、あなたが感じていることがあれば、自由に書いてください。

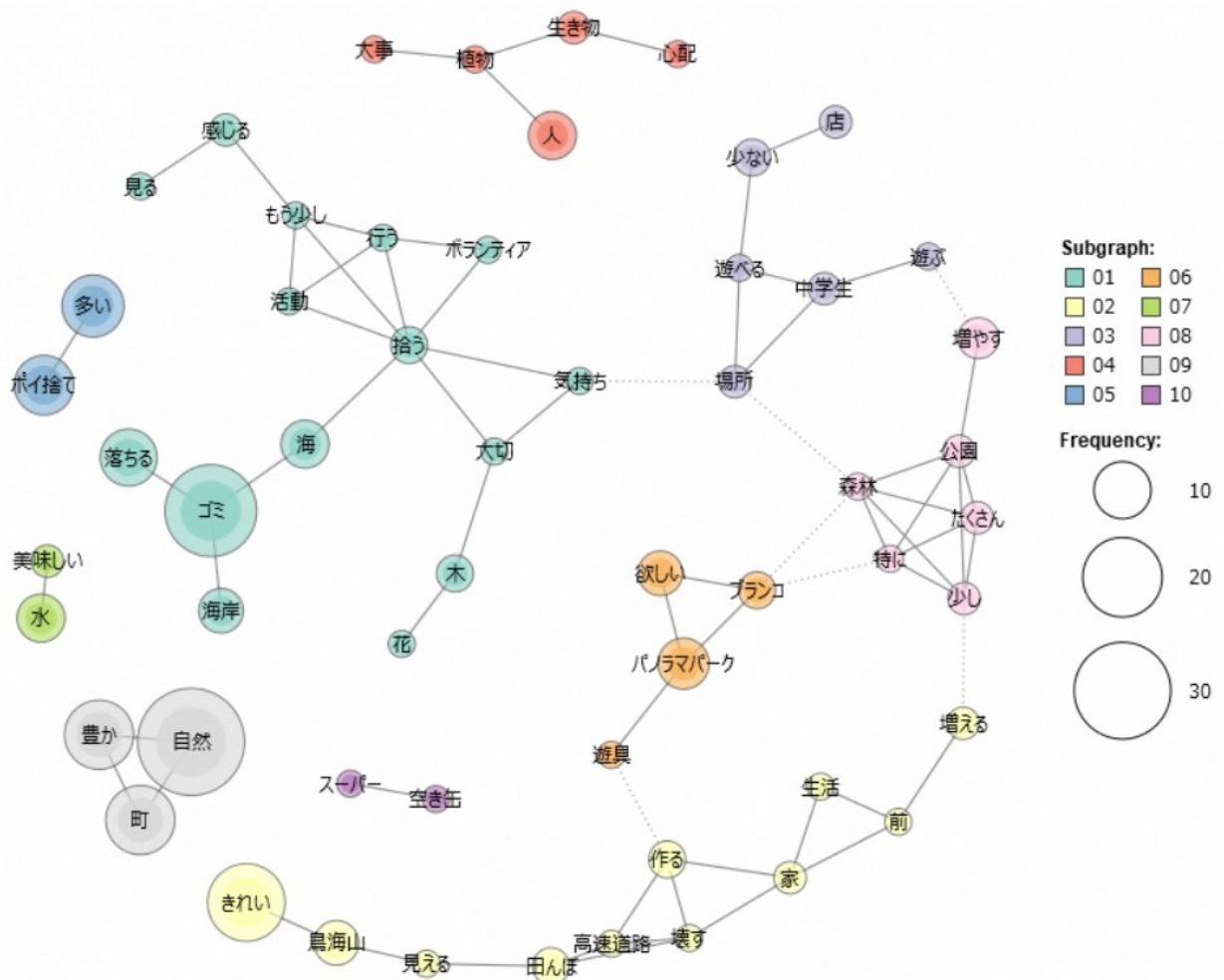
テキストマイニングツール (KH Coder) を利用して、記入された内容に含まれる場所 (語) の共起構造 (一緒に使われている語の関係) を可視化しました。

多くの記述があったのは「自然」「豊か」「町」のグループで、自然が豊かである状態に満足し、維持してほしいという意見が多くありました。

鳥海山がきれいに見える景色が良いとの意見 (「鳥海山」「きれい」等) や、水や米がおいしい、湧水がきれい (「水」「美味しい」) といった意見も多くありました。

一方で「ゴミ」「海」「海岸」や「ポイ捨て」「多い」のグループにあるように、海岸漂着ごみやポイ捨てへの問題意識も多く挙げられました。ごみの問題に関しては、ごみ拾いの活動を増やしたほうが良い、ボランティア活動に参加したいという意見も書かれていました。

また、中学生が遊べる場所が少ない (「中学生」「場所」等)、パノラマパークにブランコなどの遊具を増やしてほしい (「パノラマパーク」「ブランコ」等) など、子どもの過ごし方に関する意見も寄せられました。



シンボル指標の設定・計算方法

【持続可能な地域づくりを担う人材育成】

(1) 小・中学校におけるESD活動の実施数

○設定の考え方：

温暖化や自然破壊などの地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって極めて重要な課題となっている。これからの未来を担う子ども達においては、SDGsの概念を理解し、当り前のものとして、自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組んでいく必要がある。本町では、その下地作りとして、学校におけるESD活動を評価し報奨を出す仕組み（小中学校エコ・チャレンジ事業）を運用している。ESD活動の実施数が増加したことを持って、子どもたちの理解と、意欲が促進されたものとする。

○計算方法：

各小中学校から提出された「遊佐町小中学校エコ・チャレンジ事業実績報告書」から、「取り組み事業の判定基準」にある、ESD活動の「具体的な取り組み」にあたる活動を拾い上げ、積算する。

※ここで言う「ESD活動」として取り上げるものは、授業として取り組んだものに限定しており、節水・節電等の普段の省エネ活動等は含まれていない。ESDの本来の意味から言えば、省エネ活動等の取り組みもESDに含まれるものであると言えるが、本町では、子どもたちの地元愛を育むため、地域色のある体験授業（小川の生態調査、稲刈り等）をこれからも継続してもらいたいという意図があり、敢えて分けて評価している。

○現況値：令和2（2020）年度 ESD活動実績件数 1校あたり平均2.17件※

○目標値：令和8（2026）年度 ESD活動目標件数 1校あたり平均5件

※令和5年度に小学校統合により、報告件数が大幅に減少するため、1校あたりの平均活動数での評価とした。

(2) 環境保全活動・体験学習への参加者数

○設定の考え方：

環境学習・体験活動の機会が多く、参加者数が多くなるほど、環境保全活動を実践する住民の育成に繋がると考える。また、対象活動には、行政が主催の行事以外にも、町内で活動する団体が実施するものも対象としている。現状では、行政が連携していない活動の参加人数を正確に把握することはできていないが、今後、研修事業の受講者や、各種支援制度の利用者等から情報提供を受け、把握できる範囲を拡大していく。

○計算方法：

行政が主催・共催する環境保全活動や体験学習としては、以下の事業を想定する。

事業名	対象	令和2年度参加者人数
環境研修会（エコすまいる・ゆぎ主催）	全世代	0人 ※中止
石けんづくり教室	親子	47人
海岸ボランティア清掃（町の補助を利用しているものに限る）	全世代	171人
環境関連出前講座	全世代	29人
全町美化運動	全世代	4,964人

※全町美化運動は、各世帯から1名の参加を呼び掛けている清掃であるため、6月末日の住民基本台帳の世帯数を使用している

○現況値 上記表の合計 = 5,211人

○目標値 5,700人

【自然共生社会】

（1）緑地率（樹林地・農地）

○設定の考え方：

生物の生息・生育空間として、「まとまりのある緑」の面積を保持することが必要。

現在の状況から拡大することは現実的ではないが、維持していくことを目指して土地所有者へ働きかけていく。

○計算方法：

町民課課税係の「固定資産概要調書」より、「田」「畑」「山林」における「非課税地積」と「評価総地積」の合計面積が、町内行政面積に占める割合。

○現況値

令和2（2020）年1月1日時点（遊佐町・固定資産概要調書）

{田（非課税）25,974 m² + 田（評価）31,992,103 m²

+ 畑（非課税）9,365 m² + 畑（評価）10,324,397 m²

+ 山林（非課税）290,698 m² + 山林（評価）33,338,442 m²}

／ {町内（非課税）118,555,078 m² + 町内（評価）89,834,922 m²}

= 36.5%

○目標値 現状維持

(2) ボランティア清掃の実施件数

○設定の考え方：

遊佐町では事前申請のあったボランティア清掃に対し、清掃用具の提供と回収ゴミの処分という形で支援している。ボランティア清掃の実施件数を増やすことは、直接的に町の環境保全に繋がる。

○計算方法：

海岸清掃において清掃用具の提供と処分支援を行った実績は、「海岸清掃ボランティア参加者実績」として履歴管理している。

陸域の清掃については、町が集落に呼びかけ実施している「全町美化運動」や「ツデーマーチ前美化運動」、「春の一斉清掃」における参加集落数を実績としてカウントしている。

○現況値（令和2（2020）年度の実績として）

海岸清掃ボランティア実績 9件（実施件数）

+全町美化運動 109件（全集落数）

+ツデーマーチ前美化運動 5件 ※一斉清掃としては中止（参加集落数）

+春の一斉清掃 12件（参加集落数）

= 135件

○目標値（令和8（2026）年度目標件数） 150件

【脱炭素社会】

(1) 公共施設におけるCO₂排出量

○設定の考え方：

町内におけるCO₂排出量の削減を目的とするなか、「遊佐町」も町内の一事業者であることには変わりはない。町内の民間事業所のモデルケースとして、まずは町が率先してCO₂排出量実質ゼロに向けた数値の把握や取り組みを進める必要がある。

○計算方法：

毎年度、エコプラ推進会議資料における報告資料として、公共施設におけるエネルギー調査と公用車の燃費調査を実施している。6月の前年度確定調査時のエネルギー調査結果

（電気・水道・ガス・灯油の使用量）と、環境省が7月ごろに公表する前年度のCO₂排出係数を掛けあわせる。（※電気事業者の係数のみ毎年更新）

○現況値 令和2（2020）年度公共施設CO₂排出量 1.3千t

○目標値 令和8（2026）年度公共施設CO₂排出量 1.0千t

(2) 町内におけるCO₂排出量

○設定の考え方：

2050年ゼロカーボンニュートラルに向けて、少なくとも国の地球温暖化対策計画が定めている2030年度のCO₂排出目標の水準を達成する必要がある。

○計算方法：

環境省が全国統一の手法で推計し公表している部門別CO₂排出量（標準的手法：全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法）を現況値として設定する。

地球温暖化対策計画（国）による部門別削減率から2030年度の目標を設定し、毎年均等に削減した場合の令和8（2026）年度時点の排出量を目標値とする。

現況値に2030年部門別排出量から設定した削減率を乗じて求めた、部門別CO₂排出量は次の通り。

部門	現況値 【令和元（2019）年度】	削減率 （令和元年度比）	2030年度排出量
産業部門	14千t-CO ₂	25%	3t-CO ₂
業務部門	11千t-CO ₂	40%	5t-CO ₂
家庭部門	21千t-CO ₂	56%	12t-CO ₂
運輸部門	32千t-CO ₂	29%	9t-CO ₂
廃棄物処理	2千t-CO ₂		2t-CO ₂
合計	80千t-CO ₂		31千t-CO ₂

※「廃棄物処理」は地球温暖化対策計画（国）による目標設定がないため、現状維持を目標とする。

○現況値 令和元（2019）年度温室効果ガス排出量 80千t-CO₂

○目標値

令和2（2020）年度から2030年度までの11年間で均等に削減すると仮定すると、1年あたりの削減量は約4.4千t-CO₂となる。

$$\begin{aligned} &80 \text{ 千 t-CO}_2 - (4.4 \text{ 千 t-CO}_2 \times 7 \text{ 年}) \\ &= \underline{49 \text{ 千 t-CO}_2} \end{aligned}$$

【循環型社会】

(1) ごみ総排出量

○設定の考え方：

「遊佐町ごみ処理基本計画」との整合性を取り、同一の目標値を設定する。

○計算方法：

「遊佐町ごみ処理基本計画」の「3. ごみ減量・資源化の目標 (3) リサイクル率 (%)」の「ごみ総排出量」より参照。令和2年度のごみ排出量を現況値として設定する。

○現況値 4,189 t (ごみ処理基本計画・令和2 (2020) 年度実績値)

○目標値 3,632 t (ごみ処理基本計画・令和8 (2026) 年度目標値)

(2) リサイクル率

○設定の考え方：

「遊佐町ごみ処理基本計画」との整合性を取り、同一の目標値を設定する。

○計算方法：

「遊佐町ごみ処理基本計画」の「3. ごみ減量・資源化の目標 (3) リサイクル率 (%)」の「リサイクル率」より参照。令和2 (2020) 年度のリサイクル率を現況値として設定する。

○現況値 18.1% (ごみ処理基本計画・令和2 (2020) 年度実績値)

○目標値 21.0% (ごみ処理基本計画・令和8 (2026) 年度目標値)

【生活環境】

(1) 公害苦情の報告件数

○設定の考え方：

公害苦情の報告件数が無いこと≡公害のない安全な町とは必ずしも言えないが、国の公害等調整委員会や県の公害審査委員会にかかる可能性があるような重大な公害が発生していないという点において一定の基準となりえると考えらる。

○計算方法：

毎年、調査を実施している「公害苦情調査エクセル」より、その年の報告件数を確認する。

○現況値 0件

○目標値 現状維持

(2) 気候変動適応策の取り組み数

○設定の考え方：

気候変動の悪影響を抑止するためには、CO₂排出量を削減する「緩和」策が最も重要な課題となるが、その結果が現れるまでには非常に長い時間を要する。最大限の削減努力を行った場合でも、過去に排出されたCO₂による気候変動は避けることができない。そのため、気候変動による被害を最小限に抑えるための「適応」策の取り組みが、今後ますます重要となってくる。本町では、適応策に関する知識を蓄えると共に、事業化し、町民への周知と浸透を図っていく。

○計算方法：

気候変動適応策として取り組んでいる事業件数及び、適応策に関する広報や研修を行った件数を積算する。

○現況値 1件（緑のカーテン事業）

○目標値 5件

用語解説一覧

【あ行】

- ・ 一般廃棄物
- ・ イバラトミヨ
- ・ エコアクションプラン
- ・ エコドライブ
- ・ エネルギー基本計画
- ・ エネルギーミックス
- ・ 温室効果ガス
- ・ 奥の細道鳥海ツーデーマーチ

【か行】

- ・ 海岸漂着物
- ・ 海洋プラスチック
- ・ 合併処理浄化槽
- ・ 環境基準
- ・ 環境推進員
- ・ 環境保全型農業（循環型農業）
- ・ 環境マネジメントシステム
- ・ カーボンニュートラル
- ・ 気候変動
- ・ 共存の森
- ・ グリーンカーテン
- ・ グリーン・ツーリズム
- ・ 公害
- ・ ごみ処理基本計画

【さ行】

- ・ 再生可能エネルギー（再エネ）
- ・ 里の名水・やまがた百選
- ・ サーキュラーエコノミー
- ・ ジオパーク
- ・ 循環型社会
- ・ 省エネルギー（省エネ）
- ・ 小中学校エコチャレンジ事業
- ・ 庄内地区不法投棄防止対策協議会
- ・ 新型コロナウイルス（COVID-19）
- ・ 水源涵養
- ・ 生物多様性
- ・ ゼロカーボンシティ宣言

【た行】

- ・ 脱炭素社会
- ・ 地域循環共生圏
- ・ 地球温暖化
- ・ 地産地消
- ・ 適応

【な行】

- ・ ネイチャーポジティブ

【は行】

- ・ バイオマス
- ・ ハッチョウトンボ
- ・ 不法投棄監視人
- ・ フードドライブ

【ま行】

- ・ 松くい虫
- ・ 水循環保全条例
- ・ モニタリング

【や行】

- ・ 遊佐パーキングエリアタウン

【ら行】

- ・ リサイクル

【アルファベット】

- ・ E S D
- ・ E V
- ・ L A S - E
- ・ O E C M
- ・ S D G s
- ・ Z E B

【数字】

- ・ 3 R + Renewable

【あ行】

・一般廃棄物

産業廃棄物以外の家庭などから発生するごみやし尿などの廃棄物をいう。一般廃棄物の処理は、市町村長が処理計画を定めて実施する。

・イバラトミヨ

トゲウオ目トゲウオ科トミヨ属に属する淡水魚で、成魚で体長は 5、6cm 前後。氷河時代からの生き残りといわれ、年間を通して水温が 10～15℃前後で安定した清らかな沼や川にしか住むことができない。繁殖期になると水草を用いてゴルフボール状の巣をつくり、子どもが卵からふ化、巣立つまでの育児を行うのが特徴。本県の東根市、天童市に生息しているイバラトミヨ特殊型は、イバラトミヨの中で最も古く分化した種であり、世界でも稀少な淡水魚と言われている。

・エコアクションプラン

遊佐町におけるエコオフィスプラン、環境物品等の調達に関する基本方針、温室効果ガス排出抑制実行計画をまとめた計画。

●エコオフィスプラン（率先実行計画）

町が行う事務事業において、環境負荷の低減を図るとともに、事務所としての町が率先して実行することにより、町民及び事業者の環境配慮行動を促進することを目的に策定された計画。

●環境物品等の調達の推進に関する基本方針

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第 10 条により、地方公共団体は環境物品等の調達を図るための方針を作成し、それに基づいて調達を推進するよう努力義務が課せられている。これに基づき、遊佐町版として策定した、調達に関する基本方針。

●温室効果ガス排出抑制実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」第 20 条の 3 により、市町村にも策定が義務付けられている、温室効果ガスの排出量を公表すると共に、排出抑制に向けた目標・取り組みをまとめた実行計画。

・エコドライブ

自動車からの排出ガスを抑制し、燃費を向上させるため、自動車の運転時に、加速・減速をゆるやかにすること、エアコンを控えめにすること、不要な荷物を積まないことなどをいう。警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省からなるエコドライブ普及連絡会を発足させ、アクションプランやエコドライブ 10 のすすめの策定などを行っている。

・エネルギー基本計画

遊佐町新総合発展計画における町の将来像「安心とぬくもり 生きる喜び しあわせ空間 ゆぎの創造」のもとに、町民すべての生活に不可欠な「エネルギー」の方向から施策の展開を図るための基本理念と、それを実現するための施策の展開。現計画の計画年度は、平成 26（2014）～令和 5（2023）年度となっており、令和 5（2023）年度中に次期計画を策定予定。

・エネルギーミックス

火力、原子力、再生可能エネルギーなど、様々な方法を組み合わせて発電すること。また、その構成割合のこと。それぞれの発電方法には、長所と短所があるため、1つのエネルギーに依存することは大きなリスクとなる。社会情勢や環境情勢に応じて、安定した電気供給ができるように、発電方法別の電気の構成比を考えていく必要がある。

・温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のことで、略称はGHG (Greenhouse Gas)。「地球温暖化対策推進法」では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、代替フロン等3ガス [ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)] の6つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

・奥の細道 鳥海ツーデーマーチ

遊佐町、日本ウォーキング協会らが主催する、遊佐町の自然を楽しみながら、仲間との交流と健康づくりを進めるウォーキングフェスティバル。日本マーチングリーグ (JML) を始めとした様々なウォーキング団体の公式大会に認定されている。イベントは毎年、9月の第一土曜・日曜の2日間 (Two day) に開催されており、当日は県内外から多くのウォーカーが遊佐町を来訪する。

【か行】

・海岸漂着物

海流、潮流、風、波などによって海辺に打ち上げられた漂着物のこと。

・海洋プラスチック (問題)

海洋を漂うプラスチックごみのこと。海洋に流れ出るプラスチックは、年間約800万トンと言われており、また、その分解されにくく長持ちする性質から、長期間海洋に残り続ける。この海洋プラスチックを海の生き物が食べ、さらにそれを人間が食べることで、海の生態系を破壊するだけでなく、周りめぐって人体にも影響があるのではないかと問題視されている。

・合併処理浄化槽

し尿と台所、風呂、洗濯など生活雑排水を合わせて処理する浄化槽で、公共下水道と同等の処理能力を有している。このため、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を設置している家庭にくらべ、排出される汚れの量は8分の1に削減されるため、生活排水浄化対策の有効な手段であり、今後の普及が望まれている。

・環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法(1993)の第 16 条に基づき定められている基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法(1999)を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

・環境推進員

町が行う環境保全施策の円滑な運営を図るとともに、住民の環境への負荷低減思想の向上と地域の良好な生活環境の保全を図るため、原則各集落より 1 名が選任され活動している。集落のゴミステーションの管理や、町で行う環境イベントへの協力、集落で行う清掃活動の指揮等を行っている。

・環境保全型農業

生産性や品質の維持・向上を図りながら、土づくり等を通して、化学肥料・農薬の使用等による環境への負荷の低減に配慮した農業のこと。有機農法もその一つに位置づけされている。

・環境マネジメントシステム

事業者が自ら環境保全の取り組みの効果と成果を自主的に評価し、その結果に基づいて新しい目標に取り組んでいこうという自立的なシステムのこと。代表的なものに、I S O 14001、エコアクション 21 等がある。遊佐町では地方自治体における環境行動を評価する L A S - E (環境自治体スタンダード) に取り組んでいる。

・カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

・気候変動

気温および気象パターンの長期的な変化のこと。これらの変化は太陽周期の変化によるものなど、自然減少の場合もあるが、1800 年代以降は人間の生産活動が気候変動を引き起こしていると考えられている。気候変動を引き起こす原因は、化石燃料(石炭、石油、ガスなど)の燃焼により発生する温室効果ガスであり、その排出量を抑止し、実質ゼロにする取り組み(カーボンニュートラル)が各国に求められている。

・共存の森

岩石採取跡地を町が買い上げ、「共存の森」と名付け、生活クラブ生協・遊佐町民共同による水源涵養林として育成・保全活動に取り組んでいる。森林の再生を図ると同時に、学生や町民の林業体験の場として活用している。

・グリーンカーテン

つるのある植物を建物の窓際等に植え、カーテンのように日光を遮り室温の上昇を抑える。省エネルギー、ヒートアイランド現象の緩和のほか、環境教育等の効果がある。

・グリーン・ツーリズム

農山漁村地域に滞在し、その地域の自然や文化、地域の人々との交流を楽しむ余暇活動のこと。旅行者自身の楽しみだけでなく、都市と農山漁村の交流や、地域振興を図ることを目指している。

・公害

環境基本法第2条第3項で定義されている。事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭（以上を典型7公害という。）という現象をとりあげ、これらによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義している。

・ごみ処理基本計画

平成12年「循環型社会形成推進基本法」が制定され、天然資源の消費を抑制し、環境への負担ができる限り低減される、形成すべき「循環型社会」の姿が明確に提示された。

そうした国の動向を踏まえて、中期的視点のもとにごみ処理に対する基本的な方針・目標・施策等を定め、豊かな自然環境の保全と、快適な住居環境づくりを目的に、町の計画的なごみ処理の推進を図り、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めている。

【さ行】

・再生可能エネルギー（再エネ）

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス(持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーをいう。

これに対し、いわゆる新エネルギーは、太陽光や太陽熱、風力、中小水力、バイオマス等をいい、再生可能エネルギーのうち大規模水力や空気熱、地中熱等は除かれる。

・里の名水・やまがた百選

県内における優れた湧水等を広く県内外に紹介し、活用と保全を図っていくために、山形県が認定している。「良好な水質と水量を有すること」、「地域住民等による保全活動が行われていること」に加え、親水性と利活用、自然景観などの項目を設け、高い評価を得た湧水の中から選定している。遊佐町内から、「胴腹滝」、「丸池様」など12か所が選定（令和3年度末現在）されている。

・サーキュラーエコノミー

循環経済。従来の3Rに加え、資源の投入量・消費量を極力抑え、製品や素材を長く流通させることで、廃棄をせず資源を使い切るような経済モデルのこと。ごみを出さないように製品・サービスを設計すること、消費された後には再資源化することを前提としている。例えば、自動車はカーシェアリングで利用することで生産量（資源の投入量）を減らし、メンテナンスして長く使う、使用後はパーツごとに資源化し次の製品や別の製品の原料とする、といった流れなどが考えられる。

・ジオパーク

地質学的に重要性な地点や景観で、保護・教育・持続可能な開発が一体となった概念によって管理されたエリアのこと。「鳥海山・飛鳥ジオパーク」が2016年9月に日本ジオパークに認定されている。

・循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。従来の「大量生産・大量消費、大量廃棄型社会」に代わり、今後めざすべき社会像として、2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。同法は循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分するの3つを提示している。

・省エネルギー（省エネ）

同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られるようにすること。エネルギー供給量の最小化を図ることであり、そのためにはエネルギー需要量を最小化するか、エネルギーの変換効率や搬送効率を向上させるなどのアプローチがある。

・小中学校エコチャレンジ事業

町内小中学校における省エネ推進の取り組みの一環。学校活動における省エネや環境保全の取り組みを評価し、一定の成果が認められた場合、教育活動に活用できる報奨金を支払う活動。

・庄内地区不法投棄防止対策協議会

廃棄物の不法投棄防止対策の推進を目的とし、庄内総合支庁、各市町、(一社)山形県産業資源循環協会、地区衛生組織、県建設業協会、警察署等で構成される組織。事務局は庄内総合支庁環境課。主に、廃棄物不法投棄防止の啓発、監視活動、調査、原状回復作業等の活動を行っている。

・新型コロナウイルス（COVID-19）

ウイルス性感染症の一種。2019年中国武漢市で発見され、全世界に感染拡大した。

・水源涵養

降雨を地表や地中に一時的に蓄えるとともに、地下に浸透させ、降雨が河川などに直接流入するのを調節し、下流における水質源の保全や洪水の防止、地下水の涵養等を維持・増進する自然の働きのこと。

・生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間に見られる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。一般には、

- ・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
 - ・様々な生物種が存在する＝種の多様性
 - ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝子的多様性
- という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

・ゼロカーボンシティ宣言

地方自治体による2050年に二酸化炭素（温室効果ガス）排出量を実質ゼロにすることを旨とする宣言。

【た行】

・脱炭素社会

カーボンニュートラルを実現した社会のこと。2018年のIPCCの1.5°C特別報告書によれば、産業革命以降の気温上昇幅を1.5°C以内に抑えるためには、地球全体で2050年までにカーボンニュートラルを実現しなければならないことが明らかになっている。

・地域循環共生圏

エネルギーや食を地産地消しながら、地域の中で資源が循環する「自立・分散型」の社会を作り、地域同士が互いに資源を補完しながら支え合うという考え方。都市部と農山漁村部はそれぞれが独立した社会を構成しながら、それぞれに足りないもの（都市部は食料・水・自然エネルギーなど、農山漁村は、資金・人材など）を補い合う。

・地球温暖化

地球規模の環境問題の一つで、二酸化炭素などにより地球の気温が上昇してしまう現象をいう。地球の表面は、太陽からの日光を受け止めて暖まり、その熱を大気中に逃している。この熱は、大気を通過し、宇宙空間へ出ていくことから熱の均衡がとれ、地表の温度は一定に保たれているが、大気中の二酸化炭素はこの熱を吸収してしまう効果がある。このまま二酸化炭素が増加すると、21世紀までには平均気温が現在より約2°C上昇すると予測されており、急激な温度上昇は、異常気象・海面上昇等のさまざまな異変を引き起こすと言われている。

・地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。近年では、食品に対する安全・安心志向の高まりや食料輸送等による環境負荷の軽減（フードマイレージの低減）などの面で注目され、伝統的な農産物や食文化の復権といった意味合いで用いられる場合もある。

・適応

地球温暖化の影響による変化への対応策のこと。人間社会のシステムにおいて、地球温暖化による被害を緩和したり、回避したり、有益な機会を活かそうとすること。地球温暖化の影響を抑えるには、温室効果ガスの排出を抑える等による「緩和」が最も重要な対策であるが、最大限努力を行っても、既に排出されたものがある以上、ある程度の気候変動は避けることができない。気候変動による悪影響を最小限に抑えるために「適応」は不可欠であると考えられている。

適応策の例： 熱中症予防に水分を細かくとる。

災害に備えて食料の備蓄をしておく。

高温でも育つ品種を開発する。 など

【な行】

・ネイチャーポジティブ

生物多様性の毀損に歯止めをかけ、自然をプラスに増やしていくこと。その考え。

【は行】

・バイオマス

木材、下水汚泥、生ごみなどの生物資源を原料としたエネルギー資源及び工業原料などの総称で、平成 14 年 1 月、新たに「新エネルギー」として位置づけられた。バイオマスを燃焼して発生する二酸化炭素は植物の成長過程で取り入れられたものであり、大気中の二酸化炭素の増減には影響を与えないという「カーボンニュートラル」の特性を有し、地球温暖化対策上も注目されている。平成 14 年 12 月には、「バイオマス・ニッポン総合戦略」が策定され、政府として本格的な利活用に積極的に取り組むこととされた。

・ハッチョウトンボ

日本一小さなトンボとして知られており、世界的にも最小の部類に属するトンボ。遊佐町においては、町の天然記念物に指定しており、その生息地は保全のために立ち入りを制限している。

・不法投棄監視人

環境推進員の中から町内 6 地区ごと各 1 名選出（遊佐地区のみ 2 名）。各地区内を定期的に巡回し、不法投棄ごみ情報の提供やパトロール活動を行っている。

・フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域の団体・施設等に寄付する活動のこと。回収した食品は福祉施設やこども食堂、生活困窮者支援団体などに寄付する。公共施設や企業・店頭などに回収拠点を設けたり、イベントとあわせて単発で実施したりすることがある。食品ロス削減と福祉対策を両立する取り組みとして、全国で活動が広がっている。

【ま行】

・松くい虫

マツ属を中心としたマツ科樹木に発生する感染症である「マツ材線虫病」を引き起こす原因となる「線虫類」を運ぶ虫のこと。マツノマダラカミキリ（体長 3cm ほど）という昆虫のことをさしている。

・水循環保全条例

「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」の通称。町内の健全な水循環の保全を図るため、必要な施策の基本となる事項並びに土地の利用、地下水の利用及び良好な水質の確保に関する事項について定め、健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 25（2013）年 6 月に制定された。

・モニタリング

監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視とも言われる。大気質や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表例。気候変動などによる生物構成種の推移、人間活動による生物への影響などを長期間にわたり調査することや、環境変化を受けやすい代表的な生物など特定の生物種（指標種）を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握するのもモニタリングの一つである。

【や行】

・遊佐パーキングエリアタウン

令和 8（2026）年度、日本海沿岸自動車道の秋田県・山形県県境区間の開通に合わせ、町が整備を進めている新しい「道の駅」。通称 P A T（パット）。高速道路における S A 的な位置づけの施設であるが、単に S A ではなく、そこを起点に町が発展していくよう計画している。再生可能エネルギー活用による防災拠点としての役割も担う。

【ら行】

・リサイクル

環境汚染の防止、省資源・省エネルギーの推進、廃棄物の発生を抑制するため、資源として活用できる廃棄物を活用すること。

【アルファベット】

• ESD (Education for Sustainable Development)

イー・エス・ディー／Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)。持続可能な社会づくりを担う人材を育てるための教育。現代社会の様々な問題を自分ごととして捉え、身近なところから取り組むことで、価値観や行動を変えることを目指した教育・学習活動のこと。

• EV (Electric Vehicle)

電気自動車の略。またはそれに関連する技術。

• LAS-E

環境自治体スタンダードの略。環境自治体会議環境政策研究所が開発した環境マネジメントシステム。環境施策の取り組み成果を住民から選ばれた監査員がチェックし管理するしくみとなっている。行政機関のみならず住民や事業者が行う活動も対象としている。遊佐町では平成 19 (2007) 年度から導入している。

• OECM (Other Effective area based Conservation Measures)

オー・イー・シー・エム／Other effective area-based conservation measures (その他の効果的な地域をベースとする手段)。国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことを指す。例えば、集落で管理する里地里山、企業の森、社寺林など、必ずしも自然を守ることを主目的にしていなくても適切に人の手が入ることで生物多様性が保全されているエリアのこと。

• SDGs (Sustainable Development Goals)

「持続可能な開発目標」の略。国連の常設・補助機関のひとつである国連開発計画(UNDP)が重点活動に掲げるもので、2015年9月、国連での持続可能な開発サミットで、193か国によって採択され、2016年1月からスタートした。

先進国、発展途上国を問わず、地球上の国際目標に取り組もうというもの。2030年までに、「貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できることをめざす普遍的な行動を呼びかける」としている。UNDPは、日本を含む加盟国・地域での活動を通じて、SDGsの達成をめざしている。

• ZEB (Net Zero Energy Building)

ゼブ／Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)。エネルギー消費効率の高い建物や設備によって省エネルギーを図り、太陽光発電などでエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を実質ゼロにする建物のこと。住宅の場合はZEH(ゼッチ／Net Zero Energy House)と言う。

【数字】

・3R+Renewable

スリーアール・プラス・リニューアブル。3 Rは Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）という廃棄物削減・資源循環の優先順位を表す言葉。これに再生素材や再生可能な資源（紙やバイオマスプラスチック等）に代替することを意味する「Renewable」を加えた用語であり、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の基本原則となっている。